



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市議会の個人情報の保護に関する条例(第2号) 1846

◇川崎市議会基本条例の一部を改正する条例(第3号) 1856

規 則

◇川崎市私道舗装助成金支給規則の一部を改正する規則(第7号) 1857

◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第8号) 1857

告 示

◇指定納付受託者の指定(第104号) 1857

◇区物品出納員の設置及び区会計管理者の権限に属する事務の範囲の変更(第105号) 1857

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第106号) 1858

◇指定障害児通所支援の事業の廃止(第107号) 1858

◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第108号) 1858

◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第109号) 1859

◇土壌汚染対策法に基づく要措置区域の全部の指定の解除(第110号) 1859

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第111号) 1861

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第112号) 1863

◇自転車等の撤去と保管(第113号) 1865

◇入札占用計画の認定(第114号) 1865

◇入札占用計画の認定(第115号) 1865

◇入札占用計画の認定(第116号) 1865

◇入札占用計画の認定(第117号) 1865

◇道路区域の変更(第118号) 1866

◇道路の供用開始(第119号) 1866

◇道路区域の変更(第120号) 1866

◇道路の供用開始(第121号) 1866

◇港湾施設の名称、位置、規模等を定める告示の一部を改正する告示(第122号) 1866

◇自転車等の撤去と保管(第123号) 1867

◇指定自立支援医療機関の指定(第124号) 1867

◇指定自立支援医療機関の指定内容の変更(第125号) 1868

◇指定自立支援医療機関の指定の更新(第126号) 1871

◇道路区域の変更(第127号) 1873

◇道路の供用開始(第128号) 1873

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第129号) 1873

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第130号) 1873

税 告 示

◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定(第1号) 1874

◇固定資産税の納税者の縦覧(第2号) 1874

公 告

◇一般競争入札の執行(第577号) 1874

◇都市計画公聴会の開催(第578号) 1884

◇都市計画公聴会の開催(第579号) 1885

◇建築基準法に基づく意見聴取会の開催(第580号) 1887

◇一般競争入札の執行(第581号) 1887

◇一般競争入札の執行(第582号) 1889

◇川崎都市計画地区計画の変更の案の縦覧(第583号) 1890

◇川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の再指定(第584号) 1890

◇川崎市王禅寺余熱利用市民施設及び川崎市堤根余熱利用市民施設の指定管理者の再指定(第585号) 1891

◇開発行為に関する工事の完了(第586号) 1891

◇条例環境影響評価準備書の公告(第587号).....	1891	◇落札者等の公示(第144号).....	1968
◇差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づくインターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために講じた措置の公表(第588号).....	1892	◇落札者等の公示(第145号).....	1968
◇一般競争入札の執行(第589号).....	1893	◇一般競争入札の公告(第146号).....	1969
◇開発行為に関する工事の完了(第590号).....	1908	◇落札者等の公示(第147号).....	1971
◇川崎市森林整備計画の策定(第591号).....	1908	◇落札者等の公示(第148号).....	1971
◇一般競争入札の執行(第592号).....	1909	税公告	
◇一般競争入札の執行(第593号).....	1910	◇差押調書(謄本)の公示送達(第22号).....	1971
◇一般競争入札の執行(第594号).....	1912	◇差押調書(謄本)の公示送達(第23号).....	1971
◇一般競争入札の執行(第595号).....	1913	◇差押調書(謄本)の公示送達(第24号).....	1972
◇一般競争入札の執行(第596号).....	1915	◇督促状の公示送達(第25号).....	1972
◇一般競争入札の執行(第597号).....	1917	◇差押調書(謄本)の公示送達(第26号).....	1972
◇一般競争入札の執行(第598号).....	1918	◇差押調書(謄本)の公示送達(第27号).....	1972
◇一般競争入札の執行(第599号).....	1920	◇差押調書(謄本)の公示送達(第28号).....	1973
◇一般競争入札の執行(第600号).....	1922	◇差押調書(謄本)の公示送達(第29号).....	1973
◇一般競争入札の執行(第601号).....	1922	◇差押調書(謄本)の公示送達(第30号).....	1973
◇一般競争入札の執行(第602号).....	1924	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行(第603号).....	1925	◇川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程(第3号).....	1973
◇一般競争入札の執行(第604号).....	1926	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第605号).....	1928	◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の再指定(第11号).....	1973
◇一般競争入札の執行(第606号).....	1929	◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の再指定(第12号).....	1973
◇一般競争入札の執行(第607号).....	1931	◇公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始(第13号).....	1973
◇一般競争入札の執行(第608号).....	1933	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第609号).....	1934	◇一般競争入札の執行(第17号).....	1974
◇一般競争入札の執行(第610号).....	1936	◇一般競争入札の執行(第18号).....	1982
◇開発行為に関する工事の完了(第611号).....	1937	交通局公告	
◇自主的環境影響評価審査書の公告(第612号).....	1938	◇一般競争入札の執行(第31号).....	1985
◇一般競争入札の執行(第613号).....	1947	◇一般競争入札の執行(第32号).....	1987
◇開発行為に関する工事の完了(第614号).....	1951	◇一般競争入札の執行(第33号).....	1988
公告(調達)		◇一般競争入札の執行(第34号).....	1990
◇一般競争入札の執行(第134号).....	1951	◇一般競争入札の執行(第35号).....	1991
◇落札者等の公示(第135号).....	1953	病院局規程	
◇落札者等の公示(第136号).....	1953	◇川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程(第1号).....	1992
◇一般競争入札の執行(第137号).....	1953	◇川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程(第2号).....	1993
◇落札者等の公示(第138号).....	1955		
◇一般競争入札の公告(第139号).....	1955		
◇落札者等の公示(第140号).....	1963		
◇一般競争入札の執行(第141号).....	1963		
◇一般競争入札の公告(第142号).....	1965		
◇落札者等の公示(第143号).....	1968		

病院局公告			
◇一般競争入札の執行(第15号) ……………	1994		
◇一般競争入札の執行(第16号) ……………	1995		
◇一般競争入札の執行(第17号) ……………	1997		
消防局訓令			
◇川崎市消防団員の服装等に関する規 程の一部を改正する訓令(第3号) ……………	2000		
教育委員会規則			
◇川崎市立図書館規則の一部を改正す る規則(第2号) ……………	2004		
教育委員会告示			
◇教育委員会定例会の招集(第4号) ……………	2004		
選挙管理委員会告示			
◇各種請求及び委員の解職請求をする に必要な選挙権を有する者の数(第 2号) ……………	2004		
監査公表			
◇監査の結果について(第3号) ……………	2005		
人事委員会規則			
◇川崎市職員の定年に係る勤務延長の 手続に関する規則の一部を改正する 規則(第2号) ……………	2024		
◇川崎市職員の分限に関する規則の一 部を改正する規則(第3号) ……………	2026		
◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関 する規則の一部を改正する規則(第 4号) ……………	2026		
◇川崎市職員の給料等の支給に関する 規則の一部を改正する規則(第5号) ……………	2026		
◇川崎市職員の初任給調整手当の支給 に関する規則の一部を改正する規則 (第6号) ……………	2026		
◇川崎市職員の管理職手当に関する規 則の一部を改正する規則(第7号) ……………	2026		
◇川崎市職員の管理職員特別勤務手当 に関する規則の一部を改正する規則 (第8号) ……………	2027		
◇産業教育手当の支給に関する規則の 一部を改正する規則(第9号) ……………	2027		
◇義務教育等教員特別手当の支給に関 する規則の一部を改正する規則(第 10号) ……………	2027		
◇川崎市職員の給与に関する条例附則 第35項、第37項、第38項又は第40項 の規定による給料に関する規則(第 11号) ……………	2027		
農業委員会告示			
◇川崎市農業委員会総会の招集(第2			
号) ……………	2032		
職員共済組合公告			
◇川崎市職員共済組合組合会の招集(
第1号) ……………	2032		
区公告			
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(川崎区第40号) ……………	2033		
◇国民健康保険料及び介護保険料に係 る差押調書(謄本)の公示送達(川 崎区第41号) ……………	2033		
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(川崎区第42号) ……………	2033		
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達(川崎区第43号) ……………	2033		
◇住民票の職権消除(川崎区第44号)			
◇印鑑登録の抹消(川崎区第45号) ……………	2033		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(川崎区第46号) ……………	2034		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(川崎区第47号) ……………	2034		
◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達(川崎区第48号) ……………	2034		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(川崎区第49号) ……………	2034		
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(幸区第16号) ……………	2034		
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(幸区第17号) ……………	2034		
◇後期高齢者医療保険料に係る過誤納 金還付(充当)通知書の公示送達(
幸区第18号) ……………	2034		
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通 知書の公示送達(幸区第19号) ……………	2035		
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(幸区第20号) ……………	2035		
◇介護保険料に係る還付通知書の公示 送達(幸区第21号) ……………	2035		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(幸区第22号) ……………	2035		
◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達(中原区第14号) ……………	2035		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(中原区第15号) ……………	2036		
◇住民票の職権消除(高津区第16号)			
◇印鑑登録の抹消(高津区第17号) ……………	2036		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(高津区第18号) ……………	2036		
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄			

本)の公示送達(宮前区第11号)	2036
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(宮前区第12号)	2036
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(多摩区第12号)	2037
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(多摩区第13号)	2037
◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達(麻生区第12号)	2037
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(麻生区第13号)	2037
区選挙管理委員会告示	
◇川崎市高津区投票区設置告示の一部 改正(高津区第2号)	2037

条	例
----------	----------

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第2号

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条～第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第18条～第30条)
 - 第2節 訂正(第31条～第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条～第43条)
 - 第4節 審査請求(第44条～第46条)
- 第5章 雑則(第47条～第52条)
- 第6章 罰則(第53条～第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、川崎市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号

のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部

の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- （議会の責務）
- 第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 第2章 個人情報等の取扱い
（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 議長は、保有個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の適正な取扱い及び維持管理のため、保有個人情報等管理責任者を定めなければならない。

3 第1項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者

が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第3項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会が、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保

有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 第1項又は第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、議長が定めるところにより、その旨を公表するものとする。

5 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会局の特定の部若しくは課又は職員に限るものとする。

6 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第6項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受け

た者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨及び当該要配慮個人情報を必要とする理由
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルで

あって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項その他議長が定め

る事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第8条第5号に掲げる情報(人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報(次の第1号に係るものを除く。)に係る部分に限る。)(以下この章において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)(若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、

開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに指定出資法人(情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。)の役員及び職員をいう。以下この号において同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下この章において「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を

困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的につい

ては、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」

という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にか

かわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第30条 第28条の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の写しの交付等を受ける場合における当該写しの作成等に要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内

で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないとき(訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下この章において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から29日以内に行なければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、

この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないとき(利用停止請求に係る保有個人情報を

保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下この章において「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第25条第1項に規定する川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用の特例)

第47条 保有個人情報(情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下この条において「個人情報等」という。)の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処

理に努めなければならない。

2 議長は、前項に規定する個人情報等の保護に関する苦情について、公正かつ簡易迅速な処理を図るため必要と認めるときは、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第20条第1項に規定する川崎市個人情報保護委員（以下この条において「保護委員」という。）に処理を依頼することができる。

3 保護委員は、前項に規定する苦情の申出に基づき、必要があると認めるときは、議長に対し、個人情報等の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

4 議長は、前項の規定による保護委員の勧告があったときは、個人情報等の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

（情報公開運営審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第33条に規定する川崎市情報公開運営審議会に諮問することができる。

（運営状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の運営状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施のため必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第3項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の

決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に、議会に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第4条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第12条第2項第1号の同意があったものとみなす。

3 この条例の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイル簿についての第17条第1項の規定の適用については、同項中「作成し」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく、作成し」とする。

（川崎市情報公開条例の一部改正）

4 川崎市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「又は」を「、」に改め、「同条第1項」の次に「又は川崎市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年川崎市条例第2号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項」を加える。

第26条第1項中「又は個人情報保護法」を「、個人情報保護法」に改め、「同条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁」の次に「又は市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁」を加え、「又は第102条第1項」を「若しくは第102条第1項」に、「又は利用停止決定等」を「若しくは利用停止決定等」に改め、「規定する保有個人情報」の次に「又は市議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る市議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報」を加える。

第33条第1項中「及び」を「、」に改め、「個人情報保護法施行条例」という。）の次に「及び市議会個人情報保護条例」を加え、同条第2項第2号中「個人情報保護法施行条例」の次に「及び市議会個人情報保護条例」を加える。

川崎市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第3号

川崎市議会基本条例の一部を改正する条例

川崎市議会基本条例（平成21年川崎市条例第21号）の

一部を次のように改正する。

第19条第1項中「並びに資産等の公開」を「、資産等の公開並びに個人情報の保護」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

規 則

川崎市私道舗装助成金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第7号

川崎市私道舗装助成金支給規則の一部を改正する規則

川崎市私道舗装助成金支給規則（昭和48年川崎市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「居住者で当該道路」を「私道に接する敷地（敷地外への出入口が当該私道に面しているものに限る。）内の家屋に居住する者（以下「居住者」という。）で当該私道」に改める。

第3条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 両端が原則として舗装された公道に接続していること又は一端が舗装された公道に接続し、かつ、5世帯以上の居住者に利用されていること。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 私道の所有者、居住者その他市長が定める関係者の総意による工事施行の要望がなされていること。ただし、市長が別に定める要件に該当する場合は、この限りでない。

第4条第1項第1号中「が行き止まり道路である」を「の一端が舗装された公道に接続していない」に改める。第4条の2に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、川崎市私道舗装助成審査会の意見を聴くものとする。

第5条に次の1号を加える。

(4) 第3条第5号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、同号ただし書の市長が別に定める要件に該当することが確認できる書類

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給の可否を決定する場合において、必要があると認めるときは、川崎市私道舗装助成審査会の意見を聴くものとする。

第7条第1項中「助成金の支給の可否を決定」を「第

4条の2第1項に規定する事前審査及び前条第1項に規定する助成金の支給の可否に関して審議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則の規定は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給の申請をする者について適用し、同日前に支給の申請をした者については、なお従前の例による。

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月13日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第8号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第82号）の施行期日は、令和5年4月1日とする。

告 示

川崎市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦

- 指定納付受託者の住所及び名称
所在地 東京都港区高輪1-3-13 NBF高輪ビル6階
名称 ソニーペイメントサービス株式会社
代表者名 代表取締役 中村 英彦
- 指定納付受託者が納付する歳入の内容
電子申請システムを利用した各種手続における手数料、実費徴収金等
- 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和5年3月1日

川崎市告示第105号

川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）第16条第3項の規定により区物品出納員を設置し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、区会計管理者をして区会計管理者の権

限に属する事務について、下記変更前のおり委任されていたところですが、委任させた事務の範囲を下記変更後のおりとするにしましたので、同項後段の規定により告示します。

変更前

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 保育所等・地域連携担当物品出納員 (区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 保育所等・地域連携担当の庶務を担当する担当係長)	宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 保育所等・地域連携担当の物品(基金に属する動産を含む。)の出納保管に関する事務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

変更後

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間

宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 保育所等・地域連携担当物品出納員 (区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 保育所等・地域連携担当の庶務を担当する担当係長)	宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 保育所等・地域連携担当及び学校・地域連携担当の物品(基金に属する動産を含む。)の出納保管に関する事務	令和5年3月1日から令和5年3月31日まで
--	---	-----------------------

令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第106号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年3月2日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社メディホス	ティエル訪問介護ステーション	川崎市川崎区本町1-8-2 トラストビル2階	居宅介護 重度訪問介護	令和5年1月31日	1415001542

川崎市告示第107号

指定障害児通所支援の事業の廃止について
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年3月2日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社 グローバルキッズ	グローバルキッズ A c t 宮前平	川崎市宮前区宮前平1-4-142 ステージオーシー宮前平B1階 B1・2	児童発達支援	令和5年1月31日	1455500353

川崎市告示第108号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について
介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サー
令和5年1月廃止等

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和5年3月7日

川崎市長 福田紀彦

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社メディホス	1475004360	ティエル訪問介護ステーション	川崎市川崎区本町1-8-2 トラストビル2階	訪問介護
株式会社 チャイルドランド	1475301063	愛ランドグループホーム	川崎市高津区久末2093-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

株式会社 うえるさぼーと	1475301907	うえるさぼーと 介護サービス	川崎市高津区梶ヶ谷3-10-12	居宅介護支援
有限会社コスモス ヘルパーステーション	1475400436	コスモス・ぴあ・ ハウス	川崎市多摩区菅稲田堤3-17-11	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護

川崎市告示第109号

介護保険法によるサービス事業者等の指定
等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設

設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和5年3月7日

川崎市長 福田紀彦

令和5年3月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
合同会社アリピオ	1465090303	訪問看護ステーション はる	川崎市川崎区小田5丁目2番8号	訪問看護 介護予防訪問看護
SHOUBU株式会社	1465590377	いりどり訪問看護 リハビリステーション	川崎市宮前区平6丁目5-3 グレース宮前101号	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケアリッツ・ アンド・パートナーズ	1475004485	ケアリッツ川崎大師	川崎市川崎区旭町2-24-5 吉原第2ビル302	訪問介護
株式会社ツクイ	1475303515	ツクイ川崎梶ヶ谷 (訪問)	川崎市高津区向ヶ丘157-1	訪問介護
株式会社リビング プラットフォームケア	1495400770	ライブラリ生田	川崎市多摩区生田7-6-5	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護

川崎市告示第110号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の全部
の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、次の要措置区域の全部の指定の解除をしますので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年3月7日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する要措置区域

川崎市幸区塚越四丁目298番4の一部（別図のとおり）

（平成30年川崎市告示第564号により指定した区域）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

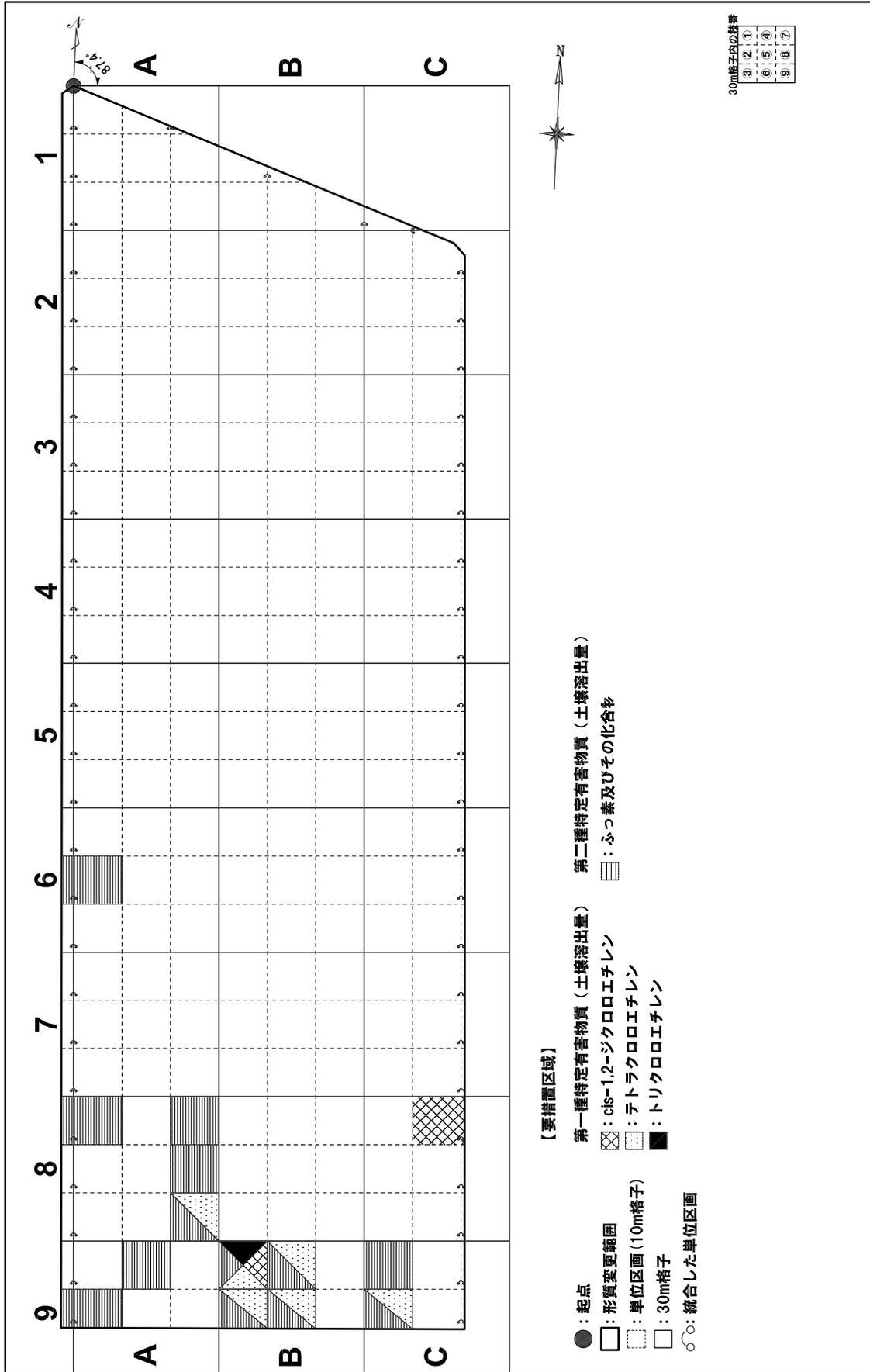
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去



別図

川崎市告示第111号

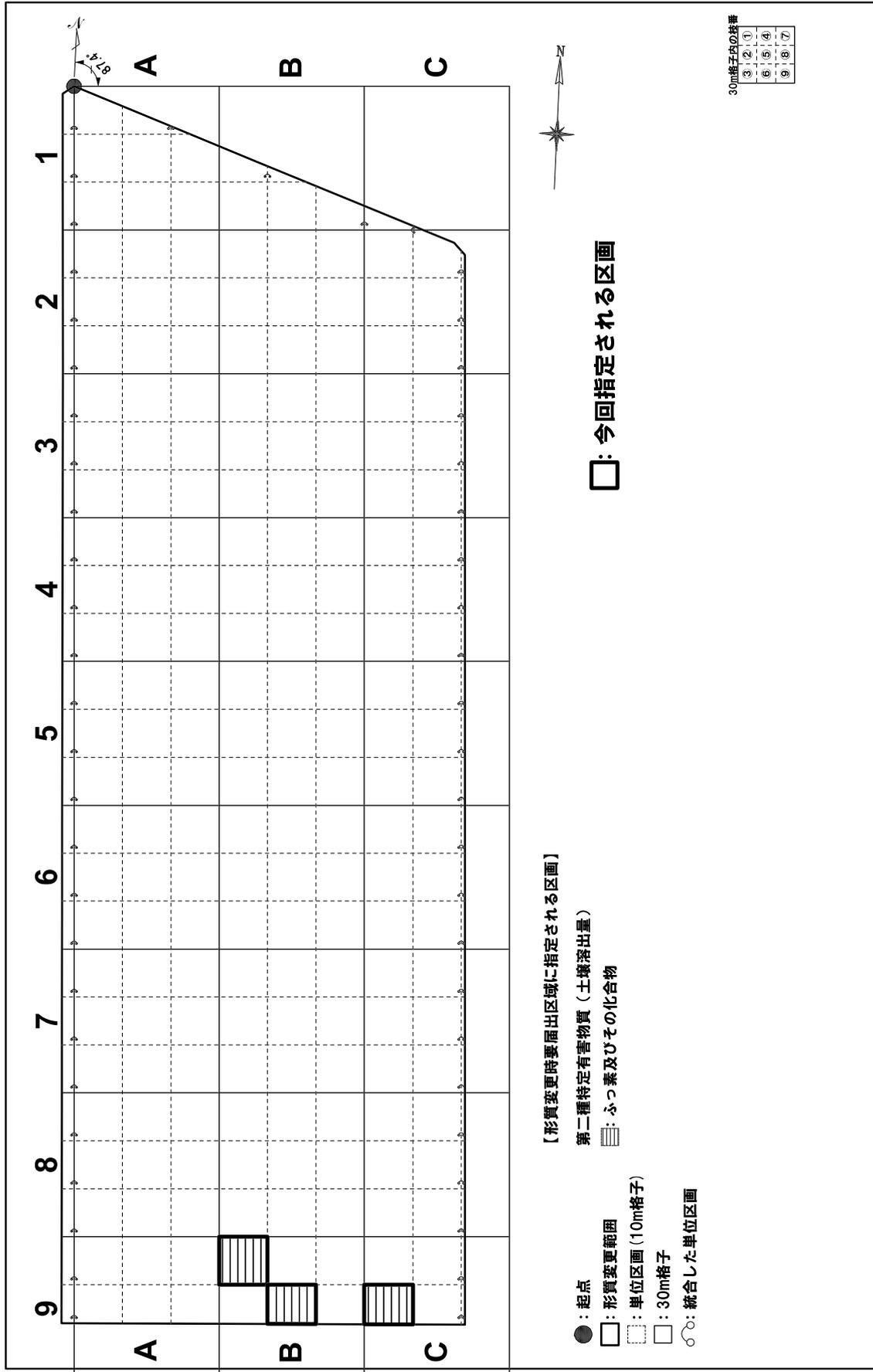
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定します。同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月7日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市幸区塚越四丁目298番4の一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当なし
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号 までの該当の有無
第58条第5項第10号に該当



別図

川崎市告示第112号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月7日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 形質変更時要届出区域の所在地

川崎市中原区西加瀬5番1、12番3、21番2、47番1, 2, 3, 4, 48番1, 3, 50番1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 58番3、59番1、88番1, 2, 103番1, 3, 4, 5, 116番1, 6, 7, 122番 1、125番 3、295番7, 9, 314番1, 2, 323番、324番1, 3, 4, 5、329番2, 3, 330番1, 2, 3, 4, 333番1, 2, 334番、334番2、336番2、337番4, 5, 341番1、347番2, 3, 348番6, 7、390番1, 8, 9, 10, 396番3、401番、402番及び403番の各一部（別図のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

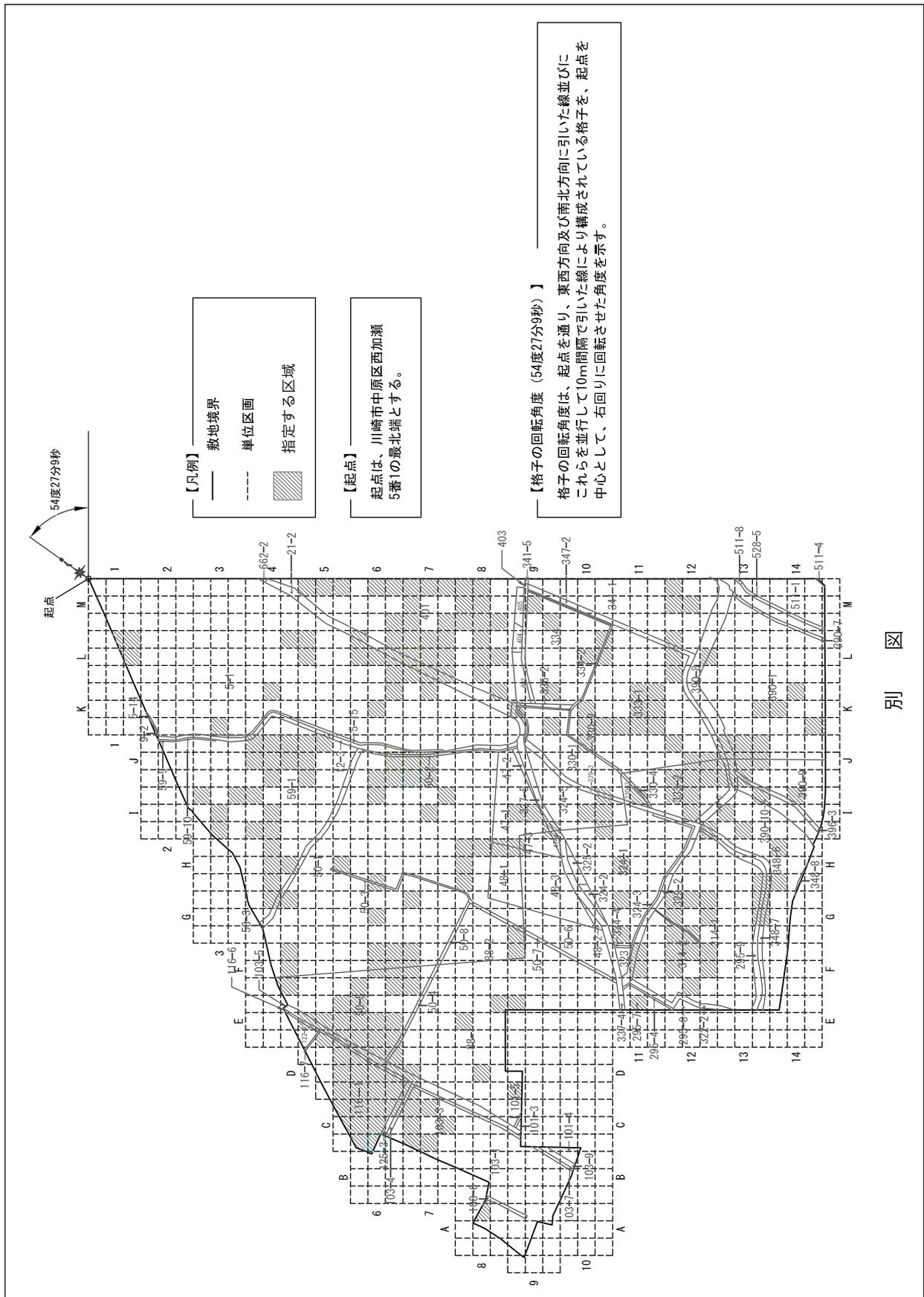
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号 までの該当の有無

該当無し



別 図

川崎市告示第113号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年3月7日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第114号

令和5年1月11日付けで公示した中原区小杉町三丁目の国道409号予定地(自動車駐車場、広場、公園、移動販売、露店)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日

令和5年3月10日

- 2 認定の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日

- 3 道路の占用の場所

川崎市中原区小杉町三丁目23-5他

- 4 認定計画提出者

株式会社アサヒエンタープライゼス

川崎市告示第115号

令和5年1月11日付けで公示した中原区宮内四丁目の国道409号予定地(自動車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日

令和5年3月10日

- 2 認定の有効期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日

- 3 道路の占用の場所

川崎市中原区宮内四丁目693-9他

- 4 認定計画提出者

大和ハウスパーキング株式会社

川崎市告示第116号

令和5年1月11日付けで公示した多摩区布田の都市計画道路小杉菅線予定地(自動車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日

令和5年3月10日

- 2 認定の有効期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

- 3 道路の占用の場所

川崎市多摩区布田1039-1他

- 4 認定計画提出者

株式会社アサヒエンタープライゼス

川崎市告示第117号

令和5年1月11日付けで公示した麻生区下麻生三丁目の主要地方道横浜上麻生予定地(自動車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和5年3月10日
- 2 認定の有効期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市麻生区下麻生3丁目112-8
- 4 認定計画提出者
株式会社アサヒエンタープライゼス

川崎市告示第118号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月10日から令和5年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川柿生線	川崎市宮前区平5丁目813番2先	14.55～15.59	27.04	
		川崎市宮前区平5丁目813番2先			
新	野川柿生線	川崎市宮前区平5丁目813番2先	16.55～17.59	27.04	
		川崎市宮前区平5丁目813番2先			

川崎市告示第119号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月10日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月10日から令和5年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川柿生線	川崎市宮前区平5丁目813番2先	
	川崎市宮前区平5丁目813番2先	

川崎市告示第120号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月10日から令和5年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	宮前第6号線	川崎市宮前区南野川1丁目2910番2先	16.00	11.60	
		川崎市宮前区南野川1丁目2910番2先			
新	宮前第6号線	川崎市宮前区南野川1丁目2910番2先	14.10～14.51	11.60	
		川崎市宮前区南野川1丁目2910番2先			
旧	有馬第235号線	川崎市宮前区東有馬5丁目2869番9先	3.27	4.31	
		川崎市宮前区東有馬5丁目2869番9先			
新	有馬第235号線	川崎市宮前区東有馬5丁目2869番2先	3.65	4.31	
		川崎市宮前区東有馬5丁目2869番2先			

川崎市告示第121号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月10日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月10日から令和5年3月27日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
宮前第6号線	川崎市宮前区南野川1丁目3984番2先	
	川崎市宮前区東有馬3丁目2936番先	
有馬第235号線	川崎市宮前区東有馬5丁目2869番2先	
	川崎市宮前区東有馬5丁目2869番2先	

川崎市告示第122号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月13日

川崎市長 福田紀彦

別表16船舶給水設備の表中

名称	位置	数量
「		

自動給水器	川崎区千鳥町3番地 千鳥町係留棧橋	1
	川崎区夜光3丁目2番地の5地先 夜光物揚場	1
	川崎区夜光3丁目2番地地先	1

を

「

名称	位置	数量
自動給水器	川崎区千鳥町3番地 千鳥町係留棧橋	1

に改める。

別表18事務所附帯施設の表中

「

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	アスコン舗装	13,412

を

「

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島92番地	アスコン舗装	2,004

に改める。

別表23駐車施設の表中

「

名称	位置	面積
千鳥町第1駐車場	川崎区千鳥町24番地	平方メートル 1,722
川崎コンテナ駐車場	川崎区東扇島92番地	1,716
東扇島東駐車場	川崎区東扇島60番地	16,861
川崎コンテナトラクターヘッド置場	川崎区東扇島93番地	394

を

「

名称	位置	面積
千鳥町第1駐車場	川崎区千鳥町24番地	平方メートル 1,722
川崎コンテナ駐車場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	13,518
東扇島東駐車場	川崎区東扇島60番地	16,861

に改める。

川崎市告示第123号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川

1 新規指定

(1) 病院・診療所

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	主たる医師氏名

崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年3月14日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定します。

令和5年3月14日

川崎市長 福田紀彦

1	百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	育成医療・更生医療	医療法人社団 聖癒会	理事長 石井 修	令和5年2月1日	山崎 行敬(免疫に関する医療)
2	宮崎台おとな子ども矯正歯科	川崎市宮前区宮崎2-11-1 ビルディングフラワータイム5F	育成医療・更生医療	-	市川 雄大	令和5年2月1日	市川 雄大(歯科矯正に関する医療)

(2) 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師氏名
1	薬局マツモトキョシ 川崎小田店	川崎市川崎区小田1-1-18	育成医療・更生医療	株式会社 マツモトキョシ	代表取締役 松本 貴志	令和5年2月1日	伊藤 一登
2	ハウズ薬局	川崎市中原区宮内1-8-3	育成医療・更生医療	株式会社 メディコ・ジャパン	代表取締役 酒井 寛基	令和4年8月1日	齋藤 千恵子
3	薬局マツモトキョシ 宮前平駅前店	川崎市宮前区土橋1-1-6	育成医療・更生医療	株式会社 マツモトキョシ	代表取締役 松本 貴志	令和5年2月1日	関澤 さなえ
4	グレイスファーマシー	川崎市中原区市ノ坪66-5 ライオンズマンション武蔵小杉第2-106号	育成医療・更生医療	-	吉村 晃	令和5年2月1日	吉村 晃
5	ドリームファーマシー	川崎市多摩区西生田3-9-3 クレール読売ランド前101	育成医療・更生医療	-	河原林 平	令和5年2月1日	河原林 平
6	クスリのナカヤマ薬局 向ヶ丘遊園駅南口店	川崎市多摩区登戸2052 ヨシザワプラザビル1F	育成医療・更生医療	株式会社 クスリのナカヤマ	代表取締役 中山 唱司	令和5年2月1日	内山 智晴
7	のぞみ薬局	川崎市中原区小杉町3-24-4 1F	育成医療・更生医療	晃栄プランニング株式会社	代表取締役 田代 雅也	令和4年12月1日	手嶋 ゆりな
8	ハックドラッグ長沢薬局	川崎市多摩区长沢4-1-3	育成医療・更生医療	ウエルシア薬局株式会社	代表取締役 松本 忠久	令和4年7月1日	坂本 育恵
9	クリエイト薬局 ライズモール鷺沼店	川崎市宮前区鷺沼1-24-4 ライズモール鷺沼1F	育成医療・更生医療	株式会社 クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	令和5年2月1日	本間 小百合
10	クリエイト薬局 川崎末長店	川崎市高津区末長4-8-46	育成医療・更生医療	株式会社 クリエイトエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	令和5年2月1日	松永 愛理紗

(3) 訪問看護

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	事業者名称	代表者氏名	指定年月日
1	ナーシングケアホーム 長沢ひまわり	川崎市多摩区长沢1-27-7	育成医療・更生医療	医療法人社団 三医会	理事長 船津 到	令和4年4月1日

2 医療機関コード変更に伴う新規指定

(1) 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師氏名
1	クローバー薬局	川崎市多摩区登戸1853-1	育成医療・更生医療	株式会社 T&I	代表取締役 小野寺 勇	令和4年6月27日	小野寺 光野
2	アイン薬局 鋼管通店	川崎市川崎区鋼管通1-2-4	育成医療・更生医療	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	令和4年9月1日	竹澤 秀文
3	かえで薬局	川崎市幸区南幸町2-79-2 ブリックハウス1F	育成医療・更生医療	-	横井 達人	令和5年1月1日	韓 明姫
4	灰吹屋薬局 本店	川崎市高津区溝口3-7-11 高津駅前J'sビル1階	育成医療・更生医療	株式会社 灰吹屋薬局	代表取締役 鈴木 孝寛	令和4年9月26日	松浦 和宏
5	クオール薬局 武蔵小杉南店	川崎市中原区市ノ坪129 セフィロトの樹1階101号室	育成医療・更生医療	クオール株式会社	代表取締役 柄澤 忍	令和4年12月1日	佐藤 有希
6	たけのこ薬局 溝ノ口店	川崎市高津区久本1-2-5	育成医療・更生医療	銀座株式会社	代表取締役 柳澤 一平	令和4年12月1日	倉島 朋子

川崎市告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定内容を変更します。

令和5年3月14日

川崎市市長 福田 紀彦

1 主として担当する医師又は歯科医師の変更

No.	医療機関名称	所在地	担当する医療種類	新医師氏名	旧医師氏名	自立支援医療の種類	変更年月日
1	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	免疫に関する医療	國島 広之	新井 文子	育成医療・更生医療	令和4年8月1日

2 薬局の名称又は所在地の変更

No.	新医療機関名称	新所在地	旧医療機関名称	旧所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
1	まごころ薬局 栗平店	川崎市麻生区栗平2-3-5 オダキューOX栗平店内	竹下薬局	川崎市麻生区栗平2-3-5 オダキューOX栗平店内	育成医療・更生医療	令和4年8月1日

3 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(薬局)

No.	医療機関名称	新開設者名称	新開設者氏名	新開設者住所	旧開設者名称	旧開設者氏名	旧開設者住所	自立支援医療の種類	変更年月日
1	浜川崎薬局	株式会社 わかば	代表取締役 杉本 修康	横浜市港北区新横浜2-12-10	株式会社 わかば	代表取締役 杉本 年光	横浜市港北区新横浜2-12-10	育成医療・更生医療	令和4年6月24日
2	わかば薬局 新作店	株式会社 わかば	代表取締役 杉本 修康	横浜市港北区新横浜2-12-10	株式会社 わかば	代表取締役 杉本 年光	横浜市港北区新横浜2-12-10	育成医療・更生医療	令和4年6月24日
3	日生薬局 元住吉店	ミアヘルサ株式会社	代表取締役 青木 勇	東京都新宿区市谷仲之町3-19	ミアヘルサ株式会社	代表取締役 青木 勇	東京都新宿区河田町3-10	育成医療・更生医療	令和4年6月24日
4	プラザ薬局 宮崎台	株式会社 オオノ	代表取締役 川澄 一秀	仙台市青葉区上杉2-3-19	株式会社 オオノ	代表取締役 塩田 亨	仙台市青葉区上杉2-3-19	育成医療・更生医療	令和4年6月23日
5	鋼管通薬局	株式会社 メディカルサポート	代表取締役 血澤 康志	東京都板橋区高島平1-27-10	株式会社 メディカルサポート	代表取締役 血澤 康志	東京都中央区日本橋本町2-8-12	育成医療・更生医療	令和4年8月1日
6	コストコホールセール川崎倉庫店薬局	コストコホールセールジャパン株式会社	代表取締役 ケン テリオ	千葉県木更津市瓜倉361(金田西2街区2画地)	コストコホールセールジャパン株式会社	代表取締役 ケン テリオ	川崎市川崎区池上新町3-1-4	育成医療・更生医療	令和4年8月26日
7	あいケア薬局 野川店	株式会社 フラント	代表取締役 石塚 雅彦	群馬県太田市本町21-8	株式会社 フラント	代表取締役 石塚 雅彦	群馬県太田市八幡町12-7	育成医療・更生医療	令和4年11月19日

4 管理薬剤師の変更

No.	医療機関名称	所在地	新薬剤師名	旧薬剤師名	自立支援医療の種類	変更年月日
1	健ナビ薬樹薬局 鹿島田2号店	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎2階	佐竹 美紗	田邊 真人	育成医療・更生医療	令和4年1月13日
2	セントラル薬局 溝の口不動	川崎市高津区下作延4-27-10-103	尾栢 有美	横内 麻里子	育成医療・更生医療	令和4年6月11日
3	クオール薬局 聖マリアンナ医大前店	川崎市多摩区長沢2-20-31	福島 弘之	小池 香織	育成医療・更生医療	令和4年6月28日
4	ひまりファーマシー小田栄店	川崎市川崎区小田栄2-3-1 コーナンPRO小田栄店2階	甲斐 紀行	森川 直樹	育成医療・更生医療	令和4年7月8日
5	クリエイト薬局 川崎王禅寺店	川崎市麻生区王禅寺東3-26-3	柳下 和寛	松田 隆広	育成医療・更生医療	令和4年6月11日
6	クリエイトエス・ディー川崎宮崎台駅前店薬局	川崎市宮前区宮崎2-10-8	山口 智弘	福重 由香里	育成医療・更生医療	令和4年7月1日
7	薬樹薬局 川崎	川崎市川崎区新川通11-8 アオキガーデンヒル新川通1階	田澤 有紗	川合 望海	育成医療・更生医療	令和4年8月8日
8	薬樹薬局 登戸	川崎市多摩区登戸2428-4 ロッソベレンネ1階	梅園 誠	永川 睦美	育成医療・更生医療	令和4年5月23日
9	ココカラファイン薬局 関東労災病院前店	川崎市中原区木月住吉町2-31-1 F	新関 由希乃	土屋 英一	育成医療・更生医療	令和4年7月1日
10	川崎すみれ薬局	川崎市川崎区藤崎4-21-1	宮本 祐亮	小橋 謙二	育成医療・更生医療	令和4年9月1日
11	ミキ薬局 武蔵小杉店	川崎市中原区小杉町1-510-2 セ・クレール武蔵小杉101	北川 絵美子	入澤 将人	育成医療・更生医療	令和4年8月11日

12	すずの音楽局	川崎市中原区下沼部1705 白井ビル1階B	上條 亜矢	篠田 豪	育成医療・更生医療	令和4年3月7日
13	灰吹屋薬局 読売ランド店	川崎市多摩区西生田3-9-30	地主 拓也	鈴木 正範	育成医療・更生医療	令和4年7月1日
14	日本調剤 菅生薬局	川崎市宮前区菅生2-16-1	高橋 裕美	高橋 義紀	育成医療・更生医療	令和4年7月1日
15	川崎コスモス薬局	川崎市川崎区京町2-16-3 エステ・スクエア川崎京町105	早川 貴勝	高橋 保	育成医療・更生医療	令和4年10月1日
16	クオール薬局小倉店	川崎市幸区小倉5-1-20	小島 博子	佐藤 みちる	育成医療・更生医療	令和4年10月1日
17	アイン薬局 アトレ川崎店	川崎市川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎8階	古賀 幸恵	三田 伶	育成医療・更生医療	令和4年10月1日
18	たま薬局	川崎市多摩区菅北浦2-2-23	鈴木 和巳	三宅 千恵	育成医療・更生医療	令和4年10月1日
19	イロドリ薬局千年店	川崎市高津区千年623-1 小宮ビル	水野 彩香	瀧上 彩香	育成医療・生医療	令和4年10月10日
20	コクミン薬局 武蔵小杉店	川崎市中原区小杉町1-511-1 マイキャッスル武蔵小杉IV 101	山崎 綾子	若津屋 恵美	育成医療・更生医療	令和4年10月21日
21	灰吹屋薬局 高津西口店	川崎市高津区二子4-1-2 中興3ビル1F	地主 拓也	北野 智英	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
22	灰吹屋薬局 読売ランド店	川崎市多摩区西生田3-9-30	鈴木 正範	地主 拓也	育成医療・更生医療	令和4年10月17日
23	セントラル薬局 溝口宮の下	川崎市高津区上作延539-5	成毛 悦子	柏倉 章子	育成医療・更生医療	令和4年6月11日
24	薬局トモズ アトレ川崎店	川崎市川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎1階	内田 優人	浅羽 広寛	育成医療・更生医療	令和4年10月1日
25	クリエイト薬局 川崎鷺沼店	川崎市宮前区鷺沼1-18-11 ニューウェル1階	石田 直也	本間 小百合	育成医療・更生医療	令和4年9月20日
26	アイランド薬局 新丸子店	川崎市中原区小杉町1-528-6 三浦ビル1階	齋藤 通子	史陀 由恵	育成医療・更生医療	令和4年7月1日
27	アイセイハート薬局 宮前平店	川崎市宮前区小台2-5-1 ティモネ宮前平102	城取 麻美	元山 莉那	育成医療・更生医療	令和4年7月1日
28	田辺薬局鋼管通り店	川崎市川崎区鋼管通1-4-21	藤田 康一	白土 淳也	育成医療・更生医療	令和4年10月1日
29	フジ薬局 長沢店	川崎市多摩区長沢4-2-6	大月 一恵	宮本 孝子	育成医療・更生医療	令和4年11月21日
30	ハックドラッグ大島薬局	川崎市川崎区追分町16-1 カルナーザ川崎1F	宮地 さき	對間 太介	育成医療・更生医療	令和4年11月11日

5 訪問看護ステーションの名称又は所在地の変更

No.	新医療機関名称	新所在地	旧医療機関名称	旧所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
1	にじのわ訪問看護ステーション宮前	川崎市宮前区馬絹6-1-7 サンクレスト宮崎台201	訪問看護&リハビリステーション エール	川崎市宮前区馬絹6-1-7 サンクレスト宮崎台201	育成医療・更生医療	令和4年7月1日
2	訪問看護リハビリステーション椿の大樹	川崎市高津区久本3-3-2 溝ノ口第一生命ビルディング6階	訪問看護リハビリステーション椿の大樹	川崎市高津区久本3-3-2 溝ノ口第一生命ビルディング2階	育成医療・更生医療	令和4年10月26日

6 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(訪問看護)

No.	医療機関名称	新開設者名称	新開設者氏名	新開設者住所	旧開設者名称	旧開設者氏名	旧開設者住所	自立支援医療の種類	変更年月日
1	ソフィアメディ訪問看護ステーション元住吉	ソフィアメディ株式会社	代表取締役伊藤 綾	東京都港区芝浦3-1-1	ソフィアメディ株式会社	代表取締役伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和5年2月1日
2	ソフィアメディ訪問看護ステーション鹿島田	ソフィアメディ株式会社	代表取締役伊藤 綾	東京都港区芝浦3-1-1	ソフィアメディ株式会社	代表取締役伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和5年2月1日

3	ソフィアメディ訪問看護ステーション宮前	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都港区芝浦3-1-1	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和5年2月1日
4	ソフィアメディ訪問看護ステーション麻生	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都港区芝浦3-1-1	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和5年2月1日
5	ソフィアメディ訪問看護ステーション溝口	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都港区芝浦3-1-1	ソフィアメディ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	東京都品川区西五反田1-3-8	育成医療・更生医療	令和5年2月1日

川崎市告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定を更新します。

令和5年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 病院・診療所

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	主たる医師氏名
1	医療法人社団健栄会 宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2 宮前平ハイツ2F	育成医療・更生医療	医療法人社団 健栄会	理事長 今井 利一	令和4年 8月1日	出川 寿一（腎臓に関する医療）
2	医療法人社団理悼会 宮崎台やすい矯正歯科クリニック	川崎市宮前区宮崎2-12-1 宮崎台プラザビル105	育成医療・更生医療	医療法人社団 理悼会	理事長 安井 正紀	令和3年 2月1日	安井 正紀（歯科矯正に関する医療）
3	医療法人愛仁会 太田 総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	育成医療・更生医療	医療法人社団 愛仁会 太田総合病院	理事長 太田 史一	令和3年 2月1日	池本 庸（形成外科に関する医療）
4	医療法人財団石心会 川崎幸病院	川崎市幸区大宮町31-27	育成医療・更生医療	社医財 石心会	理事長 石井 暎禧	令和5年 2月1日	佐藤 兼重（形成外科に関する医療）
5	医療法人社団天竜堂 猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38 猿谷ビル1F	育成医療・更生医療	医療法人社団 天竜堂	理事長 猿谷 昌司	令和3年 2月1日	猿谷 昌司（耳鼻咽喉科に関する医療）

2 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師氏名
1	大島アルファ薬局	川崎市川崎区大島4-4-3	育成医療・更生医療	有限会社 アルファ薬局	代表取締役 上村 弘	令和4年 8月1日	長谷山 美紀
2	すずの音薬局	川崎市中原区下沼部1705 白井ビル1階B	育成医療・更生医療	株式会社 セレネファーマシー	代表取締役 松山 朋生	令和4年 2月1日	篠田 豪
3	日本調剤 元住吉駅前薬局	川崎市中原区木月1-26-15 尾原ビル1F	育成医療・更生医療	日本調剤株式 会社	代表取締役 三津原 庸介	令和4年 8月1日	服部 美咲
4	調剤薬局ツルハド ラッグ 栗平駅前 店	川崎市麻生区白鳥3-5-2 ガーデンヒルズ白鳥1階	育成医療・更生医療	株式会社ツル ハ	代表取締役社長 八幡 政浩	令和3年 2月1日	上岡 園子
5	有限会社 エビス薬局	川崎市川崎区桜本1-8-9	育成医療・更生医療	有限会社 エビス薬局	代表取締役 小野 文雄	令和4年 8月1日	小野 文雄
6	夢見ヶ崎薬局	川崎市幸区南加瀬3-1-22	育成医療・更生医療	有限会社 夢見ヶ崎薬局	代表取締役 山本 浩史	令和3年 8月1日	山本 浩史
7	タカハシ薬局	川崎市川崎区大師駅前1-6-7	育成医療・更生医療	有限会社 高橋薬局	代表取締役 高橋 謙一	令和3年 2月1日	高橋 謙一
8	ランド薬局	川崎市川崎区駅前本町14-6 1階	育成医療・更生医療	株式会社 ランドメディカル	代表取締役 清川 竜之進	令和3年 2月1日	清川 竜之進
9	すみれ薬局	川崎市川崎区小田1-1-2 ソルスティス京町1F	育成医療・更生医療	株式会社RKK	代表取締役 伊藤 順子	令和4年 8月1日	小西 多佳子
10	ひばり薬局川崎店	川崎市川崎区砂子2-6-1 石井ビル1F	育成医療・更生医療	株式会社 プロス	代表取締役 綿貫 恵	令和5年 2月1日	今清水 宏介

11	有限会社 葵調剤薬局	川崎市多摩区登戸3200-1	育成医療・ 更生医療	有限会社 葵 調剤薬局	代表取締役 安室 千草	令和3年 8月1日	ジェンセン 美恵子
12	しんかわ井出薬局	川崎市多摩区登戸1654	育成医療・ 更生医療	有限会社 ス リーエムズ	代表取締役 長野 麻知子	令和4年 8月1日	森田 千鶴子
13	日本調剤 こすぎ薬局	川崎市中原区小杉町1-513	育成医療・ 更生医療	日本調剤株式 会社	代表取締役 三津原 庸介	令和3年 2月1日	谷崎 勝利
14	みらい薬局武蔵小 杉店	川崎市中原区小杉町3-1501 セントア武蔵小杉A棟1 -103A	育成医療・ 更生医療	株式会社テン メディカル	代表取締役 大島 久明	令和4年 2月1日	三隅 誠三
15	一貫堂薬局	川崎市麻生区古沢172-1	育成医療・ 更生医療	株式会社 キ リン堂	代表取締役 寺西 豊彦	令和4年 2月1日	奥山 健
16	セントラル薬局 溝口宮の下	川崎市高津区上作延539-5	育成医療・ 更生医療	株式会社 S F・インフォ ネット	代表取締役 朝倉 啓介	令和3年 8月1日	成毛 悦子
17	アット薬局中央店	川崎市高津区溝口1-17-3	育成医療・ 更生医療	有限会社 ア ットメディカ ル	代表取締役 渡辺 太	令和4年 8月1日	渡辺 太
18	境町薬局	川崎市川崎区境町15-20-101	育成医療・ 更生医療	有限会社 ウ イズ	代表取締役 宇井 敬	令和1年 8月1日	宇井 敬
19	すずらん薬局	川崎市川崎区大島上町1-11	育成医療・ 更生医療	株式会社 す ずらん薬局	代表取締役 佐藤 暢宏	令和3年 2月1日	佐藤 暢宏
20	潮見台薬局	川崎市宮前区潮見台20-3	育成医療・ 更生医療	株式会社 横 浜菊名薬局	代表取締役 佐藤 雄子	令和3年 2月1日	吉川 真由美
21	田辺薬局 川崎高津店	川崎市高津区北見方2-16-1	育成医療・ 更生医療	田辺薬局株式 会社	代表取締役 佐藤 淳一	令和3年 8月1日	三原 正男
22	アイランド薬局 新丸子店	川崎市中原区小杉町1-528- 6 三浦ビル1階	育成医療・ 更生医療	アボクリート 株式会社	代表取締役 金本 鎮久	令和4年 2月1日	史陀 由恵
23	ポピー薬局	川崎市中原区新城5-1-1 ウイステリアビル1階	育成医療・ 更生医療	株式会社 ア ヴァンス	代表取締役 浅野目 まりこ	令和4年 8月1日	浅野目 まりこ
24	灰吹屋薬局 ノクティ店	川崎市高津区溝口1-4-1 ノクティプラザ2 B1F	育成医療・ 更生医療	株式会社灰吹 屋薬局	代表取締役 鈴木 孝寛	令和5年 2月1日	橋詰 かおり
25	田辺薬局 鋼管通り店	川崎市川崎区鋼管通1-4 -21	育成医療・ 更生医療	有限会社 ア ンディ	代表取締役 佐藤 啓介	令和2年 2月1日	白土 淳也
26	グリーン調剤薬局	川崎市中原区新城1-5-16- 101	育成医療・ 更生医療	有限会社 グ リーン調剤薬 局	取締役 稲垣 和彦	令和5年 2月1日	金城 康雄
27	宮前平薬局	川崎市宮前区宮崎6-9-5	育成医療・ 更生医療	株式会社 横 浜調剤薬局	代表取締役 野呂 敦	令和3年 2月1日	小畑 裕子
28	あけぼの薬局 武蔵中原店	川崎市中原区下小田中2- 2-1 ピアオオタニ1階	更生医療	株式会社 あ けぼの	代表取締役 新村 理恵子	令和5年 2月1日	外山 航
29	クスリのナカヤマ 薬局 生田駅南口 店	川崎市多摩区生田7-2-18	育成医療・ 更生医療	株式会社 ク スリのナカヤ マ	代表取締役 中山 唱司	令和5年 2月1日	石田 美紀
30	フジ薬局 長沢店	川崎市多摩区長沢4-2-6	育成医療・ 更生医療	株式会社 フ ジ薬局	代表取締役 井上 功	令和5年 2月1日	大月 一恵
31	クワイオ薬局小田 店	川崎市川崎区小田5-28-14 エリマオーリノ1階	育成医療・ 更生医療	イオックス・ ファーマシー 株式会社	代表取締役 井 奥 貴之	令和5年 2月1日	木村 直樹
32	ファーコス薬局 たちばな	川崎市川崎区中島3-6-9 フルールビル1階	育成医療・ 更生医療	株式会社 ユ ニスマイル	代表取締役 白 成澤	令和4年 8月1日	内田 知佐
33	ダリヤ井田薬局	川崎市中原区井田1-36-2	育成医療・ 更生医療	株式会社 ウ ィーズ	代表取締役 竹林 和人	令和4年 2月1日	田所 俊亮
34	灰吹屋薬局 宮前平店	川崎市宮前区宮前平2-15- 8	育成医療・ 更生医療	株式会社灰吹 屋薬局	代表取締役 鈴木孝寛	令和5年 2月1日	津田 文子
35	稲垣薬局 川崎店	川崎市幸区南幸町2-40 ア ーバンパークサイドK101	育成医療・ 更生医療	株式会社 三 祐産業	代表取締役 稲垣 英夫	令和3年 8月1日	中村 栄幸

3 訪問看護

No.	医療機関名	所在地	自立支援 医療の種類	事業者名称	代表者氏名	指定年月日
1	ソフィアメディ訪問 看護ステーション溝口	川崎市高津区溝口1-19-11 グランデール溝 ノ口605号室	育成医療・ 更生医療	ソフィアメデ ィ株式会社	代表取締役 伊藤 綾	令和4年 8月1日

2	訪問看護リハビリテーション麻生	川崎市麻生区百合丘2-19-43	育成医療・更生医療	株式会社かわさきハートネット	代表取締役 大森 豊	令和5年 2月1日
---	-----------------	------------------	-----------	----------------	---------------	--------------

川崎市告示第127号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月14日から令和5年3月29日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅仙谷第31号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6562番79先	3.14～ 4.28	29.10	
		川崎市多摩区菅仙谷1丁目6562番79先			
新	菅仙谷第31号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6562番78先	6.00	29.10	
		川崎市多摩区菅仙谷1丁目6562番76先			

川崎市告示第128号

道路供用開始に関する告示

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
アンダンテミライ株式会社	toiro 武蔵小杉	川崎市中原区上丸子山王町2丁目1329番地3 クオリティビル	児童発達支援	令和5年 3月1日	1455200509
株式会社Up Start	ステラファミリア 宿河原店	川崎市多摩区長尾5-22-18 シャインズコート1階	児童発達支援	令和5年 3月1日	1455400596
株式会社Up Start	ステラファミリア 宿河原店	川崎市多摩区長尾5-22-18 シャインズコート1階	放課後等 デイサービス	令和5年 3月1日	1455400596

川崎市告示第130号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました。

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和5年3月14日から令和5年3月29日まで一般の縦覧に供します。

令和5年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅仙谷第31号線	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6562番78先	
	川崎市多摩区菅仙谷1丁目6562番76先	

川崎市告示第129号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ツクイ	ツクイ川崎梶ヶ谷（訪問）	川崎市高津区向ヶ丘157-1	居宅介護	令和5年 3月1日	1415301322
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ川崎大師	川崎市川崎区旭町2-24-5 吉原第2ビル302	居宅介護	令和5年 3月1日	1415001724
有限会社健孝ホーム	ケンコーホームケアサービス	川崎市川崎区大島一丁目4番8号-204号室	行動援護	令和5年 3月1日	1415001062
ミナノワ株式会社	短期入所クライス川崎初山	川崎市宮前区初山一丁目36番48号	短期入所	令和5年 3月1日	1415501103
ミナノワ株式会社	クライスハイム川崎初山事業所	川崎市宮前区初山一丁目36番48号	共同生活援助	令和5年 3月1日	1425501093
アンダンテワークス株式会社	就労継続支援B型 銀河 溝の口	川崎市高津区久地1-7-28サンクレスト1階	就労継続支援B型	令和5年 3月1日	1415301314

税 告 示

川崎市税告示第1号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について(平成21年川崎市告示第91号)の一部を改正し、令和5年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和5年2月27日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

学校法人カリタス学園(川崎市多摩区中野島4丁目6番1号)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金
------------------------------	---------------------------

川崎市税告示第2号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、次により令和5年度分の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿を市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、また、令和5年度分の固定資産税に関する家屋価格等縦覧帳簿を市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。

令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦

1 縦覧の期間

令和5年4月3日から令和5年5月1日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

(案件1)

2 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

(1) 資産(土地・家屋)の所在する区が川崎区又は幸区の場合

川崎かわさき市税事務所資産税課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル3階

(2) 資産(土地・家屋)の所在する区が中原区の場合
川崎しみぞのくち市税事務所こすぎ市税分室資産税担当

川崎市中原区小杉町3丁目245番地 中原区役所3階

(3) 資産(土地・家屋)の所在する区が高津区又は宮前区の場合

川崎しみぞのくち市税事務所資産税課

川崎市高津区下作延2丁目7番60号

(4) 資産(土地・家屋)の所在する区が多摩区又は麻生区の場合

川崎市しんゆり市税事務所資産税課

川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号 新百合トウエンティワン5階

公 告

川崎市公告第577号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名 特別養護老人ホームしゅくがわら昇降機設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号
	履 行 期 間 契約の日から令和6年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。
	(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。

参加資格	(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年3月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 多摩消防署受変電設備改修工事 履行場所 川崎市多摩区枳形2丁目6番1号 履行期間 契約の日から令和5年12月20日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年3月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 中原区役所別館トイレ改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉町3丁目245番地
	履 行 期 間 契約の日から令和6年2月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年3月29日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 久地小学校校舎改修その他その4工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久地4丁目2番1号
	履 行 期 間 契約の日から令和5年12月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企</p>

参 加 資 格	<p>業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月7日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 南百合丘小学校外壁塗装改修その他その1工事
	履行場所 川崎市麻生区王禅寺西1丁目26番1号
	履行期間 契約の日から令和5年12月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参 加 資 格	<p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月7日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 宮前消防署宮崎出張所新築冷暖房設備その他工事
	履行場所 川崎市宮前区有馬2丁目8番11号
	履行期間 契約の日から令和6年5月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年3月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名 国際交流センター空気調和設備改修工事
	履行場所 川崎市中原区木月祇園町2番2号
	履行期間 契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	<p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。） ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年3月31日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名 市道中原11号線舗装道補修（切削）工事
	履行場所 川崎市中原区井田2丁目27番地先
	履行期間 契約の日から160日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年3月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	市道中野島22号線道路補修（切削）工事
	履行場所	川崎市多摩区中野島4丁目4番地先
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年3月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 中原区内公園施設補修（緊急）工事
	履 行 場 所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市幸区、中原区又は高津区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年3月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件11)	
競争入札に 付する事項	件 名 中原区内市道宮内新横浜線舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上小田中2丁目9番地先
	履 行 期 間 契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年3月15日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 中原区内市道川崎駅丸子線舗装道補修(切削)工事
	履行場所 川崎市中原区小杉町1丁目403番地先
	履行期間 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年3月15日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	---

川崎市公告第578号

川崎市都市計画第一種市街地再開発事業の決定（登戸駅前地区第一種市街地再開発事業）ほか関連案件の都市計画の変更を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定（登戸駅前地区第一種市街地再開発事業）
- イ 川崎都市計画用途地域の変更（登戸駅前地区）
- ウ 川崎都市計画高度利用地区の変更（登戸駅前地区）
- エ 川崎都市計画地区計画の変更（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画）

(2) 都市計画を定める土地の区域

- ア 川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定（登戸駅前地区第一種市街地再開発事業）
 - (ア) 追加する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
なし
- イ 川崎都市計画用途地域の変更（登戸駅前地区）
 - (ア) 追加する部分
なし
 - (イ) 削除する部分
なし
 - (ウ) 変更する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
- ウ 川崎都市計画高度利用地区の変更（登戸駅前地区）
 - (ア) 追加する部分
川崎市 多摩区 登戸地内
 - (イ) 削除する部分
なし

(ウ) 変更する部分

なし

エ 川崎都市計画地区計画の変更（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画）

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年4月22日（土）午前10時から
- (2) 場 所 多摩区役所6階会議室（川崎市多摩区登戸1775-1）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和5年3月23日（木）から4月6日（木）まで
- (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町1番地）

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

- (1) 説明会
 - ア 日 時 令和5年3月22日（水）午後7時から午後8時30分まで
 - イ 場 所 多摩市民館3階大会議室（川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎）
- (2) 縦 覧
 - ア 日 時 令和5年3月23日（木）から4月6日（木）まで
 - イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）
登戸区画整理事務所（川崎市多摩区登戸2202-1）
多摩区役所10階市政資料コーナー（川崎市多摩区登戸1775-1）
多摩区役所生田出張所（川崎市多摩区

生田7-16-1)
川崎市立多摩図書館(川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
※都市計画課、登戸区画整理事務所、多摩区役所及び生田出張所は、閉庁日(土・日曜日・祝日)を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。
※多摩図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

川崎市公告第579号

川崎都市計画都市高速鉄道の変更(東日本旅客鉄道南武線)ほか関連案件の都市計画の変更を予定しています。都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づき、川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

- ア 川崎都市計画都市高速鉄道の変更(東日本旅客鉄道南武線の追加)
- イ 川崎都市計画道路の変更(3・5・2号矢向鹿島田線の変更)
- ウ 川崎都市計画道路の変更(3・5・3号大田神奈川線の変更)
- エ 川崎都市計画道路の変更(3・5・9号古市場矢上線の変更)
- オ 川崎都市計画道路の変更(3・5・10号塚越南加瀬線の変更)
- カ 川崎都市計画道路の変更(7・7・8号区画街路13号線の追加)
- キ 川崎都市計画道路の変更(7・7・9号区画街路14号線の追加)
- ク 川崎都市計画道路の変更(8・7・7号南武線沿道1号線の追加)
- ケ 川崎都市計画道路の変更(8・7・8号南武線沿道2号線の追加)
- コ 川崎都市計画道路の変更(8・7・9号南武線沿道3号線の追加)
- サ 川崎都市計画道路の変更(8・7・10号南武線沿道4号線の追加)

- シ 川崎都市計画道路の変更(8・7・11号南武線沿道5号線の追加)
 - ス 川崎都市計画道路の変更(8・7・12号南武線沿道6号線の追加)
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- ア 川崎都市計画都市高速鉄道の変更(東日本旅客鉄道南武線の追加)
 - (7) 追加する部分
 - 幸区
 - 塚越1丁目、塚越3丁目、塚越4丁目、東小倉、小倉、鹿島田1丁目及び鹿島田2丁目地内
 - 中原区
 - 上平間、田尻町、北谷町、市ノ坪、中丸子、下沼部、上丸子及び上丸子山王町2丁目地内
 - (4) 削除する部分 なし
 - (6) 変更する部分 なし
 - イ 川崎都市計画道路の変更(3・5・2号矢向鹿島田線の変更)
 - (7) 追加する部分 なし
 - (4) 削除する部分 なし
 - (6) 変更する部分
 - 幸区
 - 塚越3丁目、東小倉、小倉、鹿島田1丁目及び鹿島田2丁目地内
 - 中原区
 - 市ノ坪地内
 - ウ 川崎都市計画道路の変更(3・5・3号大田神奈川線の変更)
 - (7) 追加する部分 なし
 - (4) 削除する部分 なし
 - (6) 変更する部分
 - 中原区
 - 上平間、田尻町、北谷町及び市ノ坪地内
 - エ 川崎都市計画道路の変更(3・5・9号古市場矢上線の変更)
 - (7) 追加する部分 なし
 - (4) 削除する部分 なし
 - (6) 変更する部分
 - 幸区
 - 鹿島田1丁目地内
 - オ 川崎都市計画道路の変更(3・5・10号塚越南加瀬線の変更)
 - (7) 追加する部分 なし
 - (4) 削除する部分 なし
 - (6) 変更する部分
 - 幸区
 - 塚越3丁目地内
 - カ 川崎都市計画道路の変更(7・7・8号区画街路13号線の追加)
 - (7) 追加する部分

- 中原区 田尻町地内
 - (イ) 削除する部分 なし
 - (ウ) 変更する部分 なし
- キ 川崎都市計画道路の変更(7・7・9号区画街路14号線の追加)
 - (ア) 追加する部分
 - 中原区
 - 北谷町、市ノ坪、中丸子及び下沼部地内
 - (イ) 削除する部分 なし
 - (ウ) 変更する部分 なし
- ク 川崎都市計画道路の変更(8・7・7号南武線沿道1号線の追加)
 - (ア) 追加する部分
 - 幸区
 - 塚越1丁目及び東小倉地内
 - (イ) 削除する部分 なし
 - (ウ) 変更する部分 なし
- ケ 川崎都市計画道路の変更(8・7・8号南武線沿道2号線の追加)
 - (ア) 追加する部分
 - 幸区
 - 小倉及び鹿島田1丁目地内
 - (イ) 削除する部分 なし
 - (ウ) 変更する部分 なし
- コ 川崎都市計画道路の変更(8・7・9号南武線沿道3号線の追加)
 - (ア) 追加する部分
 - 幸区 鹿島田1丁目地内
 - (イ) 削除する部分 なし
 - (ウ) 変更する部分 なし
- サ 川崎都市計画道路の変更(8・7・10号南武線沿道4号線の追加)
 - (ア) 追加する部分
 - 幸区 鹿島田2丁目地内
 - 中原区 上平間地内
 - (イ) 削除する部分 なし
 - (ウ) 変更する部分 なし
- シ 川崎都市計画道路の変更(8・7・11号南武線沿道5号線の追加)
 - (ア) 追加する部分
 - 中原区
 - 上平間及び田尻町地内
 - (イ) 削除する部分 なし
 - (ウ) 変更する部分 なし
- ス 川崎都市計画道路の変更(8・7・12号南武線沿道6号線の追加)

- (ア) 追加する部分
 - 中原区
 - 北谷町、中丸子及び下沼部地内
- (イ) 削除する部分 なし
- (ウ) 変更する部分 なし
- 2 公聴会の開催の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和5年4月15日(土)午前10時から
 - (2) 場 所 幸区役所4階会議室(川崎市幸区戸手本町1-11-1)
- 3 公述申出書の提出期間及び提出先
 - 公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。
 - (1) 提出期間 令和5年3月20日(月)から4月3日(月)まで
 - (2) 提 出 先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎市川崎区宮本町1番地)
- 4 都市計画素案の説明会及び縦覧
 - 公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。
 - (1) 説明会
 - ア 日時及び場所
 - 第一回 令和5年3月16日(木)午後7時から午後8時30分まで
幸市民館大ホール(川崎市幸区戸手本町1丁目11-2)
 - 第二回 令和5年3月17日(金)午後7時から午後8時30分まで
川崎市立玉川中学校 体育館(川崎市中原区中丸子562)
 - (2) 縦 覧
 - ア 日 時 令和5年3月20日(月)から4月3日(月)まで
 - イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
幸区役所1階情報コーナー(幸区戸手本町1-11-1)
中原区役所5階市政資料コーナー(中原区小杉町3-245)
幸区役所日吉出張所(幸区南加瀬1-7-17)
川崎市立幸図書館(幸区戸手本町1-11-2)
川崎市立中原図書館(中原区小杉町3

—1301 武蔵小杉西街区ビル5階)
 ※都市計画課、幸区役所、中原区役所及び日吉出張所は、閉庁日(土・日曜日・祝日)を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。
 ※幸図書館及び中原図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

川崎市公告第580号

意見聴取会の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、次のとおり意見の聴取を行います。

なお、この許可について利害関係のある方は、意見聴取会に出席して意見を述べることができます。

令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦

申請者	美津濃株式会社 代表取締役 水野 明人	
申請場所	川崎市麻生区万福寺二丁目2番1及び2番2	
計画建築物の概要	用途	事務所(スポーツ練習場の管理施設)
	工事種別	新築
	敷地規模	7,049.02㎡
	建築面積	100.00㎡
	床面積	100.00㎡
	構造規模	軽量鉄骨造 地上1階
	高さ	4.200m
抵触する規定	建築基準法第48条第3項(用途地域)第一種中高層住居専用地域内においては、事務所(スポーツ練習場の管理施設)は建築してはならない。	
意見の聴取を行う事項	第一種中高層住居専用地域内において、事務所(スポーツ練習場の管理施設)を建築することについて	
開催日時	令和5年3月22日(水) 午後7時から8時まで	
開催場所	川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所総合庁舎 2階 保健ホール	

川崎市公告第581号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月2日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
新型コロナウイルスPCR検査業務委託
- (2) 履行場所
川崎市健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 指定場所
- (3) 履行期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

(4) 託概要

新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策及びクラスター対策として、健康安全研究所でのPCR検査に加え、高齢者施設等を対象とした検体採取、検体回収及び検体の運搬等を含めたPCR検査業務を委託することで、行政検査を迅速に行うことを目的とする。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「医療関連」種目「衛生検査」に登録されていること。
- (4) 本市又はその他官公庁で、種類及び規模をほぼ同じくする契約に係る履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館 12階
健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 担当 関根
電話 044-200-2343 F A X 044-200-3928
E - m a i l 40kansen@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和5年3月2日(木) 午前9時から令和5年3月8日(水) 午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 業務実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書について

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

- (1) 交付場所及び問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
令和5年3月10日(金)までに通知書を交付又は電子メールで送付します。
- (3) 入札説明書について
入札説明書は3(1)の場所において、令和5年3月2日(木)から令和5年3月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供する他、以下のとおり川崎市のホームページにて閲覧することができます。
【川崎市ホームページ 入札説明書掲載場所】
トップページ
>くらし・手続き
>医療・健康・衛生・動物
>感染症・インフルエンザ
>事業者の皆様へ
>新型コロナウイルスPCR検査業務委託に係る契約 一般競争入札について
- 5 仕様又は入札説明書に関する問合せ
仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。
 - (1) 問合せ先
3(1)と同じ
 - (2) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し持参、もしくは指定する電子メールアドレス宛て送付してください。
 - (3) 受付期間
令和5年3月2日(木)から令和5年3月10日(金)まで
 - (4) 回答方法
令和5年3月14日(火)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
 - (1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
 - (1) 入札方法等
 - ア 入札書の提出方法
持参とします。
 - イ 入札日時
令和5年3月20日(月) 午後1時30分

- ウ 入札場所
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア 東館3階 健康福祉局会議室
- エ 入札金額は、仕様書に記載された業務1及び2の検査の1検体あたりの単価(税抜き)にそれぞれの予定数量を乗じた総価の合計額(推定総金額)となります。入札(見積)書に推定総金額を記入し、入札(見積)書内訳書に業務1及び2の検査1検体あたりの単価(税抜き)及び総価をそれぞれ記入してください。
- オ 入札(見積)書及び入札(見積)書内訳書を、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 開札の日時
7(1)イと同じ
- (4) 開札の場所
7(1)ウと同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、入札金額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
 - (1) 契約保証金
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
 - (2) 契約書作成の要否
要
 - (3) 前払金
否
 - (4) 議決の要否
当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。
 - (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第582号

入 札 公 告

川崎市子ども家庭センター空調設備保守点検委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年3月6日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市子ども家庭センター空調設備保守点検委託
- (2) 履行場所
川崎市幸区鹿島田1-21-9 川崎市子ども家庭センター
- (3) 履行期限
令和6年3月31日まで
- (4) 調達概要
川崎市子ども家庭センターにおける空調設備の保守点検業務を行う。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) ISO9001認証取得をしていること。
- (4) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (5) 建築物環境衛生総合管理業の登録を有すること。
- (6) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持 管理」種目「空調・衛生設備保守点検」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (7) 過去5年間(平成30年度以降)で本市又はその他の官公庁と類似委託業務の契約があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。ただし、1契約で200万円以上の契約実績に限る。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先 この入札に参加を希望する者は、次により競争入札

参加申込書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市幸区鹿島田1-21-9 川崎市子ども家庭センター
電話 044-542-1234 (代表)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 提出期間
令和5年3月6日(月)から令和5年3月9日(木)
9時から16時まで(12時から13時の間は除く)
土日、祝日除く
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
 - ア 2 一般競争入札参加資格に関する事項の(3)を証明する書類
 - イ 2 一般競争入札参加資格に関する事項(5)を確認できる書類
 - ウ 2 一般競争入札参加資格に関する事項(7)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年3月13日(月)までに交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
 - (1) 交付場所 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先(1)と同じ
 - (2) 交付日時 令和5年3月13日(月) 9時から16時まで
(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
 - (1) 質問受付日
令和5年3月13日(月)から令和5年3月16日(木)
9時から16時まで(12時から13時の間は除く)
土日、祝日除く
 - (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
 - (3) 質問受付方法

ア 電子メール	45katei@city.kawasaki.jp
イ FAX	044-542-1728
ウ 持参	3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先(1)に

同じ

(4) 回答方法

令和5年3月17日(金)

全社へ文書(電子メール又はFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2一般競争入札参加資格に関する事項の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年3月23日(木)10時30分

入札・開札の場所 川崎市動物愛護センター
3階ヒルズ研修室
(中原区上平間1700番地8)
※他部署の会議室を使用するため、事務室等にお声掛けは不要です。3階ヒルズ研修室に直接お越しください。

動物愛護センターへの問合せは絶対にしないでください。また、駐車場は使用できません。

(3) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(当日、駐車場は使用できません。)

(4) 入札保証金 免除

(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とします。

(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約

関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第583号

川崎都市計画地区計画の変更案について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画面案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和5年3月6日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の変更(戸手4丁目北地区地区計画)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 幸区 戸手4丁目、小向町及び小向地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

幸区役所1階情報コーナー(幸区戸手本町1-11-1)

幸区役所日吉出張所(幸区南加瀬1-7-17)

川崎市立幸図書館(幸区戸手本町1-11-2)

4 縦覧期間

令和5年3月6日(月)から令和5年3月20日(月)まで

川崎市公告第584号

現行の指定管理者(ヨネッティアドバンスパートナーズ)の代表企業(株式会社東急スポーツオアシス)の新設分割による新会社(株式会社東急スポーツオアシス)設立に伴い、ヨネッティアドバンスパートナーズを指定管理者として再指定するに当たり次のとおり公告します。

令和5年3月6日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- 名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設
所在地 川崎市麻生区王禅寺1321番地
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市余熱利用市民施設条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 3 指定予定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 事業計画書等の提出方法
現行の指定管理者が市長の指示する場所に持参すること
- 5 問い合わせ先
川崎市環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2605

川崎市公告第585号

現行の指定管理者（東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体）の代表企業（株式会社東急スポーツオアシス）の新設分割による新会社（株式会社東急スポーツオアシス）設立に伴い、東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体を指定管理者として再指定するに当たり次のとおり公告します。

令和5年3月6日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (1) 名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設
所在地 川崎市麻生区王禅寺1321番地
- (2) 名称 川崎市堤根余熱利用市民施設
所在地 川崎市川崎区堤根73番地1
- ※川崎市王禅寺余熱利用市民施設と川崎市堤根余熱利用市民施設を一括して指定管理者を再指定します。
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市余熱利用市民施設条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 3 指定予定期間
令和5年3月31日
- 4 事業計画書等の提出方法
現行の指定管理者が市長の指示する場所に持参すること
- 5 問い合わせ先
川崎市環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2605

川崎市公告第586号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告

します。

令和5年3月6日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区上新城1丁目17番1
ほか2筆の一部
2,176平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
株式会社モリモト 代表取締役 森本 浩義
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数:64戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年11月8日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第76号
令和4年8月5日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第42号(変更)

川崎市公告第587号

「(仮称)登戸駅前地区市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価準備書について
川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和5年3月7日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者
所在地:東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
名称:登戸駅前地区市街地再開発準備組合
代表者:理事長 井出 正文
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- (1) 名称
(仮称)登戸駅前地区市街地再開発事業
- (2) 種類
高層建築物の新設(第1種行為)
住宅団地の新設(第3種行為)
大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市多摩区登戸90街区の一部
(川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内)
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- (1) 目的
共同住宅及び商業施設の新設

(2) 内容

計画地面積 約5,950㎡
建築物の高さ 約140m (塔屋等を含む最高高さ146m)
延べ面積 約63,500㎡ (うち、住宅 約44,000㎡)

- 5 指定開発行為の施行期間
令和7年4月(着工予定)～令和10年9月(完了予定)
- 6 条例環境影響評価準備書の要旨
 - 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 条例方法書に係る市民意見、審査結果及び指定開発行為者の見解
 - 第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
 - 第4章 環境影響評価項目の選定等
 - 第5章 環境影響評価
 - 第6章 環境保全のための措置
 - 第7章 環境配慮項目に関する措置
 - 第8章 環境影響の総合的な評価
 - 第9章 事後調査計画
 - 第10章 関係地域の範囲
 - 第11章 その他

7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

- (1) 期間
令和5年3月7日(火)から令和5年4月20日(木)まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (2) 場所
川崎市：多摩区役所(総合庁舎10階総務課)
環境局環境対策部環境評価課(市役所第3庁舎15階)
狛江市：狛江市環境部環境政策課
- (3) 時間
川崎市：午前8時30分から午後5時まで
狛江市：午前8時30分から午後5時15分まで
※川崎市・狛江市ともに縦覧開始日(3月7日)は正午から縦覧を開始します。

川崎市公告第588号

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号)第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月7日

川崎市長 福田紀彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する

旨の認識

- (1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「○○地区の●●は叩き出すべき(○○は川崎市内の町名、●●は特定の民族に対する侮蔑的表現)」という趣旨の記載をした表現を含む投稿をした行為、インターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」に当該投稿を転載した行為及びインターネット上の特定のウェブサイト(ブログサービスを利用して2ちゃんねるの投稿をまとめたサイト)に、2ちゃんねるに転載された当該投稿を更に転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - (2) インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - ア 「早く祖国へ帰れ」という趣旨の表現
 - イ 「いつまでも日本に寄生するのは困る。なぜ出て行かないのだろう」という趣旨の表現
 - ウ 「国に帰れ!日本から出て行け!」という趣旨の表現
 - エ 「強制送還して」という趣旨の表現
 - (3) インターネット上のアーカイブサイト「Web魚拓」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「早く日本から出ていけ」という趣旨の表現を含む別のサイトへの投稿を、保存してインターネット上に表示される状態に置いた行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記1(1)から(3)までに記載のとおり
 - 3 拡散を防止するために講じた措置
 - (1) 上記1(1)の表現を含む投稿及び転載について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社、「2ちゃんねる」を運営するパケットモンスター社及びブログサービス(ライブドアブログ)を運営するライブドア株式会社に削除を要請した。
 - (2) 上記1(2)の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営するTwitter社に削除を要請した。
 - (3) 上記1(3)の表現を含む別のサイトへの投稿を、保存してインターネット上に表示される状態に置いた行為について、「Web魚拓」を運営する株式会社アフィリティに削除を要請した。
 - 4 拡散を防止する措置を講じた年月日
令和5年3月6日
 - 5 その他

- (1) 上記1(1)から(3)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

川崎市公告第589号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月8日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道堰46号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市多摩区堰2丁目5番地先
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年3月23日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度登戸土地区画整理事業都市計画道路登戸3号線他電線共同溝等工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1802番地先他
	履行期間	契約の日から令和5年9月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p>	

参加資格	<p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年4月4日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	<p>件 名 川崎総合科学高等学校校舎改修その他その1工事</p> <p>履行場所 川崎市幸区小向仲野町5番1号</p> <p>履行期間 契約の日から令和6年3月29日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>

<p>参 加 資 格</p>	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和5年4月14日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
<p>(案件4)</p>	
<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件 名 労働会館改修衛生設備工事 履行場所 川崎市川崎区富士見2丁目5番2号 履行期間 契約の日から令和6年12月27日まで</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。</p>

<p>参 加 資 格</p>	<p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 特定JVの資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>a 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記a以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(エ) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(キ) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p> <p>イ 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>ウ 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ(ア)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(イ)については主任技術者でも可とします。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和5年4月14日 17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細(総合評価特別簡易型)」及び「入札契約に関する共通事項(総合評価落札方式用)」に定めるところによるものとします。詳細は、</p>

そ の 他	<p>評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	南原小学校ほか3校給食室食器洗浄機改修工事
	履行場所	川崎市高津区上作延796番地ほか3校
	履行期間	契約の日から令和5年9月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年4月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	西生田小学校給食室増築衛生設備切り回し工事
	履行場所	川崎市麻生区細山2丁目2番地1
	履行期間	契約の日から令和5年10月31日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月5日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 第3庁舎間仕切等改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東田町5番地4
	履 行 期 間 契約の日から令和6年7月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	<p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月14日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 川崎シンフォニーホール空気調和その他設備改修工事
	履行場所 川崎市幸区大宮町1,310番地
	履行期間 契約の日から令和6年3月22日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名 宮前区役所向丘出張所トイレ改修その他工事
	履行場所 川崎市宮前区平1丁目1番10号
	履行期間 契約の日から令和5年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>

参加資格	(9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 向小学校校舎改修その他その1工事
	履行場所 川崎市川崎区大島4丁目17番1号
	履行期間 契約の日から令和6年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 田島小学校校舎改修その他その3工事
	履行場所 川崎市川崎区渡田1丁目20番1号
	履行期間 契約の日から令和5年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 下小田中小学校校舎改修その他その2工事
	履行場所 川崎市中原区下小田中3丁目35番1号
	履行期間 契約の日から令和6年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名 中原消防団住吉分団住吉西班器具置場新築工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月祇園町302番1
	履 行 期 間 契約の日から令和5年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件14)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩老人福祉センター昇降機設備改修その他工事
	履行場所 川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
	履行期間 契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成19年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月5日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件15)	
競争入札に 付する事項	件 名 川崎競輪場メインスタンド受変電設備改修工事
	履行場所 川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
	履行期間 契約の日から令和6年2月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p>

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月5日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件16)

競争入札に付する事項	件 名 宮前消防署受変電設備改修工事
	履行場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
	履行期間 契約の日から令和5年12月25日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月5日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件17)

競争入札に 付する事項	件 名 向丘中学校外壁塗装改修その他その2工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区神木本町5丁目11番1号
	履 行 期 間 契約の日から令和6年2月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
	<p>契約条項を示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件18)

競争入札に付する事項	件 名	下平間小学校ほか5校遊具新設等工事
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間175番地ほか5校
	履 行 期 間	契約の日から令和5年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年3月31日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第590号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年3月8日

川崎市長 福田 紀 彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区王弾寺東二丁目727番
の一部ほか5筆の一部
1,788平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区北幸二丁目7番10号高見澤ビルディング
5階-B
株式会社ティーアールコーポレーション 代表取締役
溝入 貞男
- 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 9戸

- 開発許可年月日及び許可番号
令和3年12月17日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第84号
令和4年9月7日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第53号(変更)
令和5年1月20日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第87号(変更)
令和5年3月7日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第104号(変更)

川崎市公告第591号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定に基づき、川崎市森林整備計画を令和5年3月9日付けで樹立したので、同法第10条の5第10項の規定に基

づき公表するため、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供します。

令和5年3月9日

川崎市長 福田紀彦

1 縦覧場所

川崎市都市農業振興センター農業振興課

(事務所所在地 川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番7号 JAセレスカ梶ヶ谷ビル2階)

2 閲覧時間

川崎市の休日を定める条例(平成元年条例第16号)第1条に規定する市の休日以外の日の8時30分から17時15分まで

川崎市公告第592号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度早野地区協働事業実施委託

(2) 履行場所

川崎市麻生区早野地区ほか

(3) 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

(4) 委託概要

農業振興地域に指定されている麻生区早野地区は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地の不適切な利用や遊休化が進行している。早野地区の活性化のため、「早野里地山づくり推進計画」に基づき、地域の資源を活用した各種イベント企画・運営、早野野菜マーケットの実施及び地区のPR活動並びに早野地区活性化懇談会の運営を行う。また、早野地区活性化懇談会の運営を通じて、協働事業の進行管理を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履

行することが可能であること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望される者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布・提出場所

川崎市都市農業振興センター農地課

〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレスカ梶ヶ谷ビル2階

電話044-860-2461(担当 小笠原)

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日(金)から令和5年3月16日(木)まで(必着)

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前8時30分から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)

(3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留のみ)により提出してください。

提出書類(入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードできない場合には、上記(2)の期間に、上記(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 入札参加資格確認通知書

入札参加申出書を提出後、2の入札参加資格について審査し、入札参加資格審査結果通知書により結果を通知します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年3月20日(月)までに電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

(2) 質問受付期間

令和5年3月20日(月)から令和5年3月23日(木)午後5時まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提

出してください。

(4) 質問書の提出方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 28nouti@city.kawasaki.jp

FAX 044-860-2464

(5) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5年3月27日(月)に全参加者あてに文書(電子メール又はFAX)で送付します。回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札の方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和5年3月29日(水)午前10時

ウ 入札場所

川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセラサ梶ヶ谷ビル2階

川崎市都市農業振興センター 会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

7(1)イに同じ

(4) 開札の場所

7(1)ウに同じ

(5) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

入札場所に入場するときは、入札参加資格確認通知書の提示が必要となりますので、必ず持参してください。入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください。)

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札用の入札書等も準備の上、参加してください。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この一般競争入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 当該落札の決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第593号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

医療扶助におけるオンライン資格確認に係る統合専用端末の賃貸借及び保守等

履行場所

健康福祉局生活保護・自立支援室

履行期間

令和5年5月1日から令和10年3月31日まで

(2) 概要

医療扶助におけるオンライン資格確認に係る統合専用端末の賃貸借及び保守等詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加について

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種

「リース」種目「事務用機器」で登載が予定されている者（ただし、落札決定に当たっては実際に登録されていることを要します。）。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (4) 確実に業務完了に至ること。
- (5) この契約について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- (1) この入札に参加を希望するものは、次の書類を提出しなければなりません。
- ア 競争入札参加申込書
- イ 具体的な契約実績を証する書類
- (2) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-8577
川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビル13階
健康福祉局生活保護・自立支援室 担当 大谷
電話 044-200-2645
FAX 044-200-3929
E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp
- (3) 配布・提出期間
- 令和5年3月10日（金）から令和5年3月17日（金）までとします。（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）
- (4) 提出方法
- 持参に限る。
- 4 一般競争参加資格確認通知書の交付
- 3により、競争入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- なお、川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。
- また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来ようお願いします。
- (1) 場 所
- 3(2)に同じ
- (2) 日 時
- 令和5年3月22日（水）
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (3) その他
- 入札説明書及び仕様書は3(2)の場所において、3(3)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の「入札公表」の中にあります）。

- なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。
- 5 仕様に関する問い合わせ先
- 3(2)に同じ
- 仕様に関する質問は、令和5年3月22日（水）から令和5年3月27日（月）まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）
- なお、回答については令和5年3月31日（金）に、全社にFAXもしくはメールにて送付します。
- 6 競争参加資格の喪失
- 競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 契約に係る総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内（59か月）のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積もるものとします。
- イ 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書及び見積額の内訳書（任意様式）を封印して提出してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時 令和5年4月4日（火）午後2時
- イ 場所 川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビル13階
健康福祉局生活保護・自立支援室 会議室
- (3) 入札書の提出方法
- 持参とします。（持参以外は無効となります。）
- (4) 入札保証金
- 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札

は、これを無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は（「入札情報かわさき」の「契約関係規定」）で閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口3(2)に同じ
- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。
- (5) 翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除する場合があります。

10 添付資料

- (1) 契約書
- (2) 仕様書
- (3) 競争入札参加申込書
- (4) 質問書
- (5) 委任状見本
- (6) 入札（見積）辞退届
- (7) 入札会場案内図

川崎市公告第594号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 麻生区内南部街路樹（低木）定期刈込等維持管理業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 本委託は、麻生区内（南部）の街路樹及びグリーンポケットの低木刈込等を行うことにより、植栽地の適正な維持

管理を図るもので、路線の維持管理作業を計画的に行うことを目的とする。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小企業」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (5) 川崎市麻生区、宮前区または多摩区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際して、常に対処できるようにしなければならないため、発注者である麻生区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを参加資格とします。

- (6) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」かつ「街路樹剪定士」の免状を有する社員が、1名以上在籍していること。

3 一般入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒215-0026 川崎市麻生区古沢120
川崎市麻生区役所道路公園センター
電 話：044-954-0505
F A X：044-954-6283

E-Mail：73doukan@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月16日（木）（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午

後1時までを除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
イ 上記2(5)を確認することができる資料
ウ 上記2(6)の資格証の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和5年3月27日(月)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-954-6283

(2) 質問受付期間

令和5年3月27日(月)午前9時から令和5年3月30日(木)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年4月3日(月)午後5時まで、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年4月20日(木)午後2時40分

イ 場所 川崎市麻生区古沢120 麻生区役所道路公園センター2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第595号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 麻生区内北部街路樹(低木)定期刈込等維持管理業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 本委託は、麻生区内(北部)の街路樹及びグリーンポケットの低木刈込等を行うことにより、植栽地の適正な維持管理を図るもので、路線の維持管理作業を計画的に行うことを目的とする。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小企業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (5) 川崎市麻生区、宮前区または多摩区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際して、常に対処できるようにしなければならぬため、発注者である麻生区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを参加資格とします。

- (6) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」かつ「街路樹剪定士」の免状を有する社員が、1名以上在籍していること。

3 一般入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒215-0026 川崎市麻生区古沢120
川崎市麻生区役所道路公園センター
電 話 : 044-954-0505
F A X : 044-954-6283
E-Mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間
令和5年3月10日(金)から令和5年3月16日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

- (3) 提出書類
ア 入札参加申込書
イ 上記2(5)を確認することができる資料
ウ 上記2(6)の資格証の写し

- (4) 提出方法
持参

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

- (1) 交付場所
入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和5年3月27日(月)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

- (1) 質問受付方法
電子メールまたはF A Xによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)
E-Mail : 73doukan@city.kawasaki.jp
F A X : 044-954-6283

- (2) 質問受付期間
令和5年3月27日(月)午前9時から令和5年3月30日(木)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 回答方法
令和5年4月3日(月)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。
なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失し

ます。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

- ア 日時 令和5年4月20日(木)午後2時00分
イ 場所 川崎市麻生区古沢120 麻生区役所道路
公園センター2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第596号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

RPA導入支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎ほか(市内の川崎市事業所)

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託概要

本市では、「単純かつ大量の定型的業務」について自動化することで、業務時間を削減し、本来職員が行うべき付加価値の高い業務へのシフトを推進することを目的に、RPA(Robotic Process Automation)を活用している。

本委託では、このRPA導入による業務改革の一層の推進に向けて、専門的な知識、技術、ノウハウを持つ事業者による「シナリオ操作研修」や「運用保守」などの導入支援業務委託を行うことで、RPAの導入を希望する職場への支援を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(4) 過去2年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一

一般競争入札参加資格確認申請書および上記「2(4)」を証する書類(写し可)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局デジタル化推進室 宇都宮、末原

電話番号 044-200-0318

メールアドレス 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日(金)から3月17日(金)までとします。

(土日祝日を除き、8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和5年3月17日(金)17時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局デジタル化推進室に確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年3月22日(水)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 入札説明書等の交付

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、配布をします。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和5年3月22日(水)から3月28日(火)までとします(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3

(1) の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで

電話で御連絡ください。ただし、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

(4) 回答

令和5年3月31日(金)までに、質問期間中に受け付けたすべての質問とその回答を、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年4月5日(水)10時30分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階開発室

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし

す。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

川崎市公告第597号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度 寺子屋先生養成講座実施業務委託

(2) 履行期限

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

川崎市内

(4) 委託概要

講座の企画や準備、当日の運営等に伴う業務

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を持参により提出してください。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課（明治安田生命川崎ビル3階） 波多野

電話 044-200-3565（直通）

(2) 配布及び提出期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月17日

（金）まで（午前8時30分から正午まで及び午後1

時から午後5時まで。土曜日、日曜日を除く）

(3) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合、発送後に必ず担当者宛て電話連絡を行うこと。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和5年3月20日（月）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、令和5年3月10日（金）から令和5年3月17日（金）まで（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。土日・祝日を除く）縦覧に供します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次によ

り行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和5年3月20日(月)から令和5年3月27日(月)まで(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。土日・祝日を除く)

(4) 回答方法

令和4年3月28日(火)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組として、入札については、次の方法により行うものとします。

(1) 書留郵便による入札

郵送による入札を行う場合は「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便により送付してください。郵送の場合は令和5年3月29日(水)までに地域教育推進課必着とします。発送後に必ず担当者宛て電話連絡を行ってください。

送付先：3(1)と同じ

(2) 持参による入札

令和5年3月29日(水)までに地域教育推進課へ直接持参いただき、入札後は速やかに退庁をお願いします。

(3) 開札日時

令和5年3月30日(木) 午前9時

(4) 開札結果の公表

落札決定後、入札情報かわさきにて公表します。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、契約金額の総額(消費税を含まない)を入札書に記載してください。

(8) 再入札の実施

落札者が無い場合は、別日に再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者は除きます。詳細は対象となった事業者様に御連絡いたします。

(9) くじにより落札者を決定する場合

くじにより落札者を決定する場合は、別日にくじを行います。詳細は対象となった事業者様に御連絡いたします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

川崎市公告第598号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

里親・ふるさと里親制度に係る傷害保険契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所こども未来局こども支援部こども保健福祉課

(3) 履行期間

令和5年4月1日0時～令和6年3月31日24時

(4) 概要

里親・ふるさと里親及び委託児童が急激かつ偶然な外来の事故によって負ったケガを補償する傷害保険の加入を行うものです。なお、詳細は別途仕様書によるものとします。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しない者
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「保険業」種目「保険業」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）

3 入札参加申込書及び仕様書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月17日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く）

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(2) 配付場所

川崎市ホームページ内、

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000138248.html>

又は、

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所第3庁舎13階

川崎市子ども未来局子ども保健福祉課（担当 名原）

(3) 提出期間

上記3(1)に同じ

(4) 提出書類

入札参加申込書

(5) 提出方法

持参もしくはメールにて提出してください。メールで提出する場合は必ず提出した旨を担当宛電話にて連絡してください。

(6) 提出場所

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所第3庁舎13階

川崎市子ども未来局子ども保健福祉課（担当 名原）

電話：044-200-2929

メール：45kodohu@city.kawasaki.jp

(7) その他

提出した書類に関して説明を求める場合があります。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札参加申込書記載のメールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後1週間以内に送付します。なお、メールアドレスを記載していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する問合せ及び回答

(1) 問合せ期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月20日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く）

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(2) 問合せ先

上記3(6)に同じ

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するメールアドレスあてに送付してください。また、質問書を送信した旨を担当まで連絡してください。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(4) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5年3月22日（水）に入札参加申込書記載のメールアドレスに送付します。なお、メールアドレスを記載していない者にはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出日時 令和5年3月24日（金）午前11時00分

イ 入札書の提出場所 川崎区宮本町1番地川崎市役所第3庁舎13階子ども未来局会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時・場所

7(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者の
うち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者
とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うこと
があります。

(5) 入札金額等

仕様書に記載の被保険者数分の金額で入札をおこ
なってください。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 前払金

有

(2) 契約書作成の要否

否

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 入札場所に入場しようとするときは、競争参加資
格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参して
ください。

(2) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代
理人として。ただし、代理人が入札及び開札に立
ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会い
に関する権限の委任を受けなければなりません。(入
札前に委任状を提出してください。)

(3) 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を
記載した封筒に入れて提出してください。

(4) 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行いま
す。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の
意思がないものとみなします。)

(5) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。

(6) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口は3(6)に同じ
です。

(8) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を
要します。

川崎市公告第599号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 堤根処理センター煙突設備点検清掃
業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地

(3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)
まで

(4) 業務概要 堤根処理センターに設置されている
煙突設備の機能を正常に維持するた
めに必要な点検清掃を実施するもの
である。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札
参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎
市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」
種目「その他の施設維持管理」で登録が予定されて
いる者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録
されていることを要します。)

(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、
同種の煙突設備点検清掃業務の契約実績を有するこ
と。

(5) 煙突設備点検清掃業務委託に必要な資格を有して
いる人員を配置できること。

なお、主に必要な資格は次のとおりとする。

ア ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

イ ゴンドラ取扱業務特別教育修了者

(6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託
しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部
再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出する
こと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及
び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札
参加申込書及び上記2(4)(5)(6)の書類を提出してくださ
い。

(1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁
舎16階

環境局施設部処理計画課 担当 森田

電話 044-200-2587(直通)

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和5年3月10日(金)から令和5年3月16日(木)

9時から17時まで(土、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証の写し

ウ 上位2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年3月23日(木)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和5年3月23日(木) 9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年3月23日(木)から令和5年3月28日(火)

9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和5年3月30日(木)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた

とき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年4月7日(金) 11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

川崎市公告第600号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名 【新本庁舎】スイングドアの製造 履行場所 川崎市新本庁舎（川崎市川崎区宮本町1番地）内の指定する場所 履行期間 令和6年3月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家具・装飾」種目「室内装飾類」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和5年4月27日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第601号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

岡本太郎美術館非常用自家発電設備長寿命化整備
業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区柘形7丁目1番5号 川崎市岡本太郎美術館

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

岡本太郎美術館に設置されている非常用自家発電設備の点検・分解整備等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者であること。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

- (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (7) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒214-0032 川崎市多摩区柘形7丁目1番5号
川崎市岡本太郎美術館
電 話 044-200-9898 F A X 044-200-9966
e-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年3月10日(金)9時から令和5年3月17日(金)15時まで
※ただし、月曜日を除く
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所において、
3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和5年3月22日(水) 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和5年3月22日(水) から令和5年3月28日

- (火)17時までとします。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又はF A Xによります。
ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-9966
- (5) 回答方法
令和5年3月30日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封 印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和5年4月7日(金)11時
イ 入札場所
川崎市多摩区柘形7丁目1番5号 川崎市岡本太郎美術館創作アトリエ
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

(4) 現地での整備業務は令和6年12月に行う予定です。

●部品手配 20か月（令和5年4月～令和6年11月）

●現地作業 1か月（令和6年12月）

●検査・書類作成 3か月（令和7年1月～令和7年3月）

川崎市公告第602号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	40mはしご付消防自動車分解整備
	履行場所	請負者工場ほか
	履行期間	令和6年3月22日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でもかまいません。 (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和5年4月20日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。
-------	---

川崎市公告第603号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

当直用寝具賃貸借業務

(2) 履行場所

消防局総合庁舎ほか36か所

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、川崎市消防局庁舎等において使用する当直用寝具について賃貸借を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」・「準市内」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「寝具」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7（川崎市消防局総合庁舎8階）

川崎市消防局総務部施設整備課

電話 044-223-2550（直通）

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日から令和5年3月16日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年3月20日

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年3月10日から令和5年3月22日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入

札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月24日 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7
川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とする。ただし、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は、納付を免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ

る、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第604号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防局自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 履行場所

消防局各施設全13か所

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理業務等を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」・「準市内」で登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録が予定され

ている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

- (4) 経済産業省に登録されている電気保安法人の中で、川崎市が業務エリアに含まれている者。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設整備課

電話 044-223-2551(直通)

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日から令和5年3月16日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年3月20日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年3月10日から令和5年3月22日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月24日 午後3時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著

しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第605号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 東生田小学校及び百合丘小学校建築物環境衛生管理業務

(2) 履行場所 川崎市立東生田小学校、川崎市立百合丘小学校

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 委託概要 詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」かつ業種「建物清掃等」種目「建築物環境衛生総合管理」で掲載されていること。（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業であること。

(5) 平成27年度以降に、本市又は他官公庁等において、類似の業務を受託した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市の教育委員会ホームページの「入札公表について（東生田小学校及び百合丘小学校建築物環境衛生管理業務）」（アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000148948.html>）からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当 佐藤

電話

044-200-3314

FAX

044-200-3679

E-mail

88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日（金）～令和5年3月14日（火）

9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に示した資格に係る契約実績を証明するもの。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

※書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス

(当該委任先メールアドレスがない者にはFAXにより送付)

(2) 日時

令和5年3月16日(木)までに交付

6 仕様に関する問合せ

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。なお、本件の入札参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

入札説明資料に添付した「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡

※郵送による提出は認めません。

(3) 問合せ受付期間

令和5年3月16日(木)～令和5年3月17日(金)

9時～12時、13時～16時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年3月20日(月)までに、全参加者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和5年3月24日(金)
9時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3-3川崎市役所第4庁舎4階第7会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免

(3) 前払金 否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報 かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第606号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

消防訓練センター施設管理業務委託

(2) 行場所

消防訓練センター：川崎市宮前区犬蔵1-10-2

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、消防訓練センターの各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
 - (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績(業務完了している契約)があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
川崎市川崎区南町20-7(川崎市消防局総合庁舎8階)
川崎市消防局総務部施設装備課
電話 044-223-2551(直通)
 - (2) 配布・提出期間
令和5年3月10日から令和5年3月16日までの、午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)
 - (3) 提出方法
持参
- 4 資料の縦覧
- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。
- (1) 交付日
令和5年3月20日
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に

- 電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 交付場所
3(1)に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- 仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。
- (1) 提出場所
3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。
 - (2) 受付期間
令和5年3月10日から令和5年3月22日までの、午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)
ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。
 - (3) 回答日
令和5年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。
- 7 入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札の方法
ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。
イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。
ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。
エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和5年3月24日 午前11時40分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第607号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

高津消防署施設管理業務委託

(2) 履行場所

高津消防署：川崎市高津区二子5-14-5

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、高津消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7(川崎市消防局総合庁舎8階)

川崎市消防局総務部施設設備課

電話 044-223-2551(直通)

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日から令和5年3月16日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午~午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホーム

ページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年3月20日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年3月10日から令和5年3月22日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してくださ

い。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月24日 午前11時30分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第608号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

中原消防署施設管理業務委託

(2) 履行場所

中原消防署：川崎市中原区新丸子東3-1175-1

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、中原消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7（川崎市消防局総合庁舎8階）

川崎市消防局総務部施設装備課

電話 044-223-2551（直通）

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日から令和5年3月16日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」（<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年3月20日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年3月10日から令和5年3月22日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。）

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争

入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月24日 午前11時20分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7
川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第609号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

幸消防署施設管理業務委託

(2) 履行場所

幸消防署：川崎市幸区戸手2-12-1

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

本業務は、幸消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績(業務完了している契約)があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかる

もの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7 (川崎市消防局総合庁舎
8階)

川崎市消防局総務部施設装備課
電話 044-223-2551 (直通)

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日から令和5年3月16日までの、
午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年3月20日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年3月10日から令和5年3月22日までの、
午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月24日 午前11時10分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を

要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告第610号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
臨港消防署施設管理業務委託
 - (2) 履行場所
臨港消防署：川崎市川崎区池上新町3-1-5
 - (3) 履行期限
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (4) 調達概要
本業務は、臨港消防署の各種設備について保守点検等を実施することで、施設の維持管理を行うものです。
- 2 一般競争入札参加資格
- 入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
 - (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録されており、種目「電気・機械設備保守点検」「エレベータ保守点検」「空調・衛生設備保守点検」の全てに登録されている者。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去5か年で2件以上、官公庁において施設管理業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7（川崎市消防局総合庁舎8階）
川崎市消防局総務部施設設備課
電話 044-223-2551（直通）

(2) 配布・提出期間

令和5年3月10日から令和5年3月16日までの、午前9時から午後5時
（平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和5年3月20日
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和5年3月10日から令和5年3月22日までの、

午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和5年3月23日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月24日 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ。

川崎市公告第611号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年3月13日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市川崎区東扇島21番

77,725平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング

タント特定目的会社 取締役 増淵俊介

3 予定建築物の用途

倉庫業を営む倉庫、あずまや(自主管理緑地内)、便所(自主管理緑地内)

計画戸数: 0戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年12月24日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第94号

令和4年6月29日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第31号(変更)

川崎市公告第612号

川崎授産学園再編整備事業に係る自主的環
境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条
例第48号)第25条第1項の規定に準じて、標記事業に係
る自主的環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和5年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

【写し】

川 崎 授 産 学 園 再 編 整 備 事 業 に
係 る 自 主 的 環 境 影 響 評 価 審 査 書

令 和 5 年 3 月

川 崎 市

はじめに

川崎授産学園再編整備事業は、社会福祉法人セイワ（以下「事業者」という。）が、麻生区細山 1209 番地の約 2.3ha の区域において、既存の施設を撤去し、地上 4 階建ての本館等の障害者福祉施設を建設するものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和 4 年 11 月 25 日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本自主的環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例第 24 条に準じて、準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目 次

1	事業の概要	1
2	審査結果	3
(1)	全般的事項	3
(2)	環境影響評価項目に関する事項	3
ア	大気質	3
イ	騒音	3
ウ	振動	3
エ	廃棄物等（産業廃棄物）	4
オ	植物	4
カ	動物	4
キ	生態系	4
ク	緑（緑の質、緑の量）	4
ケ	景観	4
コ	テレビ受信障害	5
サ	地域交通（交通安全、交通混雑）	5
(3)	環境配慮項目に関する事項	5
ア	地球温暖化対策	5

1 事業の概要

(1) 事業者

名 称：社会福祉法人セイワ

代表者：理事長 加藤 不二太郎

住 所：川崎市高津区末長1-3-13

(2) 事業の名称及び種類

名 称：川崎授産学園再編整備事業

種 類：川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

(3) 事業を実施する区域

位 置：麻生区細山1209番地

区 域 面 積：22,670.5 m²

開発区域面積：9,977.9 m²

用 途 地 域：市街化調整区域

(4) 計画の概要

ア 目的

障害者福祉施設の建替

イ 土地利用計画

区分	計画地内					
	開発区域内		開発区域外		計画地全体	
	内容①(m ²)	比率(%)	内容②(m ²)	比率(%)	内容①+②(m ²)	比率(%)
本館	1,646.4	16.5	-	-	1,646.4	7.3
体育館	906.5	9.1	-	-	906.5	4.0
駐車場 ^{注1}	658.7	6.6	-	-	658.7	2.9
保全緑地	824.6	8.3	9,258.8	72.9	10,083.4	44.5
緑化地	2,233.6	22.4	-	-	2,233.6	9.9
歩行者専用通路	170.6	1.7	-	-	170.6	0.8
その他	3,537.5	35.5	3,433.8	27.1	6,971.3	30.8
合計	9,977.9	100.0	12,692.6	100.0	22,670.5	100.0

注1) 駐車場の予定台数は52台程度である。

2) 端数処理を四捨五入により行っていることから、合計値と内訳、比率の計が一致しない場合がある。

3) 開発区域外のその他の項目のうち、48.2m²が道路拡幅部分である。

ウ 建築計画等

区分	内容	
敷地面積	9,977.9m ²	
延床面積	6,928.6m ²	
本館	床面積(1階)	1,646.4m ²
	床面積(2階)	1,518.7m ²
	床面積(3階)	1,422.6m ²
	床面積(4階)	1,358.1m ²
	床面積(屋階)	54.6m ²
体育館	906.5m ²	
渡り廊下	21.8m ²	
建築物高さ	14.3m	
建築物最高高さ	17.8m	
構造	本館：RC造(鉄筋コンクリート造) 体育館：S造(鉄骨造)	
建ぺい率 40%	28.5% 建築面積(2,839.1)÷敷地面積(9,977.9)	
容積率 80%	69.4% 延床面積(6,928.6)÷敷地面積(9,977.9)	
駐車台数	52台程度	
区域面積に対する緑被率	54.3%	

注) 端数処理を四捨五入により行っていることから、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本事業は障害者福祉施設を建て替えるものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期暴露の指針値の上限に近いことから、窒素酸化物の排出量を低減するため、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

ウ 振動

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

エ 廃棄物等（産業廃棄物）

既存建築物に石綿を含有する資材が使用されていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

オ 植物

キンランは工事による日照条件や通風の変化の影響が考えられることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

カ 動物

計画地及びその周辺で、注目される動物種が多く確認されていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

キ 生態系

計画地及びその周辺は、動植物の生息、生育環境となっていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ク 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

計画地内には緑の保全地域があることから、保全・回復する緑化地の適正な管理及び育成に努めること。

ケ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

コ テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの間合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

サ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていること、歩車分離がされていない区間があること、信号機のない横断歩道があることから、交通安全を最優先するとともに、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の間合せ窓口等について周知すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図ること。

ア 地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和4年 11月25日	自主的影響影響評価実施申出書の受理及び準備書の受領
12月 6日	準備書公告、縦覧開始
令和5年 1月19日	準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 なし
3月14日	審査書公告、事業者宛て送付

川崎市公告第613号

令和5年3月15日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道片平114号線道路補修（L型側溝）工事
	履行場所	川崎市麻生区片平1丁目13番地先
	履行期間	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年3月30日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	向丘中学校校舎改修その他その2工事
	履行場所	川崎市宮前区神木本町5丁目11番1号
	履行期間	契約の日から令和5年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	<p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	白幡台小学校校舎改修その他その1工事
	履行場所	川崎市宮前区南平台13番1号
	履行期間	契約の日から令和5年11月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

<p>参 加 資 格</p>	<p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和5年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件 名 稲田中学校消火設備改修工事</p> <p>履行場所 川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年12月28日まで</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」種目「消火栓設備」で登録され</p>

参加資格	<p>ていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「消防施設」)を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 消防設備士免状(甲種第1類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	末長小学校消火設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区末長3丁目8番1号
	履行期間	契約の日から令和5年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」種目「消火栓設備」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「消防施設」)を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合</p>	

参加資格	は専任を要しません。 (10) 消防設備士免状(甲種第1類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者(業種「消防施設」との兼任を可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第614号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区西生田三丁目2611番1
ほか4筆の一部
1,817平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区西生田三丁目17番7号
遠藤 訓
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数:22戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和4年2月4日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第98号
令和5年2月20日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第99号(変更)

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第134号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
動物愛護センター脱臭装置フィルター設置交換等委託
 - (2) 履行場所

川崎市動物愛護センター 川崎市中原区上平間
1700番地8

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

動物愛護センターの光触媒による脱臭装置(FU-1及びFU-2)のフィルターの脱臭機能維持のため、現行の光触媒フィルター(セラミックフィルター)及びプレフィルターを交換するものである。業務の概要は次のア～イによる。

ア 脱臭装置(FU-1及びFU-2)光触媒フィルター準備及び交換

(ア) FU-1用光触媒フィルター(ユニット小)
10段(フィルター20枚)

(イ) FU-1用光触媒フィルター(ユニット大)
20段(フィルター80枚)

(ウ) FU-2用光触媒フィルター(ユニット大)
6段(フィルター24枚)

イ 脱臭装置プレフィルター準備、交換及び廃棄

(ア) FU-1用プレフィルター(大) 4個

(イ) FU-1用プレフィルター(小) 2個

(ウ) FU-2用プレフィルター(大) 3個

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

- (3) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
 - (6) 平成30年度以降で官公庁又は民間において、類似の契約実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 内山
電 話 044-589-7137
F A X 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和5年3月27日(月)から令和5年4月4日(火)までの下記の時間。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。
 - (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し
 - (4) 提出方法
持参とします。
- 4 入札説明書等の交付
上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。
また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和5年3月27日(月)から令和5年4月4日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年4月6日(木)までに送付します。
- 6 入札参加資格の喪失

- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
上記3(1)に同じ
 - (2) 問合せ期間
令和5年3月27日(月)から令和5年4月10日(月)までの下記の時間。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
 - (3) 問合せ方法
「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。
 - (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和5年4月12日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。
- 8 入札の手續等
- (1) 入札方法等
ア 入札書の提出方法
持参とします。
イ 入札日時
令和5年4月17日(月)午前11時
ウ 入札場所
川崎市中原区上平間1700番地8 川崎市動物愛護センター 3階研修室
 - (2) 入札保証金
免除とします。
 - (3) 開札の日時
上記8(1)イと同じ
 - (4) 開札の場所
上記8(1)ウと同じ
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告（調達）第135号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

- (1) 児童生徒用机（固定式） 約5,400脚
(2) 児童生徒用椅子（固定式） 約5,400脚

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和5年3月10日

4 落札者の氏名及び住所

アイリスチトセ 株式会社 横浜支店

支店長 橋川 紘

横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号 クイーンズタワーC 14階

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く1台又は1脚あたりの単価）

- (1) 児童生徒用机（固定式） 5,850円
(2) 児童生徒用椅子（固定式） 3,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年1月25日

川崎市公告（調達）第136号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

Microsoft 365 Education A 3 教育機関向けライセンス 8,152名分

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和5年3月7日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 大塚商会 神奈川LA販売課
課長 臼田 誠
横浜市神奈川区金港町3丁目3番地

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

43,825,152円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年1月25日

川崎市公告（調達）第137号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

歯周疾患検診に係る封書等の作成、封入封緘及び発送業務委託

(2) 履行場所

健康増進担当指定場所

- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年8月31日
- (4) 業務内容
仕様書のとおり
- 2 競争参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4年10月7日までに令和5年度・令和6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5年度・令和6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と種類及び規模(処理件数8万件以上)をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した具体的な事例・実績を有していること。
- 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)
健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 疾病予防担当
電話 044(200)2431
FAX 044(200)3986
E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp
(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。)
入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)
- (2) 配布・提出期間
令和5年3月27日(月)から令和5年3月31日(金)まで(土、日及び祝日を除く)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとします。

- (3) 提出物
・競争参加申込書
・実績調書
川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所で上記(2)の期間に配布します。
- (4) 提出方法
持参とします。
- (5) その他
ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。
イ 提出された競争参加申込書等の差替え又は再提出は認めません。
ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記3(1)の場所とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和5年4月4日(火)までに、電子メール又はFAXで送付します。
- 5 仕様に関する問合せ先
(1) 問合せ先
上記3(1)に同じ
(2) 質問受付期間
令和5年4月5日(水)から令和5年4月7日(金)午後5時まで
(3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。
(4) 回答方法
質問に対する回答は、令和5年4月12日(水)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。
- 7 入札の手続等
(1) 入札・開札の場所及び日時
ア 日時 令和5年4月18日(火)午前10時
イ 場所 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館12階12C会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同一印鑑）が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求め場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告（調達）第138号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における測定機器の保守管理等業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

環境局環境総合研究所

川崎市川崎区殿町3丁目25-13川崎生命科学環境研究センター3階

3 落札者を決定した日

令和5年3月7日

4 落札者の氏名及び住所

公害計器サービス株式会社 代表取締役 荻原 明
神奈川県横浜市都筑区東山田4-45-30

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

36,720,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年1月25日

川崎市公告（調達）第139号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事

(2) 履行場所 川崎市麻生区片平2丁目23番地先

- (3) 履行期限 令和8年3月31日
- (4) 工事概要 工事設計書による。
- (5) 総合評価採用理由
本工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事であり、また、施工の確実性を確保するために、入札参加者の施工能力、施工計画、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札（簡易型）を採用します。
- (6) 予定価格（税抜） 未定
- (7) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 一般競争入札参加資格

本工事は、混合入札により執行します。

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）又は3者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」及び「構成員3」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。

ただし、特定JVの出資割合は、2者による特定JVの場合には全ての構成員を20%以上、3者による特定JVの場合には全ての構成員を15%以上とし、いずれの場合も代表者は、他の構成員の割合を上回らなければなりません。

(1) 特定JVの資格条件

ア 全ての構成員に必要な条件

- (ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (ウ) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」で登録されていること。
- (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。
- (オ) 本工事は他の特定JVの構成員になっていないこと。

イ 特定JVの代表者に必要な条件

- (イ) 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評価値通知書の「土木一式」の総合評価値が1200点以上であること。
- (ロ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

※当該技術者は議決予定月において、他の工事に従事していない者でなければなりません。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、議決予定月の前月末日までに他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。

なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

(エ) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。

国及び地方公共団体等（法人税別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、NATM工法（機械掘削工法ただし設計掘削断面50㎡未満の小断面トンネルを除く）を用いた延長100m以上のトンネル築造工事の完工実績。

ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

ウ 特定JVの構成員2及び構成員3に必要な条件

(ア) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。

(イ) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。

※当該技術者は議決予定月において、他の工事に従事していない者でなければなりません。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、議決予定月の前月末日までに他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。

(2) 単体企業の資格条件

「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、2(1)イ(イ)については一般建設業の許可でも可とし、2(1)イ(ロ)については主任技術者でも可とします。

なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。

※令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に登録されていない者(現在登録されているが当該業種で登録されていない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式を持参の上、資格審査申請を令和5年4月5日(水)までに行ってください。競争入札参加資格審査申請については下記3(2)にお問い合わせください。
※配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

3 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、「入札情報かわさき」の入札公表(財政局)からダウンロードできます。

また、本工事の設計図書類及び積算内訳書を次により縦覧に供します。

- (1) 縦覧期間 令和5年3月27日(月)から令和5年4月12日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)
- (2) 場 所 川崎市財政局資産管理部契約課 土木契約係
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル13階
電話044-200-2098

4 特定JV新規登録申請

特定JVは、次の手続きが必要となります。

(1) 登録申請

入札参加申込締切日の前日までに、特定JV新規登録申請を行ってください。

本工事の特定JV新規登録申請は、業者登録システムによる申請により行います。

申請方法については、入札公表詳細に掲げている「特定JV新規登録申請について(操作説明ダイジェスト版)」を御覧ください。

(2) 申請受付

申請が受け付けられた場合、「申請受付完了」画面が表示されるとともに、登録した特定JV代表者の令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに「申請受付通知」が送信されます。また、翌日に特定JVとしての業者番号が記載された「JV登録完了通知」が送信されます。

(3) 参加申込時の注意点

下記5のとおり、入札参加申込を行ってください。入札参加申込は、特定JVとしての業者番号を使用してください。JV登録完了通知に記載されている業者番号以外で入札参加申込を行ったものは無

効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 共同企業体協定書及び委任状の提出(「入札公表詳細」に掲げる様式を使用)

次の期間内に、申込場所に持参又は郵送により提出してください。

提出期間:「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。提出期間内必着。)

5 一般競争入札参加申込書等の提出

※特定JVの場合、入札参加申込締切日の前日までに上記4の特定JV新規登録申請がされていないと、電子入札システムでの参加申込ができません。

※「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している川崎市電子入札運用基準の中の「入札参加申込について」を必ず御覧ください。

(1) 電子入札システムによる入札参加申込を行う場合 電子入札システムへの添付書類及び申込書提出期間

添付書類: 不要

提出期間:「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前8時～午後8時、ただし、特定JVの場合は、JV登録完了通知受領後から申込締切日の午前8時～午後8時

(2) 紙により入札参加申込を行う場合

申込提出場所に提出する書類

一般競争入札参加申込書

※一般競争入札参加申込書は、ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」からダウンロードできます。なお、特定JVの場合は、「住所」欄は「特定JVの所在地」、「商号又は名称」欄は「特定JVの名称」、「代表者職氏名」欄は「特定JV代表者の代表者職氏名」を記載してください。

※特定JVの場合は、上記4(4)と同時の提出を可とします。同時に提出する場合、一般競争入札参加申込書の業者番号は、空欄として提出してください。

提出期間:「入札公表詳細」の公表日から申込締切日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

6 仕様書等の積算に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の積算内容に関してのみ、質問

ができます。

(入札参加資格等に関する質問は、上記3(2)にお問合せください。)

なお、仕様書等の積算内容以外の質問は受け付けません。入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

質問は、原則として、電子入札システムにより提出してください。質問入力方法の詳細については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

※電子入札システムの質問内容欄に質問が入りきれない場合については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書(契約課契約用)」をExcel形式のまま、電子入札システム上に添付して提出してください。

イ 入力・提出期間

「入札公表詳細」による。

※ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(2)に、入力・提出期間の最終日午後3時までには質問書を持参してください。(持参については市役所開庁時間に限る。)なお、質問書は、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書(契約課契約用)」を使用してください。また、質問書の持参提出後、質問締切日時までに質問書をエクセルデータのまま、契約事務担当宛(23keiyak@city.kawasaki.jp)にメールにて送付してください(質問締切日時時点で持参又はメール送付のどちらか一方のみしか確認ができない場合には、質問受付をいたしません。)

(2) 回答

ア 回答日 「入札公表詳細」による。

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)をホームページ「入札情報かわさき」－「業者登録システム」－「仕様書等ダウンロード」にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認め

られた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。閲覧又は取得方法の詳細についてホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

なお、回答後の再質問については受付をいたしません。

7 入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録が予定されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出

原則、電子入札システムによります。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に上記3(2)に持参又は下記9(2)アに郵送してください。代理人をもって入札を行う場合は、委任状を持参してください。委任状の提出がない場合、押印漏れ等の不備がある場合は入札に参加できない場合があります。また、入札書に代表者の押印並びに代理人氏名の記入及び押印が必要となります(代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用してください。)

入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に提出してください。

積算内訳書の書式は確認通知書受信後に取得できます。取得方法については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年5月18日(木) 午後4時

イ 持参による入札の場合

(7) 入札書の提出期限 令和5年5月18日(木)
午後5時

(4) 入札書の提出場所 上記3(2)と同じ

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(7) 入札書の提出期限 令和5年5月18日(木)
必着

(4) 入札書の提出先 下記9(2)アと同じ

(2) 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

「総合評価落札方式評価項目算定資料」(以下「算定資料」という。)は、下記9(2)アに令和5年5月18日(木)午後5時(必着)までに提出してください。提出方法は原則郵送等によるものとします。持参の場合は下記9(2)イによるものとします。

この際、以下の書類も併せて提出してください。

・下請契約に関する誓約書(第3号様式)

ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」の中の「下請契約に関する誓約書(第3号様式)」を提出してください。

※本工事を一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となることは、法令上認められていません。

※特定建設業の許可を有して監理技術者を配置する場合は不要です。

ア 郵送等

期日までに到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。

また、送付後に財政局契約課土木契約係(電話:044(200)2098)に郵送提出した旨の連絡をお願いします。

送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所財政局資産管理部契約課土木契約係

※封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中(工事件名)」と大きく書いてください。

イ 持参

持参により提出する場合は、事前に契約課土木契約係(電話044-200-2098)に電話連絡の上、提出日時の指定を受けてください。事前に連絡がないもの、指定した日時以外に持参したものについては提出を認めません。

※持参の場合、封筒に「算定資料」を封入の上、提出することとします。封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中(工事件名)」と大きく書いてください。

ウ 算定資料

入札説明書別表1「総合評価落札方式評価項目算定資料」のとおり。

「算定資料」の様式は「入札公表詳細」から取得できます。

エ 提出された「算定資料」は返却しません。

10 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点について

総合評価落札方式評価項目算定資料3号別紙「評価項目に対する配点及び自己採点表(以下「配点表」という。)」のとおり。

(2) 技術評価点の算出について

ア 本工事の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料」において評価基準に「無効」の項目がない者に標準点として100点を与えます。

イ 提出された「算定資料」について、「配点表」に基づき審査し、次の算式により求められた加算点と上記の標準点との合計を技術評価点とします。

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の得点合計} / \text{評価項目の配点合計}) \times \text{設定加算点}$$

※小数点第5位以下切捨て

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

(3) 特定JVの評価について

特定JVでの申請における各評価項目の評価は、特定JVの代表者を対象に行うものとします。ただし、「配点表」の「企業の信頼性・社会性」の「官公需適格組合であること」については、特定JVの構成員(代表者を含む。)を対象に評価を行うものとします。

(4) 審査方法について

審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

11 開札予定日時及び場所

(1) 開札予定日時 令和5年6月12日(月)午前10時

(2) 開札場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課土木契約係

12 落札者の決定方法

(1) 総合評価点の算出方法

予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

※小数点第5位以下切捨て

※ただし、調査基準価格(税抜)未満の金額で入札した者については、入札価格を調査基準価格(税抜)に置き換えた次の式により総合評価点を算出します。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{調査基準価格(税抜)}) \times 100,000,000$$

※小数点第5位以下切捨て

(2) 価格失格基準について

価格失格基準を適用します。落札候補者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回る場合において、積算内訳書に記載された積算額が価格失格基準のいずれかを下回った場合は、当該落札候補者を失格とします。

(3) 落札者の決定

当該落札候補者について上記2に示した条件を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者として決定します。これら審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

※調査基準価格及び価格失格基準については、入札情報かわさきに掲げている「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(4) 類似工事施工等実績確認(申請)書等の提出

落札候補者は類似工事施工等実績確認(申請)書の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、「類似工事施工等実績確認(申請)書」(ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」に掲載している「類似工事施工等実績確認(申請)書」から取得してください。)と工事实績を確認できる書類を12(8)に記載の工事担当課に持参し、確認を受けてください。工事实績を確認できる書類としては、「一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たす事項

を確認することができる契約履行証明書、契約書・協定書・設計書等の写し(契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの)・コリンズ登録データ(竣工時データ)等が必要となります。

なお、これらの書類においては、「一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たしていることだけでなく、受注から完工までを確認できることが必要です。

(5) 特定JVの構成員の配置予定技術者届等の提出(※特定JVの場合に提出)

落札候補者は特定JVの代表者以外の構成員の配置予定技術者に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者におかれては、契約事務担当宛(23keiyak@city.kawasaki.jp)に次の書類を翌日正午までに提出してください。提出は特定JVの代表者が行ってください。落札候補者となった時点における最新版を使用してください。

ア 構成員の配置予定技術者届(第1号様式その2) ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」に掲載している「配置予定技術者届(第1号様式その2)」

イ 構成員の配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、又は建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかの条件を満たす主任技術者経歴証明書。(ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロードコーナー」-財政局「入札参加手続関係」に掲載している「主任技術者経歴証明書(第2号様式)」)

ウ 構成員の配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)

エ 構成員の営業所における専任技術者証明書 ※技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合のみ提出。

(6) 監理技術者補佐の配置予定技術者届等の提出(※特例監理技術者を配置予定の場合に限る。)

落札候補者は配置予定監理技術者補佐に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、契約事務担当宛(23keiyak@city.kawasaki.jp)に次の書類を翌日正午までに提出してください。

ア 配置予定監理技術者補佐の配置予定技術者届(第1号様式その3)

ホームページ「入札情報かわさき」-「ダウンロ

ードコーナー」－財政局「入札参加手続関係」に掲載している「配置予定技術者届(第1号様式その3)」

イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など)

※監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)

※特例監理技術者を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※特例監理技術者が2現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

※本市による資格審査終了後は、原則として、川崎市総合評価一般競争入札実施要綱第6-1号様式、上記(5)及び(6)により届け出た配置予定技術者の変更はできません。

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(7) 入札の無効

ア 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料」及び積算内訳書の提出がない者又は不備がある者の入札はこれを無効とします。

※「簡易型」における提案書作成時等の注意点と提案における「評価しない」「無効」の取扱いについては、「川崎市総合評価落札方式のガイドライン」を御覧ください。

ウ 「算定資料」による評価で、一項目でも「無効」

に該当するものがあつた者の入札はこれを無効とします。(技術評価点は計算せず、落札者としません。)

(8) 設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て

本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、次のとおりです。

建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所(川崎市麻生区古沢120番地)

電話：044(955)1200

メールアドレス：53hokuki@city.kawasaki.jp

※積算疑義申立て制度の詳細については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「契約関係規定」に掲載している「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

(9) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に所定の様式(様式第9号)により照会することができます。

13 加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応

(1) 本工事の請負人が技術評価点において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、工事の完成検査の結果、加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定点の減点対象とします。

(2) 契約後に、建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者の変更が認められた場合は、変更後の技術者を評価対象として総合評価点を再計算します。この結果、入札時に比して当該評価点が下がった場合、原則として工事成績評定点の減点対象となります。

(3) 入札参加者が提出した「算定資料」に虚偽の記載等が明らかに悪質な行為があつたと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

14 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又

は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、低入札価格調査を行った契約については、契約保証金10%を30%に加増します。

(3) 前払金 入札公表詳細を参照のこと。

中間前払金の適用については、ホームページ「入札情報かわさき」－「ダウンロードコーナー」－財政局「契約関係規定」に掲載している「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

(4) 議決を要する契約

本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和5年10月頃）で議決を得たときに契約を締結します。また、落札者には、その旨を記載した仮契約書を交付します。

15 特定工事請負契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約（公契約）に該当します。

特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際は十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及びホームページ「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約の手引」を御確認ください。

16 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

17 その他

(1) 本工事は、川崎市入札契約に関する共通事項（工事・市長事務部局・総合評価一般競争入札）の規定によらず、入札公告及び入札説明書の内容によるものとします。

(2) 当該契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(2)と同じ

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市総合評価一般競争入札実施要綱及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(2)にて閲覧できます。

(5) 指定様式について

指定様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の入札公表詳細からダウンロードができます。ダウンロードすることができない者については上記3(2)にて配布いたします。

(6) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粹】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

(7) 契約締結後、当該工事の施工にあたっては、原則、下請人も含めて建設業退職金共済制度の履行が必要となります。

18 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Tunnel Construction of Shitte-Kurokawa Line Road (Urban Planning Roads) in Asao Ward

(2) Time-limit for tender(electronic tender system):

4:00 p.m 18 May 2023

(3) Time-limit for tender(direct delivery):

5:00 p.m 18 May 2023

(4) Deadline for tender (by registered mail):

18 May 2023

(5) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577 Japan

TEL:044-200-2098

19 契約事務スケジュール

公告	令和5年3月27日（月）
競争入札参加申込	令和5年3月27日（月）から 令和5年4月12日（水）まで

資格確認通知送付	令和5年4月19日(水)(予定)
仕様書等に関する質問書受付	令和5年4月21日(金)まで
仕様書等に関する質問書への回答	令和5年5月8日(月)(予定)
入札書・算定資料提出開始	令和5年5月8日(月)から
入札書・算定資料提出締切	令和5年5月18日(木)
開札予定日	令和5年6月12日(月)
落札者決定、結果公表	令和5年6月22日(木)(予定)
仮契約書の交付	落札時に交付
本契約締結	市議会議決後(令和5年10月ごろ)(予定)

※総合評価点の最も高い入札者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を行いますので、落札者の決定及び結果公表は標記日程より遅くなることがあります。

川崎市公告(調達)第140号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 調達の名称
令和4年度国民健康保険システム改修等業務委託(5回目)
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 契約の相手方を決定した日
令和5年2月28日
- 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 神奈川支社
支社長 富澤 正興
神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
クイーンズタワーC
- 契約金額
48,710,200円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第141号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 競争入札に付する事項

- 件名

令和5年度 行政手続のオンライン化に係る広報業務委託

- 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所

- 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

- 委託概要

本事業は、インターネットバナー広告や広報用チラシ等を通じて、行政手続のオンライン化の推進の取組を広報するとともに、川崎市の電子申請のポータルサイト等へ効果的に誘導することで、オンライン化を推進することを目的としています。詳細は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の本件公表ページに掲載する「委託仕様書」によります。

- 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「広告代理」及び「印刷企画」、地域区分「市内(又は準市内)」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)であること。
- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局デジタル化推進室デジタル化推進担当

電話 044-200-0063(直通)

FAX 044-200-3752

電子メール 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年3月27日(月)から4月3日(月)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日祝を除く。))。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和5年4月3日(月)17時まで、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局デジタル化推進室に確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年4月5日(水)13時から17時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和5年4月5日(水)から4月10日(月)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日祝を除く。))。

(3) 問合せ方法

問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上、電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。ただし、入札参加資格の無い者からの質問は、受け付けません。

(4) 回答

令和5年4月13日(木)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年4月17日(月)14時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階 会議室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告（調達）第142号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
屈折はしご付消防自動車 1台
- (2) 購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
消防局の指定する場所（川崎市市内）
- (4) 納入期限
令和7年3月21日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年4月10日までに行ってください。

- (4) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契

約実績でも構いません。

- (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 下山
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町
1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2093

イ 閲覧期間 令和5年3月27日～令和5年4月10日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和5年3月27日～令和5年4月10日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和5年3月27日～令和5年4月10日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 納入予定物品仕様書
- ウ 納入（製造）実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）
- エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると思われる者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

消防局総務部施設装備課 担当 鈴木
電話 044-223-2553

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和5年3月27日～令和5年4月10日
午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てExcel形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和5年3月27日～令和5年4月10日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp
質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和5年4月20日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。

なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和5年4月20日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年4月20日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年5月11日 午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(7) 入札書の提出日時 令和5年5月11日 午前11時00分

(4) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル
7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(7) 入札書の提出期限 令和5年5月9日 必着

(4) 入札書の提出先 上記3(1)アと同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Folding ladder fire truck
1 unit

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 11 May 2023

b Direct delivery

11:00 A.M. 11 May 2023

c By mail

9 May 2023

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第143号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び予定数量
 - (1) アンモニア水 約702トン
 - (2) 重曹(微粉重曹) 約240トン
 - (3) 苛性ソーダ 約448トン
 - (4) 消石灰 約960トン
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) アンモニア水
株式会社 ホンダ
代表取締役 本田 啓子
川崎市川崎区池田1丁目13番8号
 - (2) 重曹(微粉重曹)
アイ・ケミカル 株式会社
代表取締役 平野 清文
神奈川県高座郡寒川町大曲1丁目9番40号
 - (3) 苛性ソーダ
葵薬品産業 株式会社
代表取締役 間瀬 良夫
川崎市川崎区本町1丁目5番地15 タウンビル1階
 - (4) 消石灰
丸江産業 株式会社
代表取締役 高橋 宗太郎
川崎市川崎区渡田新町二丁目7番3号
- 5 落札金額(1トンあたりの単価、消費税及び地方消費税を除く。)
 - (1) アンモニア水 89,800円
 - (2) 重曹(微粉重曹) 107,000円
 - (3) 苛性ソーダ 74,400円
 - (4) 消石灰 30,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年1月25日

川崎市公告(調達)第144号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市立東生田小学校増築校舎賃貸借
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局教育環境整備推進室
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年3月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
大和リース 株式会社 横浜支社
支社長 前田 博之
横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号
- 5 契約金額
260,040,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和5年1月25日

川崎市公告(調達)第145号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市立宮前平小学校増築校舎賃貸借
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局教育環境整備推進室
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年3月7日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
大和リース 株式会社 横浜支社

支社長 前田 博之
横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号

- 5 契約金額
288,024,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(公示)を行った日
令和5年1月25日

川崎市公告(調達)第146号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市役所本庁舎ほかIP電話機及びライセンス等賃貸借契約
- (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎ほか
- (3) 賃貸借期間
令和5年10月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 調達物品の概要
川崎市役所電話交換設備で使用するIP多機能電話機及び同ライセンス(FMC端末ライセンス含む)の調達を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種37「リース」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)で、かつ、「A」の等級に格付けされていること。なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年4月3日(月)までに行うこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、本賃貸借契約と同一又は類似の賃貸借に関する契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(5) この調達物品を契約締結後確実にかつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等契約内容がわかるもの)を持参、又は郵送により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎4階

総務企画局総務部庁舎管理課 庁舎設備担当

電話 044-200-3555(直通)、FAX 044-200-3749、

E-mail 17tyosya@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年3月27日(月)から4月3日(月)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は令和5年4月3日(月)必着とします。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

調達仕様の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年4月14日(金) 午後5時00分まで

なお、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

- 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和5年3月27日(月)から4月21日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
ア 電子メール 17tyosya@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3749
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
令和5年4月26日(水)午後5時00分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続き等
- (1) 入札方法
ア 入札は税抜きの総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である54か月を乗じる方法で見積もりしてください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参、または郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に

- 入札書を入れ封印し、必ず書留郵便により送付してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 令和5年5月9日(火) 午前11時00分
イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎12階共用会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参、又は郵送とします。なお、郵送の場合は、令和5年5月8日(月)必着とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手続き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (4) 調達仕様の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of product to be leased :
Leasing of telephones and licenses used at Kawasaki City Office.
- (2) Time-limit for tender:
11:00 A.M. May 9, 2023
- (3) Time-limit for tender by mail:
May 8, 2023
- (4) Point of Contact for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
City Hall Management Section
General Administration Department
General Affairs and Planning Bureau
5-4 Higasida-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki City, Kanagawa, 210-8577, JAPAN
Tel: 044-200-3555

川崎市公告(調達)第147号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
市立学校校務用コンピュータ(増加・雇用対策分)機器賃貸借契約(令和5年3月31日導入分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年1月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
FLCS 株式会社 横浜支店
支店長 谷頭 洋一
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング15階
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)
30,318,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年12月12日

川崎市公告(調達)第148号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
環境大気常時監視システムの賃貸借及び保守に関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
環境局環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3丁目25-13川崎生命科学環境研究センター3階
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
環境計測株式会社神奈川事業所 所長 大川 貴弘
川崎市川崎区宮本町2-12
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
170,628,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年1月25日

税 公 告

川崎市税公告第22号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年2月24日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第23号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年2月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第24号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年2月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第25号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年2月27日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第1期分	令和5年 3月10日	計1件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第2期分	令和5年 3月10日	計3件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第3期分	令和5年 3月10日	計12件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	令和5年 3月10日	計1件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	7月 随時分	令和5年 3月10日	計1件

令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	9月 随時分	令和5年 3月10日	計2件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	10月 随時分	令和5年 3月10日	計1件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	11月 随時分	令和5年 3月10日	計26件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	12月 随時分	令和5年 3月10日	計7件
令和4年度 (令和2年 度課税分)	市民税 (法人)	8月 随時分	令和5年 3月10日	計1件
令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	令和5年 3月10日	計1件
令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	令和5年 3月10日	計1件
令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	令和5年 3月10日	計49件
令和4年度 (令和3年 度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	11月 随時分	令和5年 3月10日	計3件
令和4年度 (令和3年 度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	12月 随時分	令和5年 3月10日	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第26号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年2月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第27号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月6日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第28号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月6日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第29号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第30号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月10日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第3号

川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月15日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程(昭和39年川崎市水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第28条の5」を「第22条の4」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第11号

現行の指定管理者(東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体)の代表企業(株式会社東急スポーツオアシス)の新設分割による新会社(株式会社東急スポーツオアシス)設立に伴い、東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体を指定管理者として再指定するに当たり次のとおり告示します。

令和5年3月6日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市入江崎余熱利用プール 川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	川崎市入江崎余熱利用プール条例第14条及び第15条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める
指定期間	令和5年3月31日
事業計画書等の提出方法	現行の指定管理者が上下水道事業管理者の指示する場所に持参すること

川崎市上下水道局告示第12号

令和4年12月23日付川崎市上下水道局告示第53号で告示した令和5年4月1日からの指定管理者(株式会社東急スポーツオアシス)の新設分割による新会社(株式会社東急スポーツオアシス)設立に伴い、株式会社東急スポーツオアシスを指定管理者として再指定するに当たり次のとおり告示します。

令和5年3月6日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市入江崎余熱利用プール 川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	川崎市入江崎余熱利用プール条例第14条及び第15条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める
指定期間	令和5年4月1日から令和9年3月31日
事業計画書等の提出方法	令和5年4月1日からの指定管理者が上下水道事業管理者の指示する場所に持参すること

川崎市上下水道局告示第13号

公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始について

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下

水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

令和5年3月15日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 年月日

令和5年3月15日

2 終末処理場の位置及び名称

(1) 幸区南加瀬4丁目40番22号 加瀬水処理センター

(2) 中原区宮内3丁目22番1号 等々力水処理センター

(3) 麻生区上麻生6丁目15番1号 麻生水処理センター

3 排除施設の方法

(1) 合流式

(2) 分流式

4 区域

(1) 合流式(加瀬水処理センター)

中原区上小田中3丁目の一部

(2) 分流式(等々力水処理センター)

中原区宮内3丁目の一部

高津区下作延5丁目の一部

宮前区馬絹4丁目の一部

(案件1)

宮前区平2丁目の一部

多摩区菅野戸呂の一部

多摩区登戸の一部

麻生区細山6丁目の一部

(3) 分流式(麻生水処理センター)

麻生区下麻生1丁目の一部

麻生区片平4丁目の一部

5 縦覧

(1) 開始日時

令和5年3月15日

(2) 場所

川崎市上下水道局中部下水道事務所

川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所

川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第17号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月7日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件名	稲田取水所 外壁改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1(稲田取水所内)
	履行期間	契約の日から300日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「塗装」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年3月31日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
(案件2)	
競争入札に付する事項	件 名 等々力水処理センター建設機械その76工事 履行場所 川崎市中原区宮内3-22-1 履行期間 契約の日から令和5年9月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成19年4月1日以降に有すること。 下水道法第2条2「下水道」に定義される下水道施設(処理施設に限る。)において、覆盖の設</p>

参加資格	置を含む機械設備の製作及び据付工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月5日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名 等々力水処理センター建設機械その73工事
	履行場所 川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期間 契約の日から令和8年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、同一工場で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、工事現場へ専任配置を要しない期間を設けること、又は、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 下水道法第2条2「下水道」に定義される下水道施設（処理施設に限る。）において、次のア及びイ全ての設備の製作及び据付の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。</p>

参加資格	ア 口径150mm以上の立軸ポンプ イ 口径400mm以上の配管設備
参加資格	ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年4月11日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 (5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 細山送水管900mm及び高石2号送水管800mm人孔T字管調査に伴う立坑築造工事
	履行場所 自：多摩区生田1-1-1（生田浄水場内） 至：多摩区菅馬場2-13-24先 ほか5件
	履行期間 契約の日から240日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参加資格	<p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。） ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和5年4月5日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>(2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 令和5年度南部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所 川崎市川崎区、幸区 地内
	履行期間 契約の日から令和6年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参 加 資 格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和5年3月31日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>(2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度北部下水管内取付管布設第1号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和5年4月5日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。</p> <p>(2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度中部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期間	契約の日から令和6年1月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和5年4月5日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件8)

競争入札に付する事項	<p>件 名 木月下水幹線その10工事</p> <p>履行場所 川崎市中原区木月4丁目、幸区矢上地内</p> <p>履行期間 契約の日から245日間</p>
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シス</p>

<p>参 加 資 格</p>	<p>テムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和5年4月11日 午後5時00分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細(総合評価特別簡易型)」及び「入札契約に関する共通事項(総合評価落札方式用)」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。</p> <p>(4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市上下水道局公告第18号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月14日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 第1導水ずい道 高石配水塔内電気防食設備更新工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区西生田5丁目28番1号(高石配水塔内)
	履 行 期 間 契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、工事現場へ専任配置を要しない期間を設けること、又は、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成19年4月1日以降に有すること。</p> <p>電気防食を目的とした設備の製作及び据付工事(修理及び整備工事は除く)の完工実績。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和5年4月10日 午後2時30分</p> <p>(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。</p> <p>(2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度西部下水管内取付管布設第1号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年4月5日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。</p> <p>(2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	登戸350mm～100mm配水管布設替その2工事
	履 行 場 所	自：多摩区登戸1811先 至：多摩区登戸1802先 ほか3件
	履 行 期 間	契約の日から150日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>	

<p>参 加 資 格</p>	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和5年4月10日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第31号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月3日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
デンソー部品購入（単価契約）
 - (2) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
 - (3) 納入期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (4) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年3月3日から令和5年3月7日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を令和5年3月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 須藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

品目ごとに定価に割引率を適用した割引後の単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

なお、契約単価は、仕様書で指定する部品メーカーが発行する価格表による価格に、落札者が提出した入札書及び明細書に記載された割引率を適用して算出した割引後の価格とします。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年3月15日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(イ) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和5年3月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(ロ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年3月17日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第32号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月3日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

サプライポンプ（デンソー製）修理（単価契約）

(2) 履行場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自

動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該作業を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年3月3日から令和5年3月7日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を令和5年3月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 須藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

品目ごとに単価と予定数量を乗じた額を足し合わせた総額で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(7) 提出期限 令和5年3月15日 必着

(4) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(7) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和5年3月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年3月17日 午前9時20分

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納

付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第33号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月3日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

インジェクター(デンソー製)修理(単価契約)

(2) 履行場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該作業を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロード
できます。

(2) 配布・提出期間

令和5年3月3日から令和5年3月7日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を令和5年3月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 須藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

品目ごとに単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(7) 提出期限 令和5年3月15日 必着

(4) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(7) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和5年3月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年3月17日 午前9時40分

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例

(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第34号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月8日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

営業所寝具クリーニング(単価契約)

(2) 履行場所

塩浜営業所、鷲ヶ峰営業所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「クリーニング業務」、種目「クリーニング業」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年3月8日から令和5年3月13日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時

15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年3月15日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 欄杭(らんぐい)

電話 044-200-3235

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。

一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(7) 提出期限 令和5年3月20日 必着

(4) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(7) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年3月20日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月23日 午前9時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第35号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月9日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

塩浜営業所ほか14施設で使用する電気(単価契約)

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市交通局の各営業所等で使用する電気の購入詳細は仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「その他物品販売」、種目「電気供給」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項の規定により得点が50点以上であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けていること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年3月9日から令和5年3月15日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年年3月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部 管理課 欄杭(らんぐい)

電話 044-200-3235

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は予定使用電力量に対する総価で行います。

入札者は、契約電力、契約電流及び契約容量の基本料金単価並びに電力量料金単価（いずれも小数点2位まで）を基に算出した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額（円未満は、切り上げること）を入札書に記載してください。また、入札は所定の入札書を用いて、積算の基礎となった単価等を詳細に記載した明細内訳書（様式は任意）を提出してください。

なお、入札金額の算出に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないものとします。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

- (ア) 提出期限 令和5年3月22日 必着
- (イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

- (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年3月22日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
- (イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和5年3月24日 午前9時00分
- イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第1号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月9日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

第91条に次の1項を加える。

- 2 前項の申請は、書面又は川崎市の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用することによりしなければならない。

第92条に次の1項を加える。

2 前項各号の書類は、電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、当該書類に記載すべき事項を申請者の使用に係る電子計算機から送信し、川崎市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

第95条第3項中「30日前までに」の次に「書面又は電子情報処理組織を使用することにより」を加える。

第98条第2項中「申請を」の次に「書面又は電子情報処理組織を使用することにより」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第2号

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月9日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局契約規程の一部を改正する規程

川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第21条の14」を「第21条の15」に改め、「100分の2」の次に「（第20条の2第1項の規定により電子入札で物品を売り払う場合であって事業者が管理する電子情報処理組織を使用するときは予定価格の100分の10）」を加える。

第10条を次のように改める。

（入札保証金に代わる担保の種類等）

第10条 令第167条の7第2項の規定により管理者が確実と認める入札保証金に代わる担保の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その担保の価値は当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号。以下「会計規程」という。）第7条に定める担保 同条の担保の価格

(2) 第20条の2第1項の規定により電子入札で物品を売り払う場合に使用される電子情報処理組織を管理する事業者が入札保証金を確保した旨を証する書面
その書面に記載された金額 第13条第1項中「封書し」を「封書にし」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による予定価格を記載した書面を封書にする措置（以下「封書の措置」という。）は、当該予定価格を管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、及び保存し、当該電磁的記録の内容が認知できない方法を講ずることをもって、当該封書の措置に代えることができる。

第20条の次に次の1項を加える。

（電子入札）

第20条の2 競争入札の手続については、この款の規定にかかわらず、管理者が別に定める方法による電子入札（管理者の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 前項の規定により行われた入札は、管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に局に到達したものとみなす。

第21条第1項中「書面又は口頭で」を「適宜の方法により」に改める。

第28条に次の1項を加える。

4 第2項の見積書の徴取については、第20条の2に規定する電子入札の例により行うことができる。

第31条第1項中「契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録」を、「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同条第2項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により作成した契約内容を記録した電磁的記録は、契約書とみなす。

第32条第2項中「書面」の次に「又は当該請書その他これに準ずる書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第234条第5項の措置（契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置に限る。）を講じたものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

第32条に次の1項を加える。

3 前項の規定により徴した請書その他これに準ずる書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録は、請書その他これに準ずる書面とみなす。

第42条中「工事目的物」を「契約における目的物」に改める。

第44条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

第50条第1項中「又は変更請書」を「若しくは変更請書又は当該変更契約書若しくは変更請書の内容を記録した電磁的記録（法第234条第5項の措置（変更請書にあっては、契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置に限る。）を講じたものに限る。）」

に改め、「提出し」の次に「、又は提供し」を加える。

第54条中「第48条」を「第49条」に改める。

第65条を次のように改める。

第65条 削除

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

契約の締結を電子契約により行うことができることとすること等のため、この規則を制定するものである。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第15号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月8日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総 則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(7) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(7) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（川崎市川崎区宮本町1番地）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項（工事・病院局・一般競争入札）」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院土壌汚染対策及び地下構造物等解体撤去工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和5年10月20日まで
競 争 参加資格	<p>(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「一般土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 土壌汚染対策工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
申込締切日	令和5年3月17日（金）まで受付けます。	
予定価格	未定	
入札保証金	免除とします。	
最低制限 価格	設定します。	
郵便入札 締切日	令和5年4月6日（木）必着	
開 札 日	令和5年4月10日（月）午前10時00分	

川崎市病院局公告第16号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参

(案件1)

加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

競争入札に付する事項	件名	市立川崎病院建築物改修計画策定及び劣化状況調査業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和7年3月31日まで（2年間）

競争参加資格	名簿の登録	業種「建築設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年3月10日から令和5年3月17日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	
その他	平面図は、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認通知書とともに交付します。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	井田病院BDフェニックスシステム等保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年3月10日から令和5年3月17日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第17号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)
- (2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規

程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (7) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (5) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (6) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について
- ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
 - イ 入札書の提出方法は、持参とします。
 - ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加

(案件1)

資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

- エ 入札保証金は免除します。
- オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について
落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

- イ 契約書の作成を必要とします。
- ウ 令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

- (8) その他
この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

競争入札に付する事項	件名	井田病院 医療用機器（酸素ブレンダー）賃貸借
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年3月10日から令和5年3月17日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	

最低制限価格	設定しません。
--------	---------

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院陰圧創部治療器 (RENASYS創傷治療システム) の賃貸借
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年3月10日から令和5年3月17日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院陰圧創部治療器 (ActiV.A.C.型又はInfoV.A.C.型、V.A.C.ULTA型陰圧維持管理装置) の賃貸借契約
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年3月10日から令和5年3月17日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院経皮的カテーテル心筋焼灼術器械の賃貸借
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和5年3月10日から令和5年3月17日まで受付けます。	

現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	川崎病院血管内超音波画像システム (i-Lab CART) の賃貸借
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし。
競争参加の申込	令和5年3月10日から令和5年3月17日まで受付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第3号

局内一般
消 防 署

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月13日

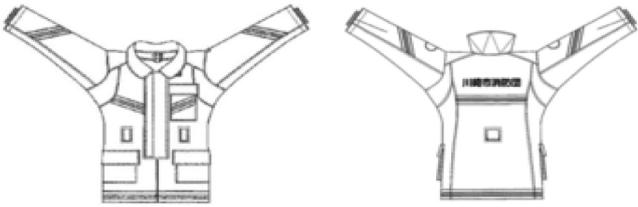
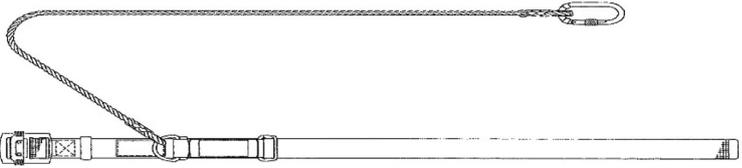
川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1(第3条関係)中「難燃合成繊維」を「全芳香族ポリアミド繊維」に、

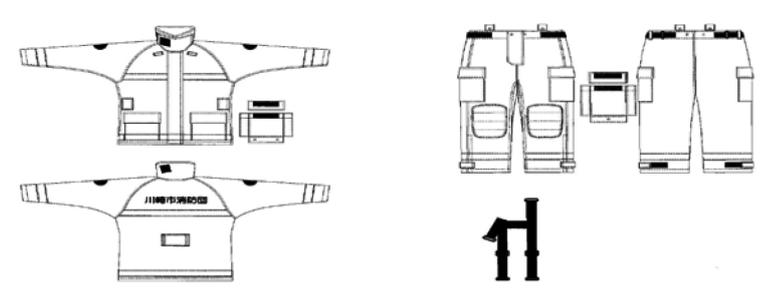
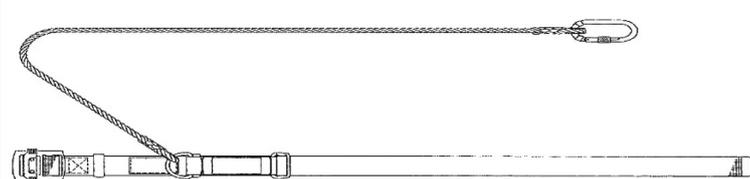
「

防 火 衣	色及び地質	<p>緑色で難燃合成繊維を基布とし外衣と內衣で構成される多層構造とする。</p> <p>背面上部に「川崎市消防団」と表示する。</p> <p>両袖上部に団名及び階級等のワッペンを付ける。</p> <p>ベルトは墜落制止用器具付きとし、労働安全衛生法に適合するものとする。</p>
	制式・形状	 <p>ワッペン</p>  <p>安全帯ベルト</p> 

を

」

「

<p>防 火 衣</p>	<p>色及び地質</p>	<p>緑色で全芳香族ポリアミド繊維を基布とし外衣と內衣で構成される多層構造とする。</p> <p>背面上部に「川崎市消防団」と表示する。</p> <p>両袖上部に団名及び階級等のワッペンを付ける。</p> <p>ベルトは墜落制止用器具付きとし、労働安全衛生法に適合するものとする。</p>
	<p>制式・形状</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>ワッペン</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">臨港</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">川崎</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">幸</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">中原</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">高津</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">宮前</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">多摩</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">麻生</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">川崎市</div> </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">団長</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">副団長</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">本団 部長</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">分団長</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">副 分団長</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;"></div> </div> </div> <p>安全带ベルト</p> <div style="text-align: center;">  </div>

」

に、

「

階級章	色及び地質	台地は黒色樹脂製とし、上下両縁に金線刺繍模様を施し、中央には平織金線及び銀色消防団章を付ける。
	制式・形状	<p>冬服、盛夏服、夏・冬作業服の右胸部に着け、各階級は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"> 団長 副団長 本団部長 分団長  副分団長 部長 班長 団員  </p>

」

を

「

階級章	色及び地質	台地は黒色樹脂製とし、上下両縁に金線刺繍模様を施し、中央には平織金線及び銀色消防団章を付ける。
	制式・形状	<p>冬服、盛夏服、夏・冬作業服の右胸部に着け、各階級は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"> 団長 副団長 本団部長 分団長  副分団長 部長 班長 団員  </p>

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令により貸与されている貸与品は、改正後の訓令の相当規定により貸与されたものとみなす。

教育委員会規則

川崎市教育委員会規則第2号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月1日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋満

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則

川崎市立図書館規則(平成2年川崎市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「資料()」の次に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。」を加える。

第6条中「図書館資料」の次に「(電磁的記録であってインターネットの利用により貸出しが可能であるもの(以下「電子書籍」という。)を除く。)」を、「かつ、」の次に「第8条第1項の規定による」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 電子書籍の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人、在勤する者又は在学する者で、次条に規定する登録をし、かつ、第8条第1項の規定による貸出カードの交付を受けたものとする。

第9条ただし書中「受けよう」との次に「するもの及び電子書籍の貸出しを受けよう」とに改める。

第10条の表中

数 量	
図書資料	視聴覚資料
合計で10点以内	合計で3点以内
500点以内	

を

数 量	

図書資料	視聴覚資料	電子書籍
合計で10点以内	3点以内	3点以内
500点以内		

に改める。

附 則

この規則は、令和5年3月21日から施行する。

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第4号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和5年3月7日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋満

- 1 日 時 令和5年3月14日(火)10時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事
 - 議案第52号 人事について
 - 議案第53号 人事について
- 4 その他報告等

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和5年3月2日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林貴美子

- 1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,262人

- 2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条

第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

257,885人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	62,826人
幸 区	46,848人
中原区	72,224人
高津区	63,921人
宮前区	64,452人
多摩区	61,135人
麻生区	49,621人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

210,513人

監 査 公 表

5 川 監 公 第 3 号
令和5年3月27日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

<p>定期(財務)監査・行政監査の結果</p> <p>1 監査の種類 財務監査及び行政監査</p> <p>2 監査の対象 健康福祉局、病院局及び交通局</p> <p>3 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行</p> <p>4 監査の期間 令和4年12月1日から令和5年3月3日まで</p> <p>5 監査の方法 対象部署ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。</p> <p>6 監査の着眼点 (1) 財務監査 ア 予算執行事務 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。 イ 収入事務 調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。 ウ 支出事務 違法、不当その他不適正な支出はないか。 エ 契約事務 契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。 オ 財産管理事務</p>	<p>財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。</p> <p>カ 経営に係る事業管理 経営に係る事業の管理は適正に行われているか。</p> <p>(2) 行政監査 ア 各種団体の会計業務に関する事務 現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。 イ 情報管理に関する事務 情報資産の管理等は適正に行われているか。 ウ その他 その他の事務の執行は適正に行われているか。</p> <p>7 監査の結果 (1) 定期(財務)監査 川崎市監査基準(令和2年川崎市監査訓令第1号)に準拠し、前述のとおり(行政監査に関する部分を除く。)監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。 財務関係法令等に基づき、手続を適正に行うとともに、再発防止に努められたい。 ア 調定手続を適正に行うべきもの 川崎市病院局会計規程(平成17年川崎市病院局規程第36号)第17条第1項によると、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票及び調定同書を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、決裁を受けなければならないとされている。また、同条第2項によると、第1項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用するとされている。</p>
--	--

未収金に係る調定についてみてきたところ、誤調定等を更正していなかった事例があった。

規程に基づき、調定手続を適正に行われた。

(病院局総務部庶務課、川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局長庶務課)

イ 戻入未済に係る調定手続を適正に行うべきもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第159条によると、歳出の過渡しとなった金額を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならぬとされている。また、同施行令第160条によると、前条の規定による戻入金で出納閉鎖後に係るものは、これを現年度の歳入としなければならぬとされている。

出納閉鎖後の戻入未済についてみてきたところ、現年度の歳入として調定をしていなかった事例があった。

法令に基づき、戻入未済に係る調定手続を適正に行われた。

(健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課)

ウ 徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市財産規則(昭和39年川崎市規則第33号)第25条第1項第

1号によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の期間が1年以内の場合にあっては、使用許可の期間の開始日から起算して30日以内にその全額を納付させなければならないとされ、同条同項第2号によると、使用許可の期間が1年を超える場合には、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。また、同規則によると、行政財産及び市が借り受けた不動産の貸付けに係る貸付料についても、同様に取り扱うこととされている。

公有財産等に係る使用料及び貸付料の徴収手続についてみてきたところ、規則に定める納期限を過ぎた納入通知書を送付していた事例があった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われた。

(健康福祉局総務部庶務課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健医療政策部動物愛護センター)

エ 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

川崎市病院局行政財産の目的外使用許可取扱要領(令和3年3月31日付け2川病経第1520号)第7条によると、使用しようとする行政財産に係る光熱水費等を、使用許可を受けた者に負担させる場合は、川崎市病院局行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準(令和3年3月31日付け2川病経第1518号。以下「算定基準」という。)に基づき徴収するものとされている。また、算定基準は、行政財産の貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用するとされている。

貸付けに係る電気料についてみてきたところ、次の事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われた。

(ア) 自動販売機に係る電気料について、算定基準に基づいて算定してい

なかった事例

(病院局川崎病院事務局庶務課)

(イ) 駐車場に係る電気料について、貸付期間外の使用量を含めたことにより、電気料が正しく算定されていなかった事例

(病院局井田病院事務局庶務課)

オ 督促手続を適正に行うべきもの

川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)第5条による

と、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督

促状により期限を指定して督促しなければならぬとされている。

滞納債権についてみてみると、督促状を発していないなかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われた。

(健康福祉局生活保護・自立支援室、長寿社会部介護保険課、交通局企画管理部庶務課)

カ 債権管理事務を適正に行うべきもの

川崎市病院局債権管理規程(平成26年川崎市病院局規程第10号)

第3条第1項によると、その所管に属すべき債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を台帳に記録しなければならぬとされている。

債権管理事務についてみると、過年度その他医業外未収金等において、債権の管理に関する台帳が作成されていない債権があったほか、台帳は作成されているものの、規定に定める事項の一部が記録されていない債権があった。このため、債権発生後の債権管理が適正に行われておらず、履行期限経過後、督促状を発していない債権も見受けられた。

規程に基づき、債権管理事務を適正に行われた。

(病院局総務部庶務課、経営企画室、川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局庶務課、同医事課)

キ 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使うことができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅するとされている。

また、川崎市債権管理条例第8条第1項第1号によると、市の債権(

時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされている。

さらに、川崎市病院局会計規程第27条によると、収入の未納金で不納欠損となるものがあるときは、不納欠損の処分に関する調書を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

滞納債権についてみてみると、不納欠損処分の手続を行っていないなかった事例があった。

法律等に基づき、不納欠損処分の手続を適正に行われた。

(病院局総務部庶務課、川崎病院事務局医事課、井田病院事務局庶務課、井田病院地域医療部)

ク 予算執行何の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年川崎市規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行向を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみてみると、予算執行何の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行何の手続を適正に行われた。

(健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害計画課、同障害者施設指導課、保健医療政策部、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)

ケ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財

政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならぬとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたと、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われた。

(健康福祉局地域包括ケア推進室、障害保健福祉部こころの相談所)

コ 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第9条第2項によると、請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号を表示するものとして

また、公文書の適正な作成について(通知)(平成26年4月8日付け26川総行情第78号)によると、「筆跡が消せるボールペン」の使用は、公文書の改ざん等、重大な法令違反につながるおそれがあるほか、市政に対する市民の信用を失う行為になりかねないとして、公文書では使用しないこととされている。

さらに、会計事務の手引(平成29年3月31日付け28川会第2493号)によると、請求書のうち訂正ができない記載内容である請求金額、請求者名及び受取人名以外の請求内容に訂正がある場合は、二重線を引いた訂正箇所(請求印が押印されていることとされている)の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとされている。

支出に関する証拠書類についてみたと、次の事例があった。

規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われた。

(ア) 請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号がなかった事例

(健康福祉局長寿社会高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、

保健医療政策部、同新型コロナウイルスワクチン調整室)

(イ) 筆跡が消せるボールペンや鉛筆で記載されていた事例
(健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、長寿社会高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、同介護保険課、保健医療政策部、同中央卸売市場食品衛生検査所、同新型コロナウイルスワクチン調整室、看護大学事務局総務学生課)

(ウ) 請求日等が修正テープ、修正液及び砂消しゴムで訂正されていた事例

例

(健康福祉局長寿社会高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害福祉課、保健医療政策部動物愛護センター、医療保険部医療保険課)

サ 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等による立替払は認められていない。

前渡金に係る事務処理についてみてみると、職員が駐車場利用料金及び出席負担金の立替払を行っていた事例があった。

法律に基づき、前渡金の事務処理を適正に行われた。

(健康福祉局保健医療政策部、総合リハビリテーション推進センター総務・判定課)

シ 補助金の交付事務を適正に行うべきもの

川崎市新型インフルエンザ等対策推進に係る医療体制整備事業補助金交付要綱(平成26年12月1日付け26川健危第1877号)第15条によると、補助事業の実施に係る成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、

確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとするとされている。
 当該補助金交付事務についてみたところ、実績報告書において記載誤りのあった交付申請額を補助金の額として確定し、交付していた事例があった。

要綱に基づき、補助金の交付事務を適正に行われたい。

(健康福祉局保健医療政策部)

ス 委託契約に係る支払手続を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第79条によると、支出は、債務が確定し、支払義務が発生した後において債権者のために行なうことを原則とするとされている。

公衆衛生医師募集特設ページ作成等業務委託についてみたところ、債務の確定前に支出していた事例があった。

規則に基づき、委託契約に係る支払手続を適正に行われたい。

(健康福祉局保健医療政策部)

セ 委託料に係る概算払の精算を適正に行うべきもの

地域相談支援センター運営業務委託契約書仕様書1.6によると、精算を行った結果、残額が生じた場合及び委託料の減額が生じた場合には速やかに戻入を行うものとされ、また、追加支払が必要となる場合には、戻入額と追加支払額を相殺した上で、残額が生じた場合には戻入し、不足が生じた場合にはその額を追加支出するものとされている。

当該委託契約に係る概算払精算書についてみたところ、契約期間途中における職員の異動、退職、資格取得等による人件費の減額及び増額があり、相殺の上、委託料を追加支出する必要があったものの、受注者から委託料基準額変更報告書の提出がなく、追加支出を行っていない事例があった。

契約書に基づき、委託料に係る概算払の精算を適正に行われたい。
 (健康福祉局地域包括ケア推進室)

ソ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

(健康福祉局総務部施設課、障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課、保健医療政策部)

タ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。

委託業務についてみたところ、受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例があった。再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合

は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。

約款に基づき、再委託の承諾手続を適正に行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、病院局井田病院事務局庶務課)

チ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

川崎市病院局会計規程第90条によると、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して報告しなければならないとされている。また、同規程第109条の2によると、固定資産について、定期的に固定資産台帳と照合するものとされている。

固定資産の管理状況についてみたところ、次の事例があった。

過去の定期監査においても同様の指摘をしていることに加え、固定資産は財務諸表の資産に計上されるものであり、決算に影響があることから、定期的な台帳との照合を徹底し、規程に基づき、固定資産の管理を適正に行われたい。

(ア) 既に廃棄した固定資産について、固定資産台帳の除却手続を行っていない事例

(病院局経営企画室、川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

(イ) 寄附を受けた固定資産について、固定資産台帳に登載されていない事例

(病院局井田病院事務局庶務課)

(ウ) 固定資産台帳に登載されているものの、現物が確認できなかった事例

(病院局経営企画室)

ツ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。財務関係法令等に基づき、手続を適正に行うとともに、再発防止に努められたい。

(ア) 貸切自動車の運賃及び料金の算定を適正に行うべきもの
運賃及び料金の算出基礎となる時間について、端数計算を誤っていた事例

(交通局自動車部運輸課)

(イ) 支払期限内に支出すべきもの

定期支払申込書に定められた期限までに支払っていないかった事例
(病院局総務部庶務課、川崎病院事務局庶務課)

(ウ) 概算払の精算手続を適正に行うべきもの

概算払の精算を行っていないかった事例
(健康福祉局保健医療政策部)

(エ) 時間外勤務手当等の支給事務を適正に行うべきもの

a 時間外勤務手当等の基礎となる勤務時間数を誤っていた事例
(交通局企画管理部庶務課、自動車部塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所)

b 時間外勤務命令簿について、勤務時間等の未記入や誤記入があった事例

(交通局企画管理部庶務課、自動車部塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所)

(オ) 指名業者の選定手続を適正に行うべきもの
再度の入札に付し落札者がいない場合における随意契約について、指名業者選定委員会に係る手続に不備があった事例

(病院局経営企画室)

(カ) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

(健康福祉局地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部精神保健課、同障害者社会参加・就労支援課、保健医療政策部、同中央卸売市場食品衛生検査所、医療保険部医療保険課、総合リハビリテーション推進センター北部地域支援室、看護大学事務局総務学生課、交通局自動車部安全・サービス課、同鷲ヶ峰営業所)

c 所在が不明となっていた事例
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害福祉課)

d 保管換えの手続を行っていなかった事例
(健康福祉局長寿社会部介護保険課、障害保健福祉部精神保健課、保健医療政策部新型コロナウイルスワクチン調整室)

e 備品整理簿等に記載すべき物品を登録していなかった事例
(健康福祉局健康安全研究所、交通局自動車部運輸課、同安全・サービス課、同塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所)

f 備品原簿に備品ではない固定資産が登録されていた事例
(交通局自動車部自動車管理課)

(サ) 美術品の管理を適正に行うべきもの
美術品管理簿による管理を行っていなかった事例
(健康福祉局地域包括ケア推進室、保健医療政策部)

(シ) 消耗品の管理を適正に行うべきもの
a 物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例
(健康福祉局総務部、同庶務課、地域包括ケア推進室、障害保健福祉部障害者施設指導課、同精神保健課、保健医療政策部、同新型コロナウイルスワクチン調整室、医療保険部収納管理課、健康安全研究所、看護大学事務局総務学生課)

a 日付の入っていない請書を撤していた事例
(健康福祉局地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健医療政策部、健康安全研究所、交通局自動車部運輸課)

b 業務完了届を受領しないまま履行確認を行っていた事例
(健康福祉局保健医療政策部新型コロナウイルスワクチン調整室)

c 業務完了届に業務の完了年月日が記載されていなかった事例
(健康福祉局保健医療政策部)

(キ) 検査確認書の作成を適正に行うべきもの
a 検査確認済みを証する書類が作成されていなかった事例
(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、保健医療政策部、同新型コロナウイルスワクチン調整室、総合リハビリテーション推進センター北部地域支援室、看護大学事務局総務学生課)

b 誤った内容の検査確認済みを証する書類が作成されていた事例
(健康福祉局保健医療政策部、同新型コロナウイルスワクチン調整室)

(ク) 検査確認を適正に行うべきもの
法律等で定められた期限内に検査確認を行っていなかった事例
(健康福祉局保健医療政策部)

(ケ) 物品の管理を適正に行うべきもの
物品出納簿及び物品整理簿を備えていなかった事例
(病院局総務部庶務課、経営企画室、川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

(コ) 備品の管理を適正に行うべきもの
a 重要物品の増減について、会計管理者に報告していなかった事例
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課)

b 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

各種団体の所有に属する現金は公金ではないため、財務関係法令等が適用されず、公金に比べチェック体制が十分ではないことから、事故の発生につながるリスクが高い。

市では、各種団体の会計業務に関する事務においても、内部統制体制を構築し、不適正な事務処理の未然防止に取り組んでいるところであるが、各種団体の所有に属する現金の取扱いに当たっては、公金と同様の取扱いを徹底し、事故や不正等により市民からの信頼を損なうことのないよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

イ 情報管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、情報セキュリティ対策点検表等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した部署を対象とし、文書の管理状況について現地調査を行い、情報資産の管理状況等について監査を行った。

現地調査を行った部署は別表第2のとおりである。

(ア) 契約書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

川崎市情報セキュリティ基準(平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。)第2章9(1)イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」(以下「特記事項」という。)を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務についてみてみると、契約書に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託するに当たっては、委託先には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗

b 消耗品出納簿に記載しなければならぬ消耗品について、登載していないかった事例

(健康福祉局地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害福祉課、保健医療政策部、看護大学事務局、同総務学生課)

(2) 行政監査

川崎市監査基準に準拠し、各種団体の会計業務に関する事務及び情報管理に関する事務を監査項目として監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、情報管理に関する事務について、次のイ(ア)から(キ)までのとおり改善措置を要する事項があった。

本監査で確認された改善措置を要する事項を庁内で共有し、適正な事務執行に努められたい。

なお、情報管理に関する事務については、委託業務、再委託に係る業務及び指定管理業務の情報セキュリティ対策に関して必要となる書類が徴取されていないこと等の事例が見つかった。委託先等が受託業務等に関連して個人情報を取り扱う場合、委託先等において、個人情報に関する安全管理措置を講ずべき義務を負うこととなるが、委託先等に対する必要かつ適切な監督を行うことは市の役割である。他都市において、委託先等による個人情報の流出事例が発生していることから、委託業務等に関する情報セキュリティ対策を徹底されたい。

ア 各種団体の会計業務に関する事務

監査対象局全ての部署において職員が役務の提供を行っている各種団体を監査対象とし、各種団体から交付される指示書、現金出納簿等の帳簿及び領収書等について、書類審査を中心に監査を行った。

監査対象とした各種団体は別表第1のとおりである。

難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書に添付し委託先と取り交わす必要がある。

セキユリテイエイ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

(交通局企画管理部庶務課、同経営企画課、病院局総務部庶務課、川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局医事課)

(イ) 契約書に特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付すべきものの

セキユリテイエイ基準第2章9(1)ウによると、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)を添付するとされている。

特定個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、契約書に特記仕様書が添付されていない事例があった。

個人番号は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであることから、個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。

委託先には、より厳しい保護措置を講じさせる必要があることから、セキユリテイエイ基準に基づき、特定個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

(健康福祉局医療保険部医療保険課)

(ウ) 個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を通正に行うべきもの
セキユリテイエイ基準第2章9(1)イによると、個人情報を取り扱う

委託業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならぬとされている。

個人情報を取り扱う委託業務についてみたところ、委託先が書面により再委託の申請をしていたにもかかわらず、市の書面による承諾がなされていない事例があった。

市が書面による承諾をしなければ、委託先が提出する申請書に記載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策等について、市の確認や承諾がなされず、セキユリテイエイ基準の遵守が確認されないまま業務が行われることとなる。

再委託先における個人情報の適正な管理体制を確保するためにも、再委託の書面による承諾を適正に行われたい。

(健康福祉局看護大学事務局総務学生課、病院局井田病院事務局医事課)

(エ) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

セキユリテイエイ基準第2章9(1)オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書を提出させるとされ、同基準第2章10(1)イによると、機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や作業員から機密保持等に関する誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務及び指定管理業務について
 みたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報保護の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われた。

(健康福祉局地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、同介護保険課、障害保健福祉部障害者施設指導課、同障害福祉課、同障害者社会参加・就労支援課、保健医療政策部、同動物愛護センター、同新型コロナウイルスワクチン調整室、医療保険部国民年金・福祉医療課、同収納管理課、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課、交通局企画管理部庶務課、同経営企画課、自動車部管理課、同安全・サービス課、病院局総務部庶務課、経営企画室、川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局医事課)

(オ) 委託業務に係る情報管理に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行われている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務についてみたところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時や担当者、情報の内容等が分かる記録が書面上残されず、責任の所在が曖昧となり、また、万が一委託業者が当該情報を紛失した場合に、いつ、誰に貸与

した情報を紛失したか等が相互に確認できなくなる。

セキュリティ基準に基づき、委託業務に係る情報管理に関する事務を適正に行われた。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)

(カ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和3年度及び令和4年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ、次の事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じられているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われた。

a 「文書・図画」の自己点検が未実施であった事例

(健康福祉局医療保険部収納管理課)

b 「可搬媒体」の自己点検が未実施であった事例

(健康福祉局医療保険部収納管理課、交通局自動車部塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所、病院局井田病院事務局医事課)

c 「電磁的記録」の自己点検が未実施であった事例

(健康福祉局総務部保健福祉システム課、医療保険部収納管理課、交通局自動車部塩浜営業所、同鷲ヶ峰営業所)

d 「ハードウェア」の自己点検が未実施であった事例

院局経営企画室、井田病院事務局医事課

別表第1 各種団体一覧(各種団体の会計業務に関する事務)

No	局名	部署名	各種団体名
1			川崎市遺族連合会
2			川崎市更生保護女性連絡協議会
3			赤十字奉仕団川崎市地区本高委員会
4		地域包括ケア推進室	川崎市保護観察協会
5	健康福祉局		川崎市保護司会協議会
6			「社会を明るくする運動」川崎市推進委員会
7			日赤紺綬有功会川崎支会
8			日本赤十字社川崎市地区本部
9		看護大学事務局総務学生課	川崎市立看護短期大学後援会
10			川崎市立看護大学後援会

(健康福祉局総務部、同庶務課、障害保健福祉部障害者施設指導課、同
 ところの相談所、保健医療政策部新型コロナウィルスワクチン調整室、
 医療保険部収納管理課、総合リハビリテーション推進センターこころの
 健康課、交通局自動車部塩浜営業所、同鷺ヶ峰営業所)

。 「委託」の自己点検が未実施であった事例

(健康福祉局総務部、同庶務課、長寿社会部介護保険課、障害保健福祉
 部障害者施設指導課、保健医療政策部、同動物愛護センター、医療保険
 部収納管理課、交通局企画管理部庶務課、同経営企画課、自動車部管理
 課、病院局総務部庶務課、川崎病院事務局庶務課)

(キ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの
 セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対
 策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理
 について、自己点検を行うとされている。

文書の管理状況並びに委託業務及び指定管理業務の手續の実施状況
 について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみた
 ところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に
 記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検
 表上「○(対策済み)」とすると、組織として改善すべき点を把握す
 ることができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われた。

(健康福祉局地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、
 障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同障害者社会参加・就労支
 援課、保健医療政策部、同動物愛護センター、医療保険部国民年金・福
 祉医療課、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課、病

別表第2 現地調査対象部署一覧(情報管理に関する事務)

No	局 名	部署名
1	健康福祉局	庶務課
2		企画課
3		施設課
4		地域包括ケア推進室
5		障害者社会参加・就労支援課
6		保健医療政策部感染症対策担当
7		国民年金・福祉医療課
8		中部地域支援室
9		北部地域支援室
10		看護大学事務局総務学生課
11		健康安全研究所
12	交通局	庶務課
13		管理課
14		塩浜営業所
15		鷲ヶ峰営業所
16		総務部
17	病院局	経営企画室
18		川崎病院事務局庶務課
19		川崎病院事務局医事課
20		井田病院事務局庶務課
21		井田病院事務局医事課

定期(工事) 監査の結果

- 1 監査の種類
定期(工事) 監査
- 2 監査の対象
区役所道路公園センター
- 3 監査の範囲
令和2年度及び令和3年度に完了した工事及び設計等業務委託
- 4 監査の期間
令和4年10月1日から令和5年3月3日まで
- 5 監査の方法
監査の範囲に示した工事及び業務委託652件のうち、工事53件、業務委託7件、合計60件を抽出し、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
なお、監査実施状況は別表第1、監査実施工事等の一覧は別表第2のとおりである。
- 6 監査の着眼点
(1) 計画 事業計画等は明確か。また、各種協議及び手続は適正に行われているか。
(2) 設計 関係法令等の適用、設計基準等の整備状況及び運用は適正か。
(3) 積算 数量、単価、歩掛りは正確か。また、その算出根拠は明確か。
(4) 契約 契約の方法及び手続は適正に行われているか。
(5) 施工 関係法令等に基づき設計図書どおり適正に施工されているか。
(6) 検査 検査は適正に行われているか。
(7) 維持修繕 維持修繕の時期及び内容は適正か。
(8) 業務委託 委託料の積算は正確か。また、委託成果は適正か。

7 監査の結果

川崎市監査基準(令和2年川崎市監査訓令第1号)に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

これらの多くは、工事の設計に係る職員(以下「設計者」という。)及び施工管理に係る職員(以下「監督員」という。)の間係基準等の内容や現場状況の確認が十分でなかったことによるものであり、工事の安全な履行に適切さを欠く事例も見受けられた。

工事の設計及び施工管理に当たっては、これらの点に十分留意の上、安全かつ適切に工事を執行されたい。

なお、川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル(以下「整備マニュアル」という。)に基づき整備した一部の駐車施設において、工事完成後に別途設置されたコインパーキングのロック装置が車椅子使用者等の乗降時の障害物となっている状況も見受けられた。

工事に限らず、管理する施設について、誰もが安全かつ快適に利用できるように整備を行われたい。

(1) 高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

川崎河港水門ゲート設置(止水壁)工事(以下「ゲート設置工事」という。)は、水門の前面に止水壁を設置するもの、高津区内平瀬川浸水対策(護岸改良その2)工事(以下「浸水対策工事」という。)は、平瀬川の護岸の嵩上げなど浸水対策を行うもの、宮前区内市道尻手黒川線道路防護(擁壁)工事(以下「道路防護工事」という。)は、道路斜面において擁壁の築造を行うものである。

このうち、高所作業時の安全対策についてみたところ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条によると、請負者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及

ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という。)を設けなければならないが、囲い等を設けることが著しく困難なときは作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、浸水対策工事及び道路防護工事における高さが2メートル以上の箇所において、囲い等を設けていないにもかかわらず、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じていない状況が認められた。

また、ゲート設置工事における同様の箇所において、囲い等を設けていないもの、作業員が要求性能墜落制止用器具を使用しないまま、囲い等から身を乗り出して作業を行っており、墜落する危険性が認められた。

高所作業時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、請負者に対して墜落防止措置の徹底について指導されたい。

(工事番号3) 川崎区役所道路公園センター整備課

(工事番号29) 高津区役所道路公園センター整備課

(工事番号36) 宮前区役所道路公園センター整備課

(2) 遊具の安全領域を適切に確保すべきもの

藤崎つじ公園ほか遊具更新工事は、川崎区内の12箇所の公園において遊具の更新を行う工事である。

このうち、遊具の配置についてみたところ、国土交通省が定める、都市公園における遊具の安全確保に関する指針(以下「指針」という。)によると、遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮することとされている。また、指針に基づいて定めた一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する規程によると、安全領域については、遊具

ごとに遊具を安全に利用するための領域を確保することとし、遊具が隣接する場合の安全領域の重複条件が示されている。

しかしながら、冥加公園において更新した砂場の安全領域についてみたところ、隣接する遊具との離隔距離が約40センチメートル不足していることが判明した。

遊具を配置するに当たり、設計者及び監督員は、個々の遊具の安全領域について離隔距離を十分に確認されたい。

(工事番号6) (川崎区役所道路公園センター整備課)

(3) コンクリート工事の施工管理を適切に行うべきもの

浜川整備工事は、環境整備の一環として既存擁壁等の改修を行うものである。

このうち、コンクリートの品質管理のために行う圧縮強度試験についてみたところ、川崎市土木工事施工管理基準(以下「施工管理基準」という。)に定める川崎市土木工事試験実施要領(以下「試験実施要領」という。)によると、圧縮強度試験は、公的試験機関において実施しなければならぬとされているが、それ以外の機関で行われていた。

これは、施工管理基準及び試験実施要領の内容について、監督員は確認していたが、施工計画書への記載等の協議不足によるものである。

コンクリート工事の施工管理に当たり、監督員は、品質管理が適切に行われるよう、試験機関について施工計画書への記載等を十分に指導し、試験実施要領で定める試験機関で試験を行わせることを徹底されたい。

(工事番号20) (中原区役所道路公園センター整備課)

(4) 移動式クレーンの安全管理を徹底すべきもの

高津区内平瀬川河床洗掘対策工事は、河床に大型土のうを設置することにより既存護岸の洗掘を防止する工事である。

このうち、施工管理の安全対策についてみたところ、クレーン等安全規

則(昭和47年労働省令第34号)第74条によると、事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないとされているが、立入禁止措置を講じておらず、作業中にもかかわらず移動式クレーンの上部旋回体と接触するおそれのある箇域内において、作業員の存在が確認された。

移動式クレーンを使用するに当たり、監督員は、施工計画書に作業員の立入禁止措置などの安全対策を明示させることなどにより、工事の安全管理を徹底するよう指導されたい。

(工事番号25) (高津区役所道路公園センター整備課)

(5) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの

橋公園防災関連施設等整備工事(以下「橋公園整備工事」という。)は、ソーラー照明灯や園路等の整備を行うもの、小台公園整備工事は、遊具や園路等を整備するものである。

これらの工事において、排水設備の工事に係る掘削時の安全対策についてみたところ、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編第477によると、地盤の掘削においては、掘削を行う期間や地盤性状等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより掘削方法等を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならないとされている。また、土留工の要否については、建築基準法(昭和25年法律第201号)における山留めの基準に準じるものとされており、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の3第4項によると、深さ1.5メートル以上の掘削を行う場合には、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

しかしながら、これらの工事の一部において、掘削の深さが1.5メー

トルを起えているにもかかわらず、土留工による安全対策を施していないか
 った。
 掘削時の施工管理に当たり、監督員は、事故の未然防止に努めるよう、
 請負者と必要な協議を行うとともに、請負者に対して安全管理の徹底につ
 いて指導されたい。

(工事番号28) (高津区役所道路公園センター整備課)

(工事番号38) (宮前区役所道路公園センター整備課)

(6) バリアフリーに対応した施設の整備を行うべきもの

橋公園整備工事は、ソーラー照明灯、園路や駐車場等の整備を行うもの、
 柿生学園駐車場・運動場舗装補修(打換)工事(以下「柿生学園舗装工事
 」という。)は、駐車場及び運動場の修繕を行うものである。

橋公園整備工事において、園路の階段に係るバリアフリー対応について
 みたところ、整備マニュアルによると、階段前に敷設する視覚障害者誘導
 ブロックの位置は、階段の上端及び下端から30センチメートル程度離れ
 た箇所としなければならないとされており、高齢者、障害者等の移動等の
 円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第12条
 第3号によると、踏面の端部は、その周囲の部分との色の明度、色相又は
 彩度の差を大きくすることにより、階段を容易に識別できるものとしなけ
 ればならないとされている。いずれの規定も階段を踏み外さないようにす
 るためのものであるが、園路の階段整備において、規定に適合していない
 箇所があった。

また、柿生学園舗装工事において、駐車場に係るバリアフリー対応につ
 いてみたところ、整備マニュアルによると、社会福祉施設については、駐
 車台数が10台以下のものにあつては1以上の車椅子利用者用駐車施設
 を設けなければならないとされているものの、この設置がなされていないか
 った。

公共的施設の整備に当たり、設計者及び監督員は、バリアフリー対応を
 十分に意識し、誰もが安全かつ快適に利用できる施設の設計及び施工管理
 を行われたい。

(工事番号28) (高津区役所道路公園センター整備課)

(工事番号55) (麻生区役所道路公園センター整備課)

(7) 廃棄物の処理について施工管理を適切に行うべきもの

小台公園整備工事は、遊具や園路等を整備するものである。

このうち、廃棄物の処理についてみてみると、廃棄物の処理及び清掃に
 関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃掃法」という。)第
 21条の3第1項によると、建設工事においては元請業者が排出事業者と
 され、廃掃法第3条第1項によると、その事業活動に伴って生じた廃棄物
 を自らの責任において適正に処理しなければならないとされているが、一
 部の樹木の伐採処分において、請負者が自らの責任において処理している
 ことを確認することができなかった。

廃棄物処理の施工管理に当たり、監督員は、関係法令等を遵守し、処理
 状況を適切に確認されたい。

(工事番号38) (宮前区役所道路公園センター整備課)

(8) その他改善を要するもの

改善措置を要するものうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきも
 のがあった。その概要は次のとおりである。

- ア 廃棄物の処理について施工管理を適切に行うべきもの
 - 廃棄物の処分は適切に行われていたものの、排出事業者である請負者
 に運搬等を行わせていなかった事例
 - (工事番号1) (川崎区役所道路公園センター整備課)
 - (工事番号22) (中原区役所道路公園センター整備課)
- イ 契約不適合責任期限を適切に設定すべきもの

工事引渡書において契約不適合責任期限が適切に設定されていないかっ
た事例

(工事番号2・5) (川崎区役所道路公園センター整備課)

(工事番号19) (中原区役所道路公園センター整備課)

(工事番号27・30) (高津区役所道路公園センター整備課)

(工事番号53・55) (麻生区役所道路公園センター整備課)

別表第1 監査実施状況

対象区	監査の範囲 (千円)		監査実施工事等	
	件数	契約金額	件数	契約金額
川崎区役所工事	66	1,748,582	7	357,203
道路公園センター業務委託	7	30,271	1	4,895
幸区役所工事	58	736,373	7	138,369
道路公園センター業務委託	4	9,678	1	1,892
中原区役所工事	75	1,006,445	7	197,109
道路公園センター業務委託	4	25,015	1	16,500
高津区役所工事	98	2,218,128	8	523,501
道路公園センター業務委託	12	77,584	1	14,564
宮前区役所工事	84	1,459,733	8	329,186
道路公園センター業務委託	20	77,712	1	2,645
多摩区役所工事	104	2,071,388	8	365,695
道路公園センター業務委託	20	110,024	1	14,802
麻生区役所工事	85	1,169,124	8	244,772
道路公園センター業務委託	15	89,345	1	3,590
合計	652	10,829,402	60	2,214,723

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約方法	当初契約金額(円) 最終契約金額(円)	契約年月日	完成年月日	区別
16	新加瀬川公園(公園)工事 舗装工事	川崎市中原区加瀬 4丁目35番地	延長55.0m 幅員6.0m 不設横断 110m ² 他	(有)TATE KO	一般競争	1,892,000 同上	R3.9.22	R3.12.1	幸区
17	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=224m 道路幅員 W=14.05~14.87m 歩道幅員 A=1.80m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.2m 他	藤光建設 (株)	指名競争	6,314,000 6,789,200	R2.8.7	R2.12.7	
18	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=27m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.0m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.5m 他	(有)一興業 (株)	一般競争	22,209,000 22,999,900	R2.10.19	R3.3.3	
19	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所4番地	工事延長 L=37.7m 道路幅員 W=4.0~11.2m 歩道幅員 A=2.80m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	(株)佐藤工務店 (株)	一般競争	30,811,000 30,849,500	R2.6.30	R2.11.26	
20	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所4番地	工事延長 L=123.3m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.06m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	(株)永和 (株)	一般競争	32,087,000 34,053,800	R3.2.19	R3.6.9	中原区
21	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=103.3m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	長栄興業 (株)	一般競争	46,730,000 77,002,200	R3.1.22	R4.1.28	
22	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=48m ² 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	(株)コクサイ テクノ	一般競争	42,737,000 42,619,500	R3.1.22	R3.9.21	
23	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=19.9m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	(株)重田組 (株)	一般競争	16,481,000 16,397,600	R3.12.20	R4.3.29	
24	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=150m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	(株)アリア 共同設計 コンサルtant	一般競争	16,500,000 16,393,500	R2.12.7	R4.3.24	
25	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=145m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	深谷建設 (株)	一般競争	16,104,000 17,778,200	R2.5.19	R2.9.30	
26	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=145m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	順心建設 (株)建設 業所	随意 契約	199,815,000 244,887,500	R2.6.2	R3.3.23	
27	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=145m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	鈴木緑化建 設(株)	指名競争	2,783,000 3,229,600	R2.11.2	R3.3.26	
28	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=145m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	長栄興業 (株)	一般競争	84,381,000 85,893,500	R2.11.16	R3.4.26	
29	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=145m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	河合土木 (株)	一般競争	158,158,000 162,869,700	R2.12.1	R3.7.30	
30	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区上平 御所378番地	工事延長 L=145m 道路幅員 W=4.0~8.7m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	(株)フロンティア パナ	指名競争	4,301,000 6,050,000	R3.7.28	R4.3.30	

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者 又は受託者	契約方法	当初契約金額(円) 最終契約金額(円)	契約年月日	完成年月日	区別
1	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 55.0m 幅員 6.0m 不設横断 110m ² 他	(有)TATE KO	一般競争	13,717,000 17,586,800	R2.10.27	R3.3.11	幸区
2	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	管理施設整備工 N=1式	(株)佐野建 設	一般競争	17,457,000 17,896,100	R2.11.20	R3.3.8	
3	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	止水設置 N=1式 雨水排水設備 N=1式 歩道幅員 A=1.5m 他	(株)佐野建 設	一般競争	58,927,000 83,616,500	R2.6.29	R3.3.26	
4	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	施工延長 55m 幅員 6.0m 電気設備 1式 他	(株)佐野建 設	一般競争	49,687,000 51,233,600	R3.3.2	R3.10.6	
5	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	緊急補修工 N=1式	タイン建 (株)	指名競争	7,458,000 8,927,600	R3.4.1	R3.11.30	川崎区
6	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	公園工 N=1式 遊具整備工 N=1式 遊具整備工 N=1式 他	川崎緑土 (株)	一般競争	26,158,000 同上	R3.9.28	R4.3.17	
7	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=3,629.5m 道路幅員 W=3.6~17.0m 排水排水システム舗装(A) A=34,000m ² 他	河合土木 (株)	一般競争	183,796,000 189,750,000	R3.12.10	R4.3.25	
8	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	道路幅員 W=16m 歩道幅員 A=1.03m ² 他	(株)アリア 共同設計 コンサルtant	指名競争	4,896,000 同上	R2.12.25	R4.3.25	
9	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	ケレン工設置 L=166m 公園遊具整備工 N=1回 公園遊具整備工 N=1回 他	タイン建 (株)	指名競争	3,542,000 3,550,800	R2.11.10	R3.3.26	
10	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=211m 道路幅員 W=12.5m 排水排水システム舗装(A) A=105m ² 他	(株)道建 (株)	一般競争	16,104,000 16,949,900	R2.10.2	R3.3.10	
11	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=655m 道路幅員 W=19.8~24.0m 歩道幅員 A=1.03m ² 歩道延長 歩道幅員 A=1.03m 他	新伸工業 (株)	一般競争	32,186,000 34,736,900	R2.9.8	R3.2.19	
12	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=1,416m 道路幅員 W=21.8~31.8m 歩道幅員 A=1,405m ² 他	佐藤工業 (株)	一般競争	31,482,000 31,570,000	R2.12.2	R3.5.19	
13	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	【第1工区】 工事延長 L=144.5m 歩道幅員 W=21.8~31.8m 歩道幅員 A=1,405m ² 他	(株)コン ファックス	指名競争	5,544,000 5,749,700	R3.4.7	R3.8.25	
14	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=44.8m 歩道幅員 W=21.8~31.8m 歩道幅員 A=1,405m ² 他	水道産業 (株)	一般競争	16,940,000 同上	R3.12.14	R4.3.24	
15	市道中環8号線舗装工事 歩道(歩道)工事	川崎市中原区今井 御所20番地	工事延長 L=965.1m 道路幅員 W=24m 歩道幅員 A=2,420m ² 得業業者修繕用シート L=19m 他	(株)重田組 (株)	一般競争	32,571,000 33,489,700	R3.11.22	R4.3.15	

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	当初契約金額(円) 最終契約金額(円)	契約年月日	完成年月日	区別
46	国道東武71号線道路改良工事	川崎市多摩区長沢3丁目15番地先	工事延長 L=73.2m 道路幅員 W=9.0m 舗装幅員 W=4.4m 他	(株)東武工務	一般競争	10,989,000 13,471,700	R3.2.3	R3.4.23	多摩区
47	衛生団公団ほか管理用排水設備修繕工事	川崎市多摩区南生田1-814ほか	管理施設整備工 N=1式 公共施設修繕工 N=1式 公共施設修繕等撤去工 N=1式	(株)三秀	指名競争	7,576,000 10,924,000	R3.12.21	R4.3.14	多摩区
48	二ヶ宿用水(沼河原)親水施設改良工事	川崎市多摩区沼河原6丁目15番地先	遊歩道設置(A) N=186m2 遊歩道設置(B) N=34m2 遊歩道設置(C) N=29m2 遊歩道設置(D) N=122m2 他	(株)三秀	一般競争	46,398,000 同上	R3.11.25	R4.3.31	多摩区
49	多摩区内市道子母口沼河原線道路幅員拡充工事	川崎市多摩区長沢2丁目15番地先	工事延長 L=98.9m 道路幅員 W=13.0m 歩道幅員 W=13.0m 側溝排水幅員 W=197m アスファルト舗装幅員 N=16枚 他	(株)三秀	一般競争	67,938,000 68,413,400	R3.3.2	R3.4.28	多摩区
50	上河原町管工分引工事	川崎市多摩区布田	手動掘削機・送水・埋管 N=5基 (右岸 N=1基、左岸 N=1基) 埋管排水幅員 W=197m 埋管排水幅員 W=197m 埋管排水幅員 W=197m 埋管排水幅員 W=197m 埋管排水幅員 W=197m 他	日立造船 (株)東沢本 日立造船	随意契約	62,150,000 62,228,400	R3.5.31	R4.3.14	多摩区
51	生田根府線(本線)橋上計画委託	川崎市多摩区生田4丁目15番地先	橋上 L=32.0m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 他	(株)小沢 東沢本 東沢本	一般競争	14,802,480 20,995,700	R2.9.8	R4.3.18	多摩区
52	むじなが池公園斜面修繕工事	川崎市多摩区白山4丁目6	コンクリート舗装 N=86m2	(株)澤山造園	指名競争	6,944,000 同上	R3.9.23	R2.11.30	多摩区
53	橋上修繕工事	川崎市多摩区百合丘5丁目22番地	橋上 L=32.8m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 橋幅員 W=12.0m 他	(株)フジタ 送水店	一般競争	31,130,000 28,419,600	R2.8.26	R3.2.15	多摩区
54	衛生区内公園整備工事	川崎市多摩区片平管内	除草機 A=1756m2 掘削機 A=3785m3	(株)川木工業	一般競争	86,482,000 88,170,500	R2.7.13	R3.3.25	多摩区
55	相生公園修繕(その2)工事	川崎市多摩区片平管内	不除草機 A=430m2 掘削機 A=3785m3 掘削機 A=3785m3	北建設 (株)	指名競争	7,744,000 8,319,300	R3.12.7	R4.2.24	多摩区
56	片平公園修繕(その2)工事	川崎市多摩区片平管内	排水設備整備工 N=1式 掘削機 A=3785m3 掘削機 A=3785m3	衛生建設 (株)	一般競争	13,277,000 13,610,300	R3.11.29	R4.3.15	多摩区
57	衛生区内市道長尾川橋上修繕工事	川崎市多摩区上生4丁目4番地先	工事延長 L=205.7m 道路幅員 W=9.0~9.0m 歩道幅員 W=4.4m 歩道幅員 W=4.4m 歩道幅員 W=4.4m 他	(株)IBF	一般競争	18,678,000 19,207,100	R3.11.1	R4.2.15	多摩区
58	市道百合丘102号線歩道整備工事	川崎市多摩区百合丘4丁目28番地先	工事延長 L=183.6m 道路幅員 W=2.1~3.1m 歩道幅員 W=2.1~3.1m 歩道幅員 W=2.1~3.1m 歩道幅員 W=2.1~3.1m 他	(株)三秀	一般競争	35,928,000 36,590,200	R3.11.15	R4.3.18	多摩区
59	千代ヶ丘5丁目公園(仮)遊具更新工事	川崎市多摩区千代ヶ丘5丁目91ほか	遊具更新工事	長栄興業 (株)	一般競争	44,891,000 45,277,100	R3.12.1	R4.3.15	多摩区
60	国道東武71号線道路改良工事	川崎市多摩区高生田6丁目15番地先	工事延長 L=50.4m 道路幅員 W=15.0m 歩道幅員 W=15.0m 歩道幅員 W=15.0m 歩道幅員 W=15.0m 他	(株)建設 カント川崎 カント川崎	指名競争	3,590,400 4,910,400	R3.10.21	R4.3.25	多摩区

工事番号	件名	履行場所	概要	請負者又は受託者	契約方法	当初契約金額(円) 最終契約金額(円)	契約年月日	完成年月日	区別
31	溝口駅前地区歩道改良工事	川崎市高津区溝口2丁目13番地先	工事延長 L=133.4m 道路幅員 W=3.8m 歩道幅員 W=3.8m 歩道幅員 W=3.8m 他	エヌアール (株)	一般競争	25,168,000 27,189,800	R3.12.13	R4.3.29	高津区
32	溝口駅前地区歩道改良工事	川崎市高津区溝口2丁目13番地先	工事延長 L=133.4m 道路幅員 W=3.8m 歩道幅員 W=3.8m 歩道幅員 W=3.8m 他	(株)KCH N	一般競争	32,791,000 33,075,900	R3.6.21	R3.12.7	高津区
33	高津区内市道長尾川橋上修繕工事	川崎市高津区長尾川橋上	ボンプ・掘削機・排水設備、区間修繕工事 掘削機 N=1基 掘削機 N=1基 掘削機 N=1基 他	(株)アリア 共同設計 ンケルアット	一般競争	14,564,880 19,966,100	R2.6.22	R4.3.25	高津区
34	土橋2丁目公園(仮)遊具更新工事	川崎市宮前区土橋2丁目13-1番地	遊具更新工事 遊具更新工事 遊具更新工事 遊具更新工事 他	(株)今井造園	指名競争	8,293,000 8,291,800	R2.12.14	R3.3.19	宮前区
35	花園地区内市道長尾川橋上修繕工事	川崎市宮前区長尾川橋上	工事延長 L=28m 道路幅員 W=18m 歩道幅員 W=18m 歩道幅員 W=18m 他	長栄興業 (株)	一般競争	18,770,000 23,720,400	R2.4.28	R3.3.24	宮前区
36	高津区内市道長尾川橋上修繕工事	川崎市宮前区長尾川橋上	工事延長 L=10m 道路幅員 W=1.5m 歩道幅員 W=1.5m 歩道幅員 W=1.5m 他	(株)栄建	一般競争	29,458,000 29,610,900	R2.12.11	R3.3.31	宮前区
37	有馬自転車保管所補修工事	川崎市宮前区有馬8丁目7番地	下層修繕 A=22m2 コンクリート外壁 N=1基 コンクリート外壁 N=1基 コンクリート外壁 N=1基 コンクリート外壁 N=1基 他	セムス神谷 川(株)	指名競争	5,654,000 9,004,600	R3.3.2	R4.3.25	宮前区
38	小宮公園整備工事	川崎市宮前区小宮2丁目24番地	ガス配管 A=279m2 ガス配管 A=279m2 ガス配管 A=279m2 ガス配管 A=279m2 他	長栄建設 業(株)	一般競争	18,065,000 20,143,200	R3.2.25	R3.8.23	宮前区
39	市道東武433号線道路改良工事	川崎市宮前区神見台2番地先	工事延長 L=275.2m 道路幅員 W=9.0m 歩道幅員 W=4.5m 歩道幅員 W=4.5m 他	(株)藤野組	一般競争	120,846,000 121,519,200	R3.3.2	R4.2.24	宮前区
40	宮崎台駅前自転車歩道整備工事	川崎市宮前区宮崎台2丁目15番地内	歩道幅員 W=15m 歩道幅員 W=15m 歩道幅員 W=15m 歩道幅員 W=15m 他	長栄建設 業(株)	一般競争	38,709,000 39,707,800	R3.10.18	R4.3.15	宮前区
41	宮崎台駅前地区歩道改良工事	川崎市宮前区宮崎台2丁目15番地先	工事延長 L=745m 道路幅員 W=26.5m 歩道幅員 W=13.0m 歩道幅員 W=13.0m 歩道幅員 W=13.0m 他	長栄建設 業(株)	一般競争	89,408,000 89,427,800	R3.7.13	R3.11.1	宮前区
42	養沼橋地区歩道改良工事	川崎市宮前区養沼橋3丁目2番地先	歩道幅員 W=1.5m 歩道幅員 W=1.5m 歩道幅員 W=1.5m 歩道幅員 W=1.5m 他	藤野組 業(株)	指名競争	2,652,800 同上	R3.8.16	R4.3.28	宮前区
43	多摩区内市道長尾川橋上修繕工事	川崎市多摩区片平管内	緊急修繕工 N=1式	(有)川木工業	指名競争	8,833,000 9,027,700	R2.4.1	R2.11.25	多摩区
44	川崎国際生田緑地歩道改良工事	川崎市多摩区南生田4丁目40番地内	自然形成型舗装工 N=1式 管工事 N=1式 公園歩道工 N=1式 中低木移植工 N=1式 他	(有)川木工業	一般競争	15,081,000 16,220,600	R2.9.24	R3.3.22	多摩区
45	多摩区内市道子母口沼河原線道路幅員拡充工事	川崎市多摩区長尾川橋上	工事延長 L=50.4m 道路幅員 W=15.0m 歩道幅員 W=15.0m 歩道幅員 W=15.0m 他	(株)三秀	一般競争	146,432,000 146,401,200	R2.8.7	R3.3.24	多摩区

人事委員会規則

川崎市職員の定年に係る勤務延長の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市職員の定年に係る勤務延長の手續に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の定年に係る勤務延長の手續に関する規則(昭和60年川崎市人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市職員の定年等に関する規則

第1条中「第4条第5項の規定に基づき、職員の定年に係る勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)の手續」を「の施行」に改める。

第2条第3項中「により勤務している職員を特別な事情により他の職へ異動させる必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。」を「を行った職員を、法令の改廃による組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に異動させることができる。」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「による申請書」を削り、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「条例第4条第3項の規定による」を削り、「又は」を「及び」に改め、「における」の次に「条例第4条第3項に規定する」を加え、「について」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 条例第4条第1項ただし書の規定による勤務延長に係る人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第2条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、勤務延長(条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合及び勤務延長の期限(同項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。)を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令又は通知書(以下、「辞令等」という。)を交付するものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

第3条を削る。

第4条の見出し中「報告」を「勤務延長に係る状況の報告」に改め、同条中「任命権者は、」の次に「毎年」を、「延長」の次に「(条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の事由及び期限」を加え、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、前条第5項の規定による異動を行った場合には、速やかに当該異動の内容を人事委員会に報告しなければならない。

第4条を第3条とする。

第5条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。
(管理監督職への任用の制限の特例)

第4条 任命権者は、条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令等を交付するものとする。異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

3 条例第9条第2項又は第4項に規定する人事委員会の承認の申請は、人事委員会が別に定める様式によって行うものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

4 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職とする。

(1) 校長の特定管理監督職群 市立学校の校長の職

(2) 教頭の特定管理監督職群 市立学校の副校長及び教頭の職

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第5条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項及び第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用)

第7条 条例第12条及び第13条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(条例第12条又は第13条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づ

づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令等を交付するものとする。附則第2項中「。以下「改正法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 この規則による改正後の職員の定年等に関する規則第2条及び第3条の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第32号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定による勤務延長(改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「新条例」という。)第4条の規定により引き続き勤務させることをいう。)について準用する。

3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例(次項において「旧条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年)に達している職員とする。

(暫定再任用)

5 改正条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項及び第17項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用(改正条例附則第5項、第6項、第10

項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。以下、この項及び附則第7項において同じ。)を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

6 改正条例附則第9項又は改正条例第12項、第15項若しくは第18項において準用する改正条例附則第9項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

7 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第7項若しくは改正条例附則第12項、第15項若しくは第18項において準用する改正条例附則第7項の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令又は通知書を交付するものとする。

(改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

8 改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項から附則第10項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同様の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この項から附則第10項までにおいて同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年であるものに限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

9 改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

10 改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第8項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とする。

川崎市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の分限に関する規則（平成11年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第3項に規定する人事委員会規則で定める通知）

3 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する条例附則第3項に規定する通知は、書面によって行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「取消」を「取り消」に改める。

第24条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市職員の初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給調整手当の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（条例附則第33項の規定の適用を受ける職員の初任給調整手当の額）

2 条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、第4条第1項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第7号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第33項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額）

3 条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第3条各項の規定の適用については、当分の間、同条第1項各号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第8号

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年川崎市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第33項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第2号並びに第3条第1項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第9号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「第16条の3第3項」を「第16条の3第4項」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第10号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「法」という。」を削り、同条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第1号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項」に改め、「された職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第33項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額)

3 条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第2条各号の規定の適用については、当分の間、第2条中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第2条の規定を適用する。

川崎市職員の給与に関する条例附則第35項、第37項、第38項又は第40項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第11号

川崎市職員の給与に関する条例附則第35項、第37項、第38項又は第40項の規定による給

料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)附則第35項、第37項、第38項又は第40項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第35項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第33項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第20号。以下「初任給規則」という。)第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第3条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第1から第8までに定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 給与条例第3条第3項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に初任給規則第19条に規定する割合(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てた額)をいう。

(9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第35項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第35項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員

- ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
- イ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
- ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第37項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以

下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は

第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第37項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(定年条例第9条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号

アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。))をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の

前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会の定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。))には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。
 - (特例任用期間降格職員に対する給与条例附則第38項の規定による給料の支給)
- 第7条 特例任用期間降格職員(第3項特例任用職員の

うち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格相当日給料月額」という。）が、特例任用期間降格職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第7条基礎給料月額と降格相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と降格相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特例任用期間降格職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格職員となった日の翌日から法第

28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格職員となった日以後に給料表異動等をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第38項の規定による給料の支給）

第8条 給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣者又はその他これらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に任用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第33項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される

職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員、公益的法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者又はその他これらに準ずる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員
(この規則により難い場合の措置)

第9条 給与条例附則第35項、第37項、第38項又は第40項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第35項、第37項、第38項又は第40項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第2号

第33回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年3月8日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和5年3月10日（金） 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

- (1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第3号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について
- (4) 議案第4号 非農地証明について
- (5) 議案第5号 令和5年度税制改正要望（案）について
- (6) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (7) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (8) 報告第3号 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
- (9) 報告第4号 生産緑地の主たる従事者証明について
- (10) 報告第5号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (11) 報告第6号 令和5年度農地等利用最適化の推進に関する意見（素案）について
- (12) 報告第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（素案）について
- (13) その他

職 員 共 済 組 合 告 告

川崎市共済公告第1号

令和5年第1回川崎市職員共済組合組合会を次のとおり招集します。

令和5年3月1日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

- 1 開催日時 令和5年3月15日(水) 午後4時
- 2 開催場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎18階大会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - (1) 川崎市職員共済組合定款の一部変更についての理事長の専決処分の承認について
 - (2) 川崎市職員共済組合運営規則の一部改正(案)の承認について
 - (3) 川崎市職員共済組合定款の一部変更(案)の承認について
 - (4) 川崎市職員共済組合令和5年度事業計画及び予算(案)の承認について

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第40号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月2日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第41号

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月6日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第42号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用す

る地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月8日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第43号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月10日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第9期		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第44号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月13日

川崎市川崎区長 増田 宏之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第45号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居

所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月13日

川崎市川崎区長 増田宏之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第46号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市川崎区長 増田宏之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第47号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市川崎区長 増田宏之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第48号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市川崎区長 増田宏之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第49号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市川崎区長 増田宏之

（別紙省略）

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第16号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年2月28日

川崎市幸区長 赤坂慎一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第17号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月8日

川崎市幸区長 赤坂慎一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第18号

次の後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達する

ことができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月10日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料			2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第19号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月10日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	特別徴収第1期以降		計1件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	特別徴収第2期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第20号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第1期分以降	令和5年3月31日	計3件(1名)
令和4年度	介護保険料	第1期分以降		計1件(1名)

令和4年度	介護保険料	第6期分以降	令和5年3月31日	計2件(1名)
-------	-------	--------	-----------	---------

(別紙省略)

川崎市幸区公告第21号

次の介護保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数備考
令和4年度	介護保険料			計5件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第22号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市幸区長 赤坂慎一

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第14号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第15号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第16号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月7日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第17号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年3月7日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第18号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第11号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月6日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第12号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第12号

次の国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月8日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
令和4年度				計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第13号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第12号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月9日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第13号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年3月13日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第2号

川崎市高津区投票区設置告示(平成20年川崎市高津区選挙管理委員会告示第15号)の一部を次のとおり改正し、令和5年3月1日から施行します。

令和5年3月1日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 宇佐美善愛

川崎市高津区投票区設置告示

川崎市高津区投票区設置告示(平成20年川崎市高津区選挙管理委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

表中

「

第11投票区	上作延(1番地から135番地まで、211番地から391番地まで、462番地から491番地まで、709番地から898番地まで、901番地から906番地まで)、向ヶ丘(137番地以降)
--------	--

」

を

「

第11投票区	上作延(1番地から135番地まで、211番地から391番地まで、462番地から491番地まで、709番地から898番地まで、901番地から906番地まで)、上作延1丁目(7番から9番まで、28番以降)、上作延2丁目、上作延3丁目、向ヶ丘(137番地以降)
--------	---

」

に、

表中

「

第12投票区	上作延(136番地から210番地まで、392番地から461番地まで、492番地から708番地まで、899番地から900番地まで、907番地以降)、下作延(571番地から587番地まで、628番地から946番地まで)、下作延2丁目(33番以降)、下作延3丁目、下作延4丁目(24番以降)、向ヶ丘(1番地から136番地まで)
--------	--

を

「

第12投票区	上作延 (136番地から210番地まで、392番地から461番地まで、492番地から708番地まで、899番地から900番地まで、907番地以降)、上作延1丁目 (1番から6番まで、10番から27番まで)、下作延 (571番地から587番地まで、628番地から946番地まで)、下作延2丁目 (33番以降)、下作延3丁目、下作延4丁目 (24番以降)、向ヶ丘 (1番地から136番地まで)
--------	--

」

に、改める。